

災害廃棄物の処理に係る調査

1. 調査の概要

令和3年度までの大規模災害発生時における近畿ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、基本情報の補完（変更事項の確認）を行った。

また、今年度新規に整理する事項として次の2点を整理した。

- ・災害廃棄物処理における防災・危機管理部局との連携状況調査
- ・通常時の退蔵品及び高齢化に伴う廃棄物対策に関する調査

2. 過年度調査に引き続いて実施する調査の項目

2.1 更新・補完調査の概要

令和3年度調査などの過年度に引き続き、下表の調査項目について調査を行った。府県、市町村、組合を対象としたアンケート調査は以下の方法で実施した。

- ・府県担当者宛てに調査票を添付したメールを配信し、府県担当者から調査対象者に配信。調査対象者は環境省の委託業者に直接返信。
- ・昨年度調査の内容を参照した上で、回答票へ記述。
- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみ。
- ・環境省本省アンケート調査結果は、「令和4年度廃棄物処理実態調査」に基づく令和4年12月28日時点の速報値（今後、公表される数値と異なる可能性がある）。

図表 2-1 調査内容と調査実施方法

調査内容		調査方法		
		アンケート調査	環境省本省アンケート*活用	現地調査
1	災害廃棄物仮置場	○	○	
2	危険物取扱施設及び石綿含有建築物の課題調査	○		
3	国有地・府県有地等の仮置場候補地の現地調査			○
4	災害廃棄物処理計画の策定状況等		○	
5	災害時相互協定		○	
6	災害廃棄物処理に関する研修・訓練		○	
7	廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況		○	
8	住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時）		○	
9	社会福祉協議会との平時からの連絡体制		○	

注. ※一般廃棄物処理実態調査…令和4年度本省調査

2.2 調査結果

2.2.1 災害廃棄物仮置場

(1) 調査趣旨

近畿ブロックの全自治体を対象に、災害発生時における廃棄物の集積所（家の近くの一時的な仮置場）と、仮置場の候補地の選定状況を把握した。（本報告書において集積所、仮置場の定義は図表 2-2 のとおりとする。）避難場所、仮設住宅用地等の候補を含めたオープンスペースとして選定している場合も合わせて把握した。

また、今年度は、国・府県有地の利用意向を確認する調査項目を追加するとともに、設問ごとに府県と市町村のどちらが回答するかを明確にしたうえで調査を実施した。

図表 2-2 仮置場の区分と条件

条件	集積所 （家の近くの一時的な仮置場）	仮置場（長期に渡って活用）
広さ	<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋の前のスペース 児童公園や集会場駐車場程度 	<ul style="list-style-type: none"> 運動公園や地区運動場程度
搬出作業・重機の利用	<ul style="list-style-type: none"> 重機は利用できない広さ 大型(10t)車両による搬出は出来ない 	<ul style="list-style-type: none"> 重機が利用できる広さ 大型(10t)車両による搬出が可能
粗選別の有無	<ul style="list-style-type: none"> 粗選別はできない広さ 	<ul style="list-style-type: none"> 粗選別ができる広さ
災害廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> 主に片付けごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 片付けごみ 解体・撤去による廃棄物
持ち込み方法	主に下記で持ち込み <ul style="list-style-type: none"> 自家用車(軽トラ・乗用車等) 手作業 一輪車 リヤカー 等 	主に下記で持ち込み <ul style="list-style-type: none"> パッカー車 トラック 自家用車(ワゴン車、軽トラ等) 等

(2) 調査結果

① 調査対象及び回収状況

近畿ブロック 2 府 4 県の府県・市町村 204 自治体に府県を通じて調査票を配信した。府県・市町村の有効回答は 163 自治体（回答率 79.9%）であった。

図表 2-3 アンケート調査（災害廃棄物仮置場）の配信と回収の結果

	配信数	回収数	有効回答数	回答率(有効回答数/配信数)
滋賀県	20	12	12	60.0%
京都府	27	16	16	59.3%
大阪府	44	37	37	84.1%
兵庫県	42	37	37	88.1%
奈良県	40	34	34	85.0%
和歌山県	31	27	27	87.1%
計	204	163	163	79.9%

注. 有効回答数・・・調査票の返信があった回収数のうち無効票（すべての設問が無回答）を除いた回答数

②調査結果概要

ア) 多くの自治体は仮置場を設置予定で、あわせて集積所も設ける自治体は半数以上

近畿2府4県で仮置場を設けない自治体は1団体のみである。仮置場への持ち込み方法の違いはあるが、仮置場と集積所の両方を設置して回収することを想定している自治体は、2府4県で56.1%と半数以上であり、昨年度と同じ傾向であった。

イ) 仮置場候補地のリストアップ団体は微増、現地調査済の候補地は横ばい傾向にあり、今後は仮置場設置実績のない市町村の現地調査の実施が必要

2府4県で、仮置場候補地を災害時の用途が未決定であるオープンスペースとして位置づけている団体数は51.3%、80団体（昨年度48.4%、77団体）と昨年度と変わらないが、リストアップ状況は、「リストアップ済み」が55.8%、87団体（昨年度49.7%、79団体）と昨年度と同様に微増傾向にある。

また、現地調査状況をみると、「概ね現地調査は実施済みである」は54.0%、47団体（昨年度57.0%、45団体）で横ばい傾向にある。「現地調査をする必要がない」割合は10.3%、9団体（昨年度8.9%、7団体）で昨年度とあまり変わらない。現地調査を行わない理由をみると、仮置場としての実績があることが示されている。今後は、実績のない市町村における実施を増加させていくことが必要である。

ウ) 仮置場候補地数は増加しているが、小規模な仮置場のリストアップが進む

リストアップ済みと回答のあった仮置場候補地は2府4県全体で1,338箇所（昨年度1,011箇所）あげられており、320箇所以上増加した。仮置場候補地の内訳をみると、所有者や土地利用、周辺の主な土地利用が公表不可の割合が横ばいもしくは増加しており、昨年度と同様に仮置場の候補地のリストアップが広く進んでいることが伺える。

仮置場の敷地面積は、昨年度と比較して全体の比率に大きな変化はなかったが、「5,000㎡未満」が約5ポイント増加していることから、小規模でも候補地としてリストアップしておく市町村が増えていることが伺える。なお、仮置場候補地のうち、実際に利用可能な面積を把握できているものは全体の3割にとどまっており、10,000㎡以上を仮置場として使用できるものは8.9%と1割に満たなかった。

一方、仮置場候補地の所有者との調整状況においては、「所有者とは未調整」の候補地の割合は58.6%（昨年度54.7%）、「所有者とは未調整（内々での決定事項）」6.6%（昨年度2.2%）となり、未調整の割合が昨年度と比べて7ポイント減少した。昨年度の結果では、所有者との調整が10ポイント程度増えるなど所有者との調整との進展が見られたが、今年度は、仮置場候補地が新たに増えたことにより、未調整箇所が増加したと考えられる。

エ) 集積所のリストアップが必要との認識の向上が見られる

集積所を「リストアップ済みである」、「現在リストアップ中である」団体は2府4県で29団体、32.6%（昨年度31団体、32.6%）と横ばい傾向にある。一方、「今後

リストアップする予定である」は34団体、38.2%（昨年度31団体、32.6%）と5ポイント程度増加、「リストアップする予定がない」は25団体、28.1%（昨年度33団体、34.1%）と約6ポイント減少しており、リストアップが必要だとの認識が高まっていることが伺える。1箇所あたりの世帯対象数は「検討中」が最も多く、集積所の管理として「自治会等の住民による管理」を想定している市町村が多い傾向は、昨年度と変わらなかった。

オ) 災害廃棄物発生量の試算は若干増加、仮置場候補予定地との比較検討は減少

災害廃棄物発生量の試算状況は、「災害廃棄物処理計画等で試算済みである」が昨年度と比べて3ポイント増加し、試算中を含めても2ポイント増加していることから、試算していなかった団体も徐々にではあるが、試算を進めていることが伺える。

なお、仮置場候補予定地との比較検討割合は70.5%（昨年度84.2%）と、昨年度から13ポイント以上減少している。仮置場候補地が増加したことを考慮すると、試算を進めているものの、仮置場が増えたことに伴う比較には至っていないことが想定される。

カ) 国有地・府県有地の利用意向は半数以上、施設用地や自衛隊駐屯地など具体的な候補地を確認

国有地・府県有地を仮置場として利用したいかどうかの確認を行った結果、2府4県の53.4%、87団体が「可能であれば利用したい」と利用意向を示した。具体的な箇所として138箇所挙げられており、施設用地や公園、港湾用地、道路用地、河川敷のほか、自衛隊駐屯地などが希望されている。なお、利用にあたっては「国や府県との調整」について、65.6%の市町村が懸念事項として挙げられている。そのため、限られた場所で小規模な仮置場のリストアップを進めている市町村の新たな仮置場候補地として、国や府県の各所管課と調整を進め、仮置場の確保を進めていくことが望まれる。

(3) アンケートの結果

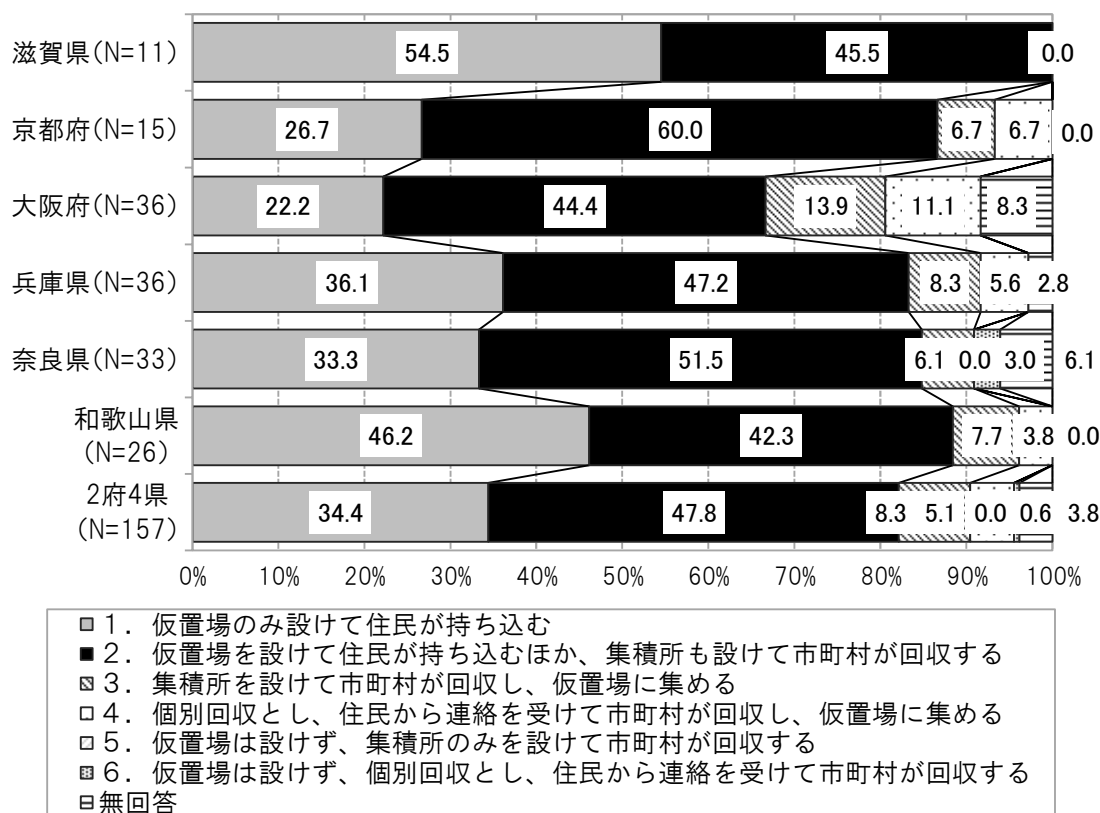
① 片付けごみの運搬回収方法

近畿2府4県の片付けごみの回収方法は仮置場を設けない自治体は奈良県で1団体のみである。「仮置場を設けて住民が持ち込むほか、集積所も設けて市町村が回収する」もしくは「集積所を設けて市町村が回収し、仮置き場に集める」と回答し、仮置場と集積所の両方の設置を想定している自治体は56.1%（昨年度53.5%）であった。

府県別にみると、「仮置場のみ設けて住民が持ち込む」割合が最も多い府県は滋賀県54.5（昨年度63.2%）、和歌山県46.2%（昨年度55.0%）で、そのほかの府県は、「仮置場を設けて住民が持ち込むほか、集積所も設けて市町村が回収する」割合が最も多く、昨年度と同じ傾向であった。

また、大阪府は、「集積所を設けて市町村が回収し、仮置場に集める」割合、および「個別回収とし、住民から連絡を受けて市町村が回収し、仮置き場に集める」割合が、他の府県より5ポイント程度多い。

図表 2-4 片付けごみの運搬回収方法（市町村対象設問）



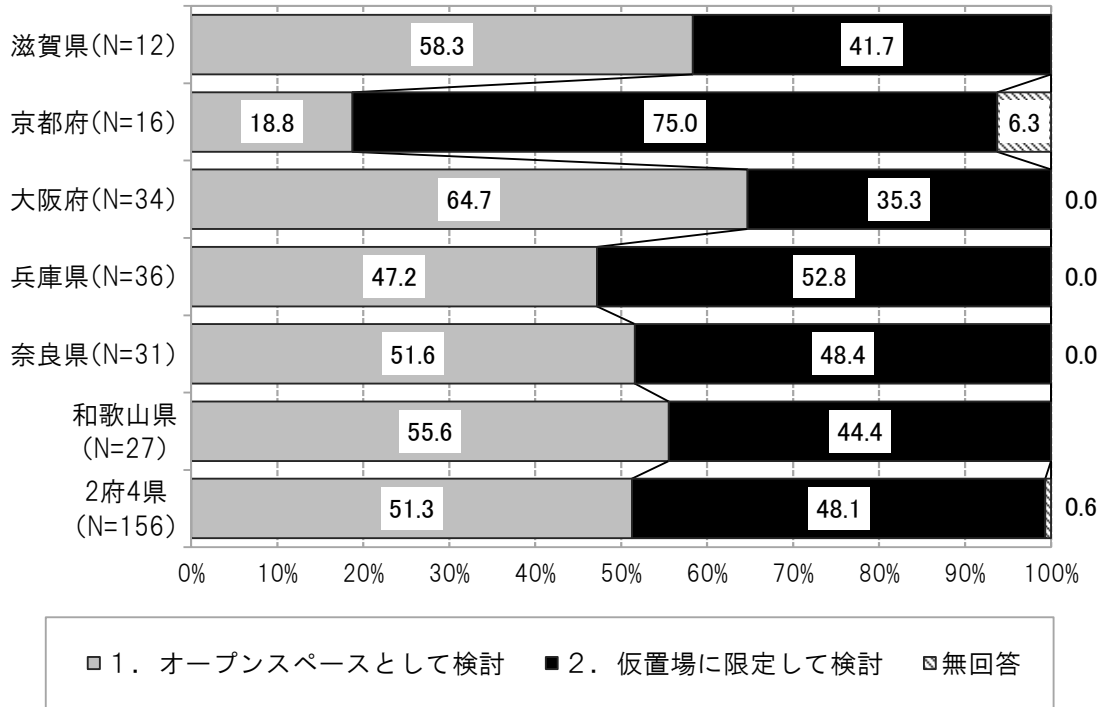
図表 2-5 片付けごみの運搬回収方法

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 仮置場のみ設けて住民が持ち込む	回答数	6	4	8	13	11	12	54
	回答率	54.5%	26.7%	22.2%	36.1%	33.3%	46.2%	34.4%
2. 仮置場を設けて住民が持ち込むほか、集積所も設けて市町村が回収する	回答数	5	9	16	17	17	11	75
	回答率	45.5%	60.0%	44.4%	47.2%	51.5%	42.3%	47.8%
3. 集積所を設けて市町村が回収し、仮置場に集める	回答数	0	1	5	3	2	2	13
	回答率	0.0%	6.7%	13.9%	8.3%	6.1%	7.7%	8.3%
4. 個別回収とし、住民から連絡を受けて市町村が回収し、仮置場に集める	回答数	0	1	4	2	0	1	8
	回答率	0.0%	6.7%	11.1%	5.6%	0.0%	3.8%	5.1%
5. 仮置場は設けず、集積所のみを設けて市町村が回収する	回答数	0	0	0	0	0	0	0
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 仮置場は設けず、個別回収とし、住民から連絡を受けて市町村が回収する	回答数	0	0	0	0	1	0	1
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.6%
無回答	回答数	0	0	3	1	2	0	6
	回答率	0.0%	0.0%	8.3%	2.8%	6.1%	0.0%	3.8%
合計	回答数	11	15	36	36	33	26	157
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②仮置場候補地の位置づけ

仮置場の設置を想定している団体に対して、各団体で検討されている仮置場候補地の位置づけを確認した。近畿2府4県では、発災後に防災等の関連部局との調整が必要となる場合が多い「オープンスペース（災害時の用途は未決定）」が51.3%、80団体（昨年度48.4%、77団体）を占めており、昨年度と同程度であった。

図表 2-6 仮置場候補地の位置づけ（府県・市町村対象設問）



注. 「非該当」を除く

図表 2-7 仮置場候補地の位置づけ

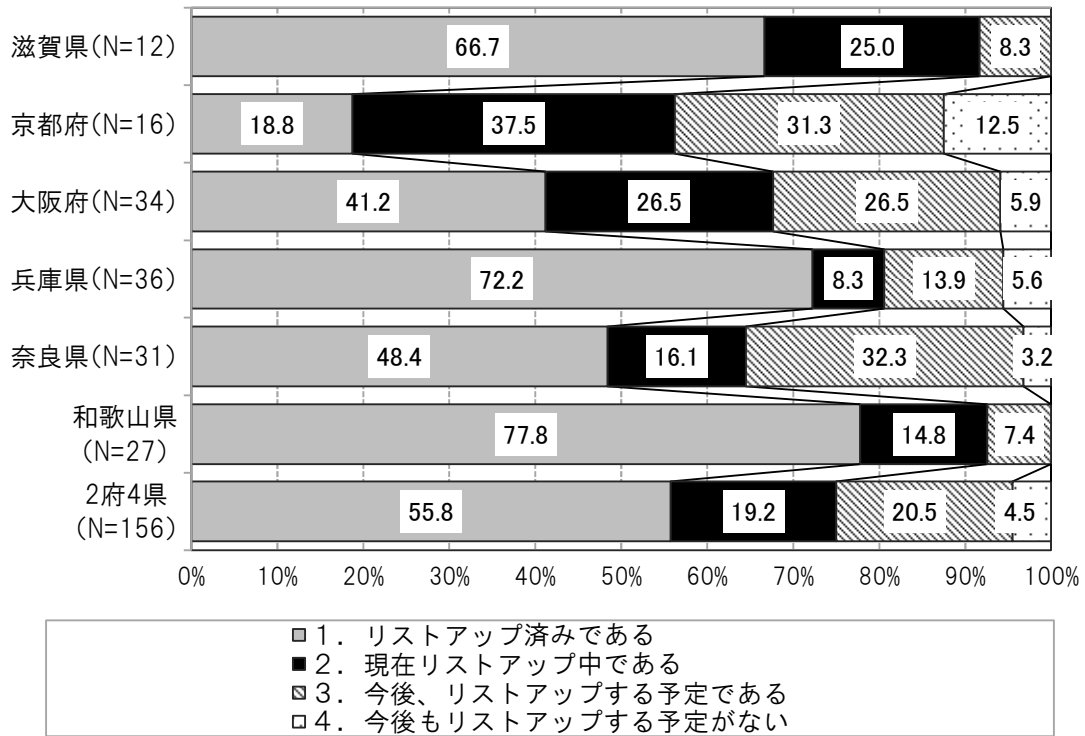
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. オープンスペースとして検討	回答数	7	3	22	17	16	15	80
	回答率	58.3%	18.8%	64.7%	47.2%	51.6%	55.6%	51.3%
2. 仮置場に限定して検討	回答数	5	12	12	19	15	12	75
	回答率	41.7%	75.0%	35.3%	52.8%	48.4%	44.4%	48.1%
無回答	回答数	0	1	0	0	0	0	1
	回答率	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
合計	回答数	12	16	34	36	31	27	156
	回答率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100.0%

③仮置場候補地のリストアップの状況

仮置場候補地のリストアップ状況をみると、2府4県の合計では、「リストアップ済み」は55.8%、87団体（昨年度49.7%、79団体）、「現在リストアップ中である」は19.2%、30団体（昨年度21.4%、34団体）で、リストアップに取り組んでいる団体は昨年度に比べて微増であった。

府県ごとの状況を見ると、滋賀県、和歌山県はリストアップ中も含めると9割以上を占めており、他県に比べて取り組むが進んでいることが伺える。

図表 2-8 仮置場候補地のリストアップの状況（府県・市町村対象設問）



注. 「非該当」を除く

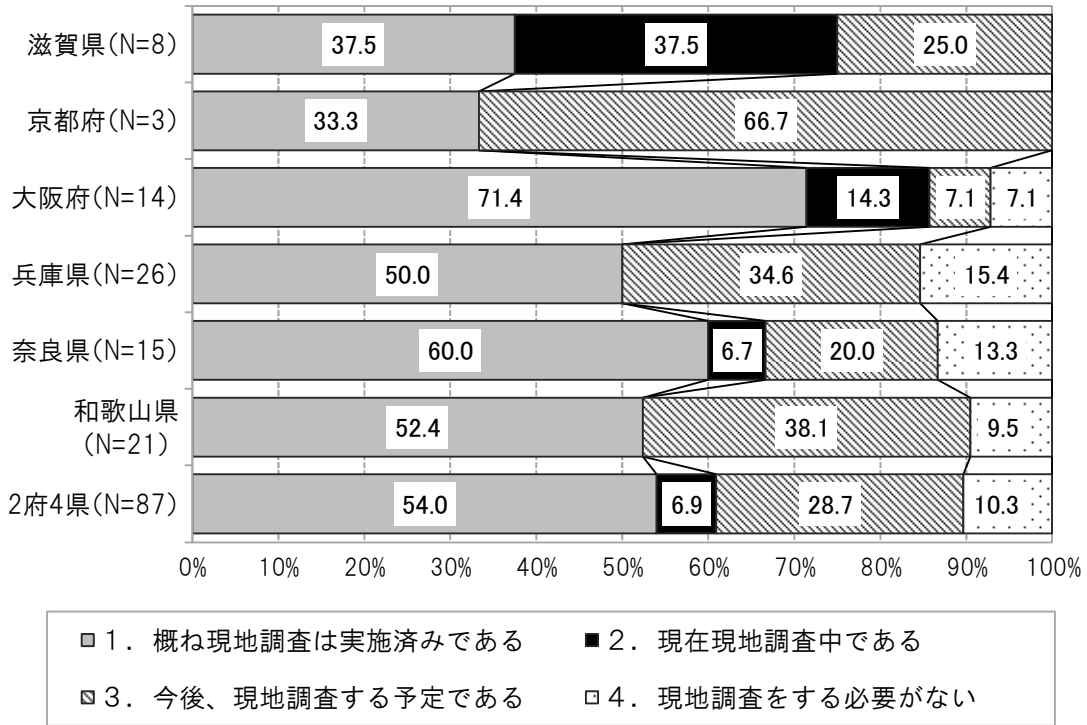
図表 2-9 仮置場候補地のリストアップの状況

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. リストアップ済みである	回答数	8	3	14	26	15	21	87
	回答率	66.7%	18.8%	41.2%	72.2%	48.4%	77.8%	55.8%
2. 現在リストアップ中である	回答数	3	6	9	3	5	4	30
	回答率	25.0%	37.5%	26.5%	8.3%	16.1%	14.8%	19.2%
3. 今後、リストアップする予定である	回答数	1	5	9	5	10	2	32
	回答率	8.3%	31.3%	26.5%	13.9%	32.3%	7.4%	20.5%
4. 今後もリストアップする予定がない	回答数	0	2	2	2	1	0	7
	回答率	0.0%	12.5%	5.9%	5.6%	3.2%	0.0%	4.5%
無回答	回答数	0	0	0	0	0	0	0
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	回答数	12	16	34	36	31	27	156
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

④仮置場候補地の事前の現地調査の状況

仮置場候補地をリストアップ済みの団体を対象とした、事前の現地調査の状況を見ると、2府4県の合計では、「概ね現地調査は実施済みである」は54.0%、47団体（昨年度57.0%、45団体）で横ばいである。「現地調査をする必要がない」割合は10.3%、9団体（昨年度8.9%、7団体）で、理由として仮置場としての実績があることが示されている。

図表 2-10 仮置場候補地の事前の現地調査の状況（府県・市町村対象設問）



注。「非該当」を除く

図表 2-11 仮置場候補地の事前の現地調査の状況

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 概ね現地調査は実施済みである	回答数	3	1	10	13	9	47
	回答率	37.5%	33.3%	71.4%	50.0%	60.0%	54.0%
2. 現在現地調査中である	回答数	3	0	2	0	1	6
	回答率	37.5%	0.0%	14.3%	0.0%	6.7%	6.9%
3. 今後、現地調査する予定である	回答数	2	2	1	9	3	25
	回答率	25.0%	66.7%	7.1%	34.6%	20.0%	28.7%
4. 現地調査をする必要がない	回答数	0	0	1	4	2	9
	回答率	0.0%	0.0%	7.1%	15.4%	13.3%	10.3%
無回答	回答数	0	0	0	0	0	0
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	回答数	8	3	14	26	15	87
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

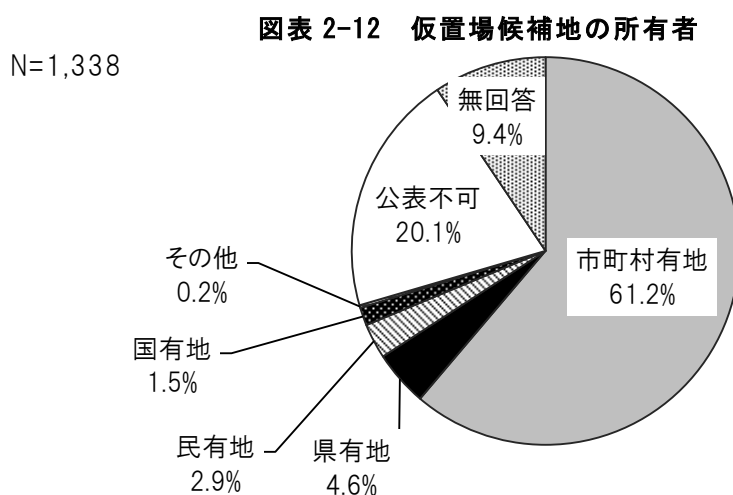
■現地調査をする必要がない理由

- ・災害時において仮置場として使用した実績があるため
- ・現在も瓦礫処分場として運用している
- ・平成23年台風12号被災時における実績地の為
- ・過去に仮置き場として利用している
- ・廃棄物部局内での内々のリストであり、県庁内で調整されておらず現地調査できる段階にない
- ・ごみ中継施設(旧クリーンセンターの空き地及び駐車場を利用予定)

⑤仮置場候補地の所有者

リストアップ済みと回答のあった仮置場候補地は2府4県全体で1,338箇所（昨年度1,011箇所）あげられており、320箇所以上増加した。

仮置場候補地の所有者の割合は「市町村有地」、「府県有地」が全体の65.8%（昨年度70.0%）と多く、「民有地」は2.9%（昨年度4.3%）と減少した。公表不可の割合20.1%（昨年度22.8）は横ばい傾向であり、無回答9.4%（昨年度0.5%）は約9ポイント増加した。

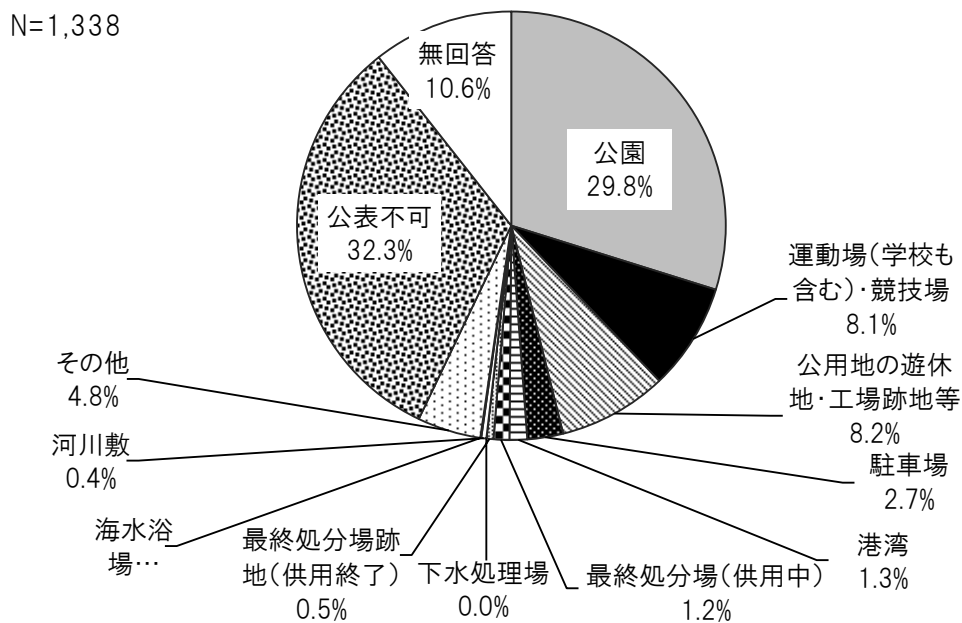


注. 母数 (N=●) は回答のあった仮置場候補地の箇所数

⑥仮置場候補地の平時の用途

仮置場候補地の平時の用途はリストアップ済みの仮置場候補地1,338箇所中、「公園」、「運動場（学校も含む）・競技場」が37.9%（昨年度50.5%）を占め、次いで「公用地の遊休地・工場跡地等」、「駐車場」が用途として挙げられた。昨年度と比較して「公表不可」32.2%（昨年度22.85）が9ポイント以上、「無回答」10.6%（昨年度0.4%）が10ポイント以上増加した。

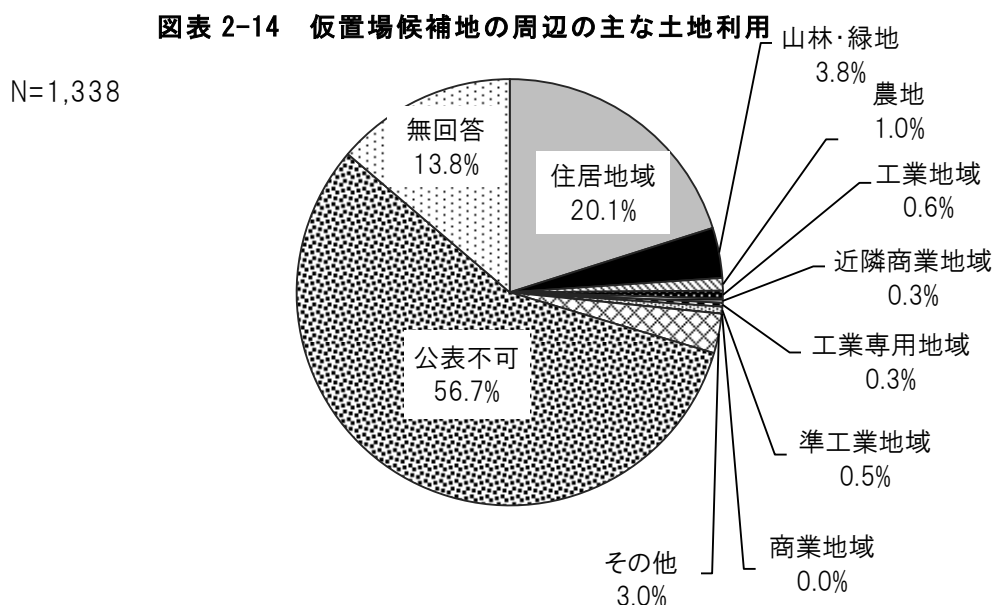
図表 2-13 仮置場候補地の平時の用途



注. 母数 (N=●) は回答のあった仮置場候補地の箇所数

⑦仮置場候補地の周辺の主な土地利用

リストアップ済みの仮置場候補地1,338箇所の周辺の主な土地利用として「住居地域」が20.1%（昨年度20.8%）と最も多く、次いで、「山林・緑地」が3.8%（昨年度6.4%）を占める。公表不可の比率は56.7%（昨年度54.5%）と2ポイント増加、「無回答」13.8%（昨年度3.5%）から10ポイント増加している。

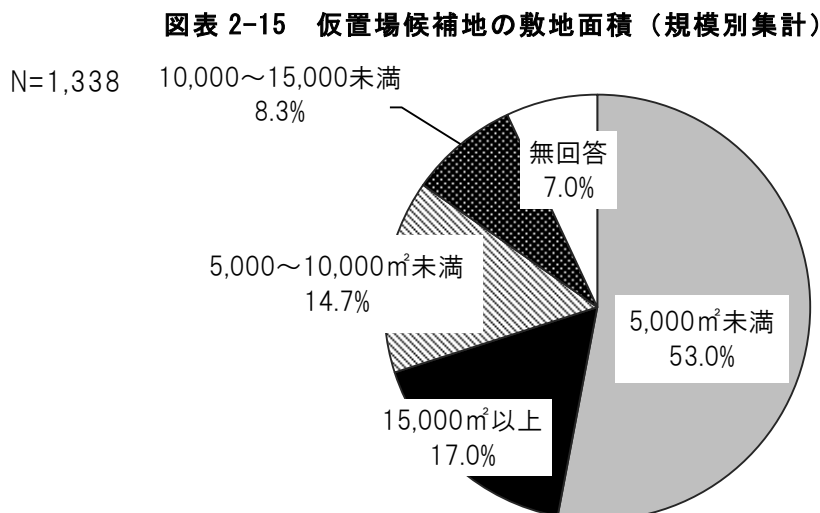


注. 母数 (N=●) は回答のあった仮置場候補地の箇所数

⑧仮置場候補地の面積

ア) 敷地面積

リストアップ済みの仮置場候補地1,338箇所の敷地面積は「5,000㎡未満」が53.0%（昨年度47.8%）と最も多く、5ポイント程度増加している。次いで「15,000㎡以上」が17.0%（昨年度17.5%）であるが、昨年度と比べて、面積区分の構成比率に大きな変化はない。

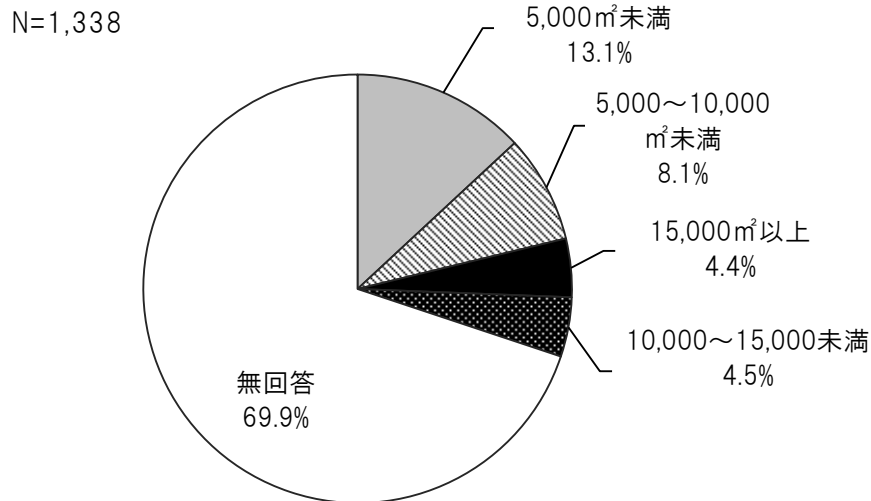


注. 母数 (N=●) は回答のあった仮置場候補地の箇所数

イ) 敷地面積のうち仮置場として使用可能な面積

リストアップ済みの仮置場候補地1,338箇所の敷地面積のうち、山林や建物等を除いた仮置場として使用可能な面積は「無回答」が69.9%（昨年度62.4%）と7ポイント以上増加した。使用可能な面積が把握できているものは全体の約3割にあたる30.1%（昨年度37.6%）程度である。10,000㎡以上を仮置場として使用可能であるものは8.9%（昨年度12.0%）であった。

図表 2-16 仮置場候補地の敷地面積のうち仮置場として使用可能な面積（規模別集計）



注. 母数 (N=●) は回答のあった仮置場候補地の箇所数

ウ) 敷地総面積

近畿ブロック内の自治体で災害時の仮置場候補地としてリストアップされている敷地1,338箇所の敷地面積の合計は、3,348万㎡（昨年度2,962万㎡）であった。

仮置場候補地のうち、仮置場として使用可能な面積に限定すると、昨年度から若干減少した。

図表 2-17 仮置場候補地の敷地面積（府県別集計）（単位：万㎡）

区分	年度	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
仮置場候補地の面積	令和4年度	141	22	1,774	807	197	406	3,348
	令和3年度	158	78	1,542	785	67	332	2,962
	令和2年度	81	84	2,196	1,083	94	337	3,876
	令和元年度	71	49	2,185	66	35	319	2,724
	平成30年度	75	13	2,650	59	66	328	3,191
	平成29年度	75	72	517	65	30	343	1,102
	平成28年後	10	72	24	47	27	344	524
候補地のうち仮置場として使用可能な面積	令和4年度	24	22	233	83	59	112	533
	令和3年度	69	66	258	58	65	75	590
	令和2年度	58	83	227	48	84	112	612
	令和元年度	29	39	227	27	12	85	419

注. 今年度の調査で仮置場候補地の敷地面積不明・無回答の仮置場候補地は93件

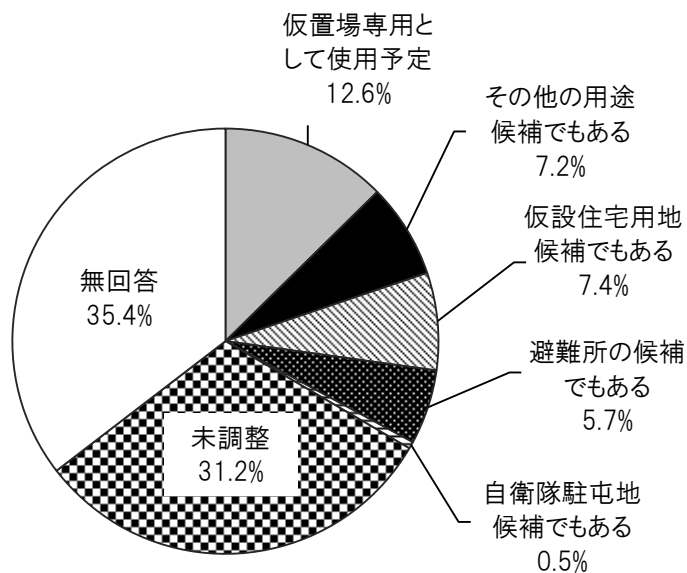
⑨仮置場候補地における庁内での用途調整状況

リストアップ済みの仮置場候補地1,338箇所の庁内での用途調整状況は、「仮置場専用として使用予定」の割合が12.6%（昨年度16.0%）と3ポイント程度減少した。

昨年度と比べると、「未調整」31.2%（昨年度21.6%）が約10ポイント増加している。

図表 2-18 仮置場候補地の庁内での用途調整状況

N=1,338



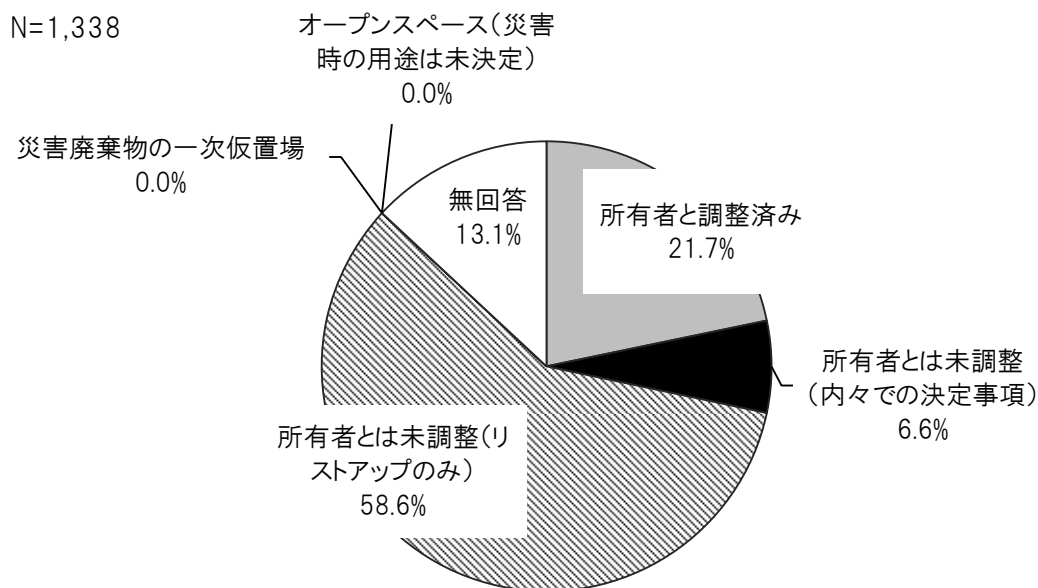
注. 母数 (N=●) は回答のあった仮置場候補地の箇所数

⑩仮置場候補地における所有者との調整状況

リストアップ済みの仮置場候補地1,338箇所のうち、「所有者と調整済み」の割合は21.7%（昨年度29.2%）で昨年度から7ポイント減少した。また、「所有者とは未調整（内々での決定事項）」は6.6%（昨年度2.2%）、「所有者と未調整」は58.6%（昨年度54.7%）と、いずれも4ポイント程度増加している。

「無回答」の割合は13.9%であり、昨年度（8.8%）より5ポイント増加している。

図表 2-19 仮置場候補地の所有者との調整状況

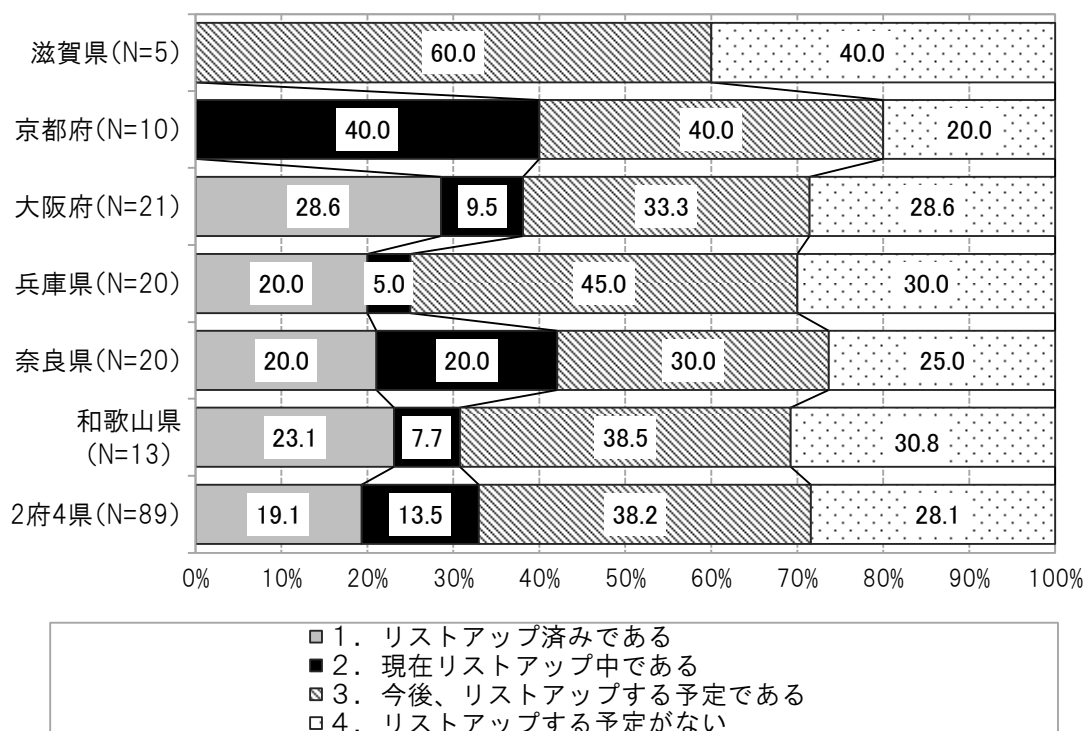


注. 母数 (N=●) は回答のあった仮置場候補地の箇所数

⑪集積所（家の近くの一時的な仮置場）のリストアップの状況

集積所を「リストアップ済みである」、「現在リストアップ中である」団体は2府4県で29団体、32.6%（昨年度31団体、32.6%）と横ばい傾向にある。一方、「今後リストアップする予定である」は34団体、38.2%（昨年度31団体、32.6%）と5ポイント程度増加、「リストアップする予定がない」は25団体、28.1%（昨年度33団体、34.1%）と約6ポイント減少した。

図表 2-20 集積所（家の近くの一時的な仮置場）のリストアップの状況



注. 「非該当」を除く

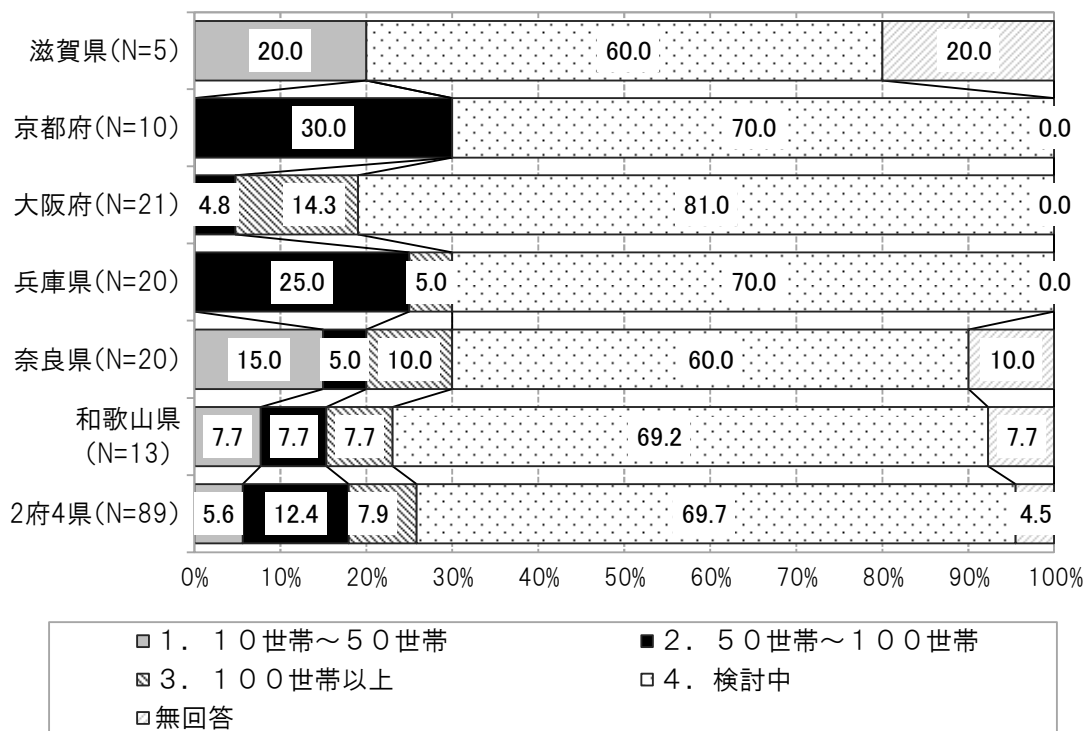
図表 2-21 集積所（家の近くの一時的な仮置場）のリストアップの状況

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. リストアップ済みである	回答数	0	0	6	4	4	3	17
	回答率	0.0%	0.0%	28.6%	20.0%	20.0%	23.1%	19.1%
2. 現在リストアップ中である	回答数	0	4	2	1	4	1	12
	回答率	0.0%	40.0%	9.5%	5.0%	20.0%	7.7%	13.5%
3. 今後、リストアップする予定である	回答数	3	4	7	9	6	5	34
	回答率	60.0%	40.0%	33.3%	45.0%	30.0%	38.5%	38.2%
4. リストアップする予定がない	回答数	2	2	6	6	5	4	25
	回答率	40.0%	20.0%	28.6%	30.0%	25.0%	30.8%	28.1%
無回答	回答数	0	0	0	0	1	0	1
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	1.1%
合計	回答数	5	10	21	20	20	13	89
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑫集積所（家の近くの一時的な仮置場） 1箇所あたりの対象世帯数

集積所1箇所あたりの対象世帯数をみると、近畿2府4県の69.7%、62団体（昨年度69.5%、66団体）が「検討中」であり、昨年度と同程度であった。

図表 2-22 集積所（家の近くの一時的な仮置場） 1箇所あたりの対象世帯数



注。「非該当」を除く

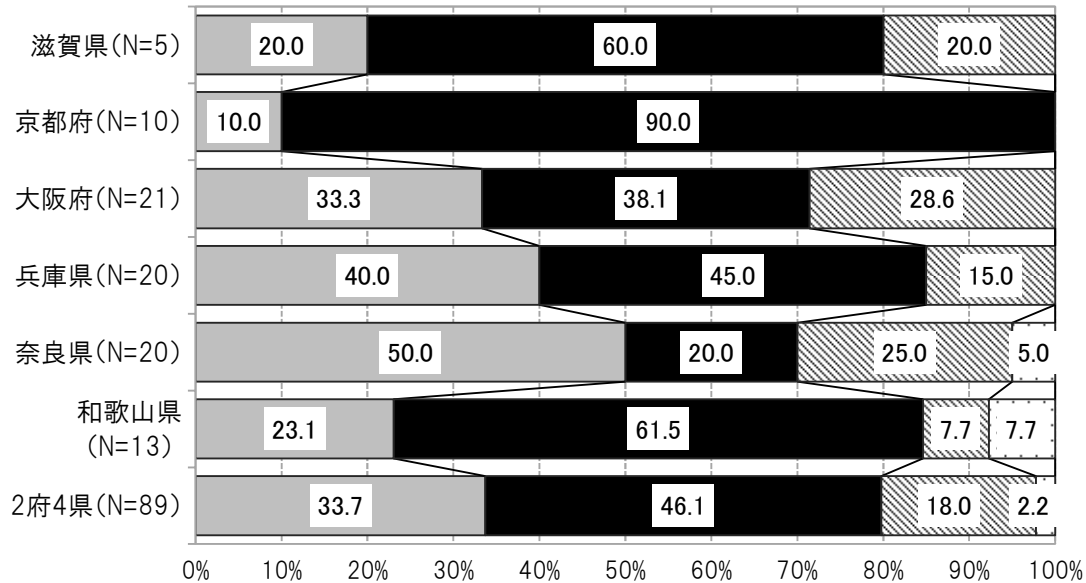
図表 2-23 集積所（家の近くの一時的な仮置場） 1箇所あたりの対象世帯数

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 10世帯～50世帯	回答数	1	0	0	0	3	1	5
	回答率	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	7.7%	5.6%
2. 50世帯～100世帯	回答数	0	3	1	5	1	1	11
	回答率	0.0%	30.0%	4.8%	25.0%	5.0%	7.7%	12.4%
3. 100世帯以上	回答数	0	0	3	1	2	1	7
	回答率	0.0%	0.0%	14.3%	5.0%	10.0%	7.7%	7.9%
4. 検討中	回答数	3	7	17	14	12	9	62
	回答率	60.0%	70.0%	81.0%	70.0%	60.0%	69.2%	69.7%
無回答	回答数	1	0	0	0	2	1	4
	回答率	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	7.7%	4.5%
合計	回答数	5	10	21	20	20	13	89
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑬集積所（一時的な仮置場）の管理状況

集積所の管理は「自治会等の住民による管理」を想定している団体が、2府4県で46.1%（昨年度49.5%）と最も多い。府県別にみると、奈良県のみ、「自治体による管理」が50.0%（昨年度36.8%）で、「自治会等の住民による管理」の20.0%（昨年度31.6%）よりも多い。

図表 2-24 集積所（一時的な仮置場）の管理者



□ 1. 自治体による管理 ■ 2. 自治会等の住民による管理 ▨ 3. その他 □ 無回答

注. 「非該当」を除く

図表 2-25 集積所（一時的な仮置場）の管理者

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 自治体による管理	回答数	1	1	7	8	10	3	30
	回答率	20.0%	10.0%	33.3%	40.0%	50.0%	23.1%	33.7%
2. 自治会等の住民による管理	回答数	3	9	8	9	4	8	41
	回答率	60.0%	90.0%	38.1%	45.0%	20.0%	61.5%	46.1%
3. その他	回答数	1	0	6	3	5	1	16
	回答率	20.0%	0.0%	28.6%	15.0%	25.0%	7.7%	10.3%
無回答	回答数	0	0	0	0	1	1	2
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	7.7%	2.2%
合計	回答数	5	10	21	20	20	13	89
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.3%

■その他の内容

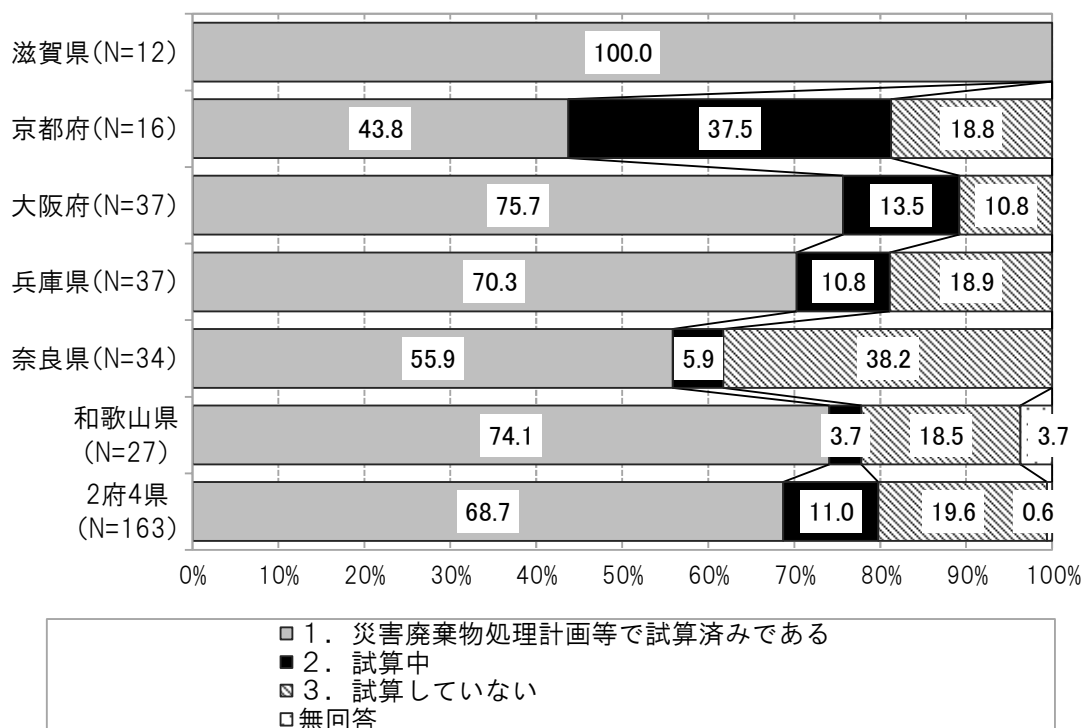
既設場所: 自治会 臨時場所: 自治体
時と場合による
民間警備会社等へ委託
不明
自治体と自治会の協議による
検討中(8自治体)

自治体もしくは自治会等の住民による管理
被災市町
主な管理者なし
巡回監視・指導
未定(4自治体)

⑭災害廃棄物の発生量の試算状況

災害廃棄物発生量の試算状況をみると、2府4県で「災害廃棄物処理計画等で試算済みである」が68.7%（昨年度65.5%）であり、昨年度と比べて3ポイント増加した。「試算中」の11.0%（昨年度12.1%）を含めた割合は79.7%（昨年度77.6%）で、昨年度より取組が進められている割合が約2ポイント増加した。

図表 2-26 災害廃棄物の発生量の試算状況



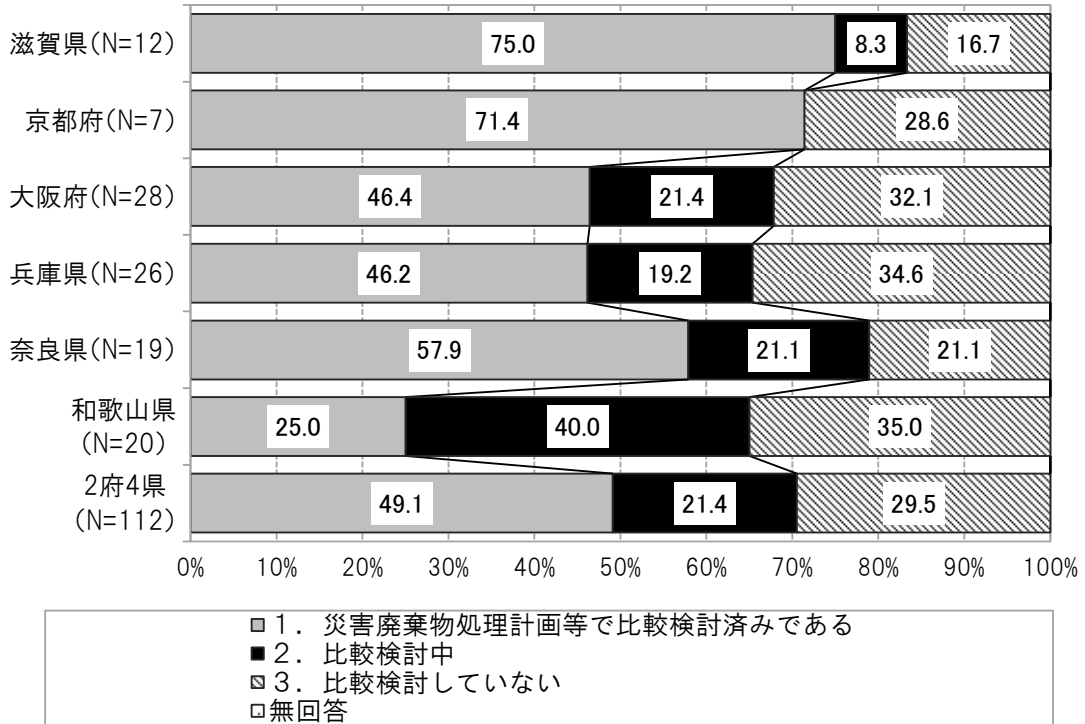
図表 2-27 災害廃棄物の発生量の試算状況

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 災害廃棄物処理計画等で試算済みである	回答数	12	7	28	26	19	20	112
	回答率	100.0%	43.8%	75.7%	70.3%	55.9%	74.1%	68.7%
2. 試算中	回答数	0	6	5	4	2	1	18
	回答率	0.0%	37.5%	13.5%	10.8%	5.9%	3.7%	11.0%
3. 試算していない	回答数	0	3	4	7	13	5	32
	回答率	0.0%	18.8%	10.8%	18.9%	38.2%	18.5%	19.6%
無回答	回答数	0	0	0	0	0	1	1
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.6%
合計	回答数	12	16	37	37	34	27	163
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑮災害廃棄物発生量と仮置場候補予定地の面積比較検討の状況

災害廃棄物発生量の試算済み団体が、災害廃棄物発生量と仮置場候補予定地の面積を比較検討しているかどうかを確認した。2府4県の49.1%（昨年度59.6%）が「災害廃棄物処理計画等で比較検討済みである」との回答であった。「比較検討中」の21.4%（昨年度24.6%）を含めると、災害廃棄物量と仮置き場候補予定地面積比較検討が進められている割合は70.5%（昨年度84.2%）で、昨年度から13ポイント以上減少した。

図表 2-28 災害廃棄物発生量と仮置場候補予定地の面積比較検討の状況



注. 「非該当」を除く

図表 2-29 災害廃棄物発生量と仮置場候補予定地の面積比較検討の状況

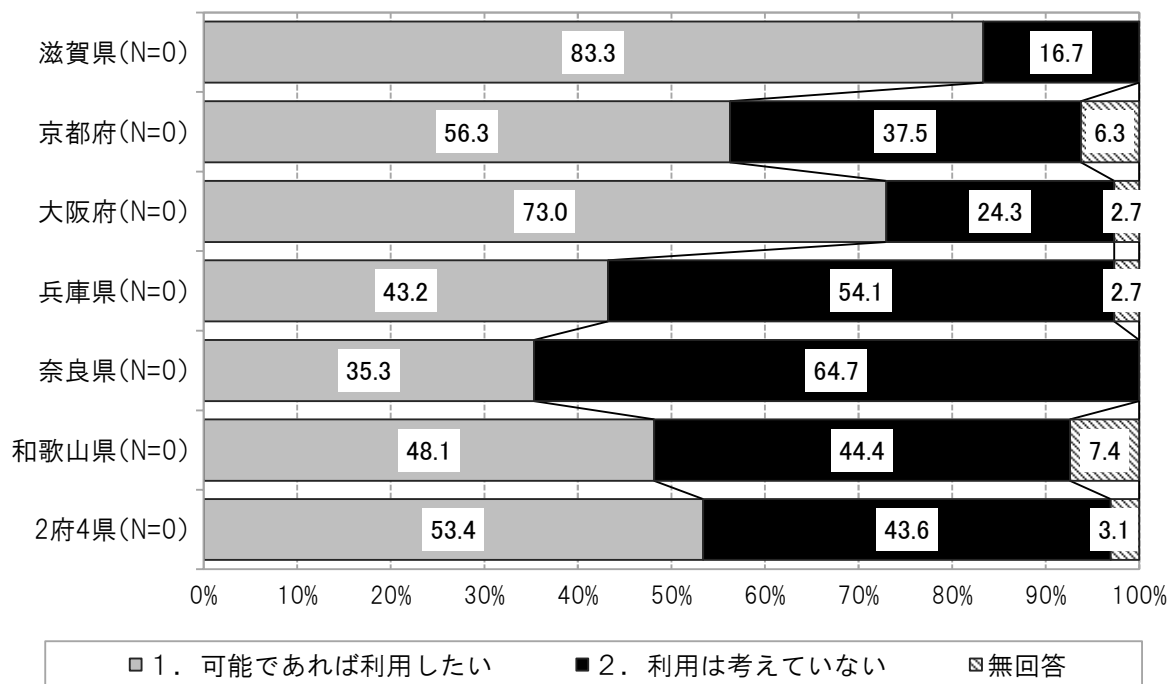
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 災害廃棄物処理計画等で比較検討済みである	回答数	9	5	13	12	11	5	55
	回答率	75.0%	71.4%	46.4%	46.2%	57.9%	25.0%	49.1%
2. 比較検討中	回答数	1	0	6	5	4	8	24
	回答率	8.3%	0.0%	21.4%	19.2%	21.1%	40.0%	21.4%
3. 比較検討していない	回答数	2	2	9	9	4	7	33
	回答率	16.7%	28.6%	32.1%	34.6%	21.1%	35.0%	29.5%
無回答	回答数	0	0	0	0	0	0	0
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	回答数	12	7	28	26	19	20	112
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑩ 国有地・府県有地の仮置場利用意向

国有地・府県有地について、仮置場として利用したいかどうかの意向を確認した。2府4県の53.4%（87団体）が「可能であれば利用したい」と回答した。

次頁以降に具体的に利用意向のある国有地・府県有地を整理した。具体的な箇所名として138箇所挙げられており、施設用地や公園、港湾用地、道路用地、河川敷のほか、自衛隊駐屯地などが希望されている。

図表 2-30 国有地・府県有地の仮置場利用意向



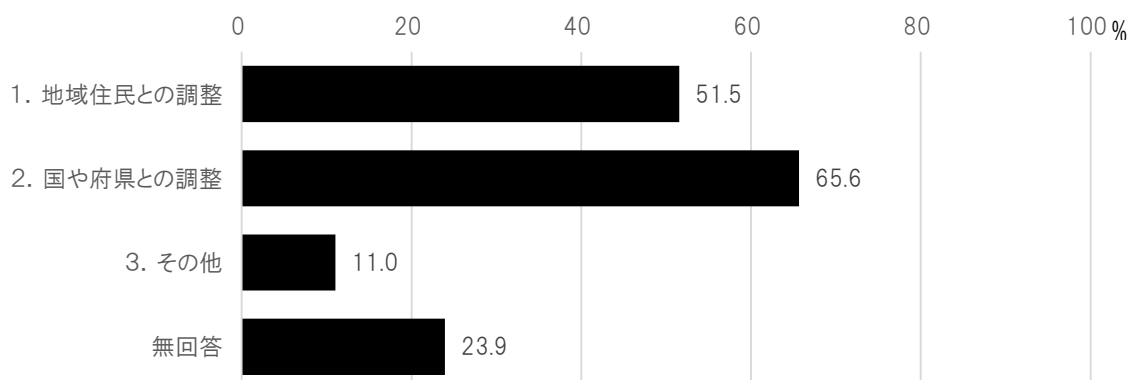
図表 2-31 国有地・府県有地の仮置場利用意向

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 可能であれば利用したい	回答数	10	9	27	16	12	13	87
	回答率	83.3%	56.3%	73.0%	43.2%	35.3%	48.1%	53.4%
2. 利用は考えていない	回答数	2	6	9	20	22	12	71
	回答率	16.7%	37.5%	24.3%	54.1%	64.7%	44.4%	43.6%
無回答	回答数	0	1	1	1	0	2	5
	回答率	0.0%	6.3%	2.7%	2.7%	0.0%	7.4%	3.1%
合計	回答数	12	16	37	37	34	27	163
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑰ 国有地・府県有地を利用する際の懸念事項

国有地・府県有地を利用する際に懸念する事項を確認した。土地を所有する「国や府県との調整」が65.6%、「地域住民との調整」が51.5%であった。

図表 2-32 国有地・府県有地を利用する際の懸念事項



図表 2-33 国有地・府県有地を利用する際の懸念事項

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 地域住民との調整	回答数	8	6	24	17	16	13	84
	回答率	66.7%	37.5%	64.9%	45.9%	47.1%	48.1%	51.5%
2. 国や府県との調整	回答数	8	11	31	24	19	14	107
	回答率	66.7%	68.8%	83.8%	64.9%	55.9%	51.9%	65.6%
3. その他	回答数	0	2	5	3	5	3	18
	回答率	0.0%	12.5%	13.5%	8.1%	14.7%	11.1%	11.0%
無回答	回答数	1	3	4	11	10	10	39
	回答率	8.3%	18.8%	10.8%	29.7%	29.4%	37.0%	23.9%
合計	回答数	12	16	37	37	34	27	163
	回答率	141.7%	137.5%	173.0%	148.6%	147.1%	148.1%	152.1%

2.2.2 危険物取扱施設及び石綿含有建築物の課題調査

府県、市町村を対象として、危険物取扱施設、石綿（アスベスト）含有建築物（含有疑いのある建築物も含む。）の把握状況や、情報の公表に係る状況等について整理した。

(1) 調査趣旨

発災後の危険物の仮置場での保管や石綿含有建築物の解体は、二次災害の危険性があるため、取り扱いには十分留意する必要がある。また、それらの災害廃棄物の処理にあたっては、危険物は消防所管部署、石綿含有建築物は環境所管部署や建築物所管部署など、複数の部署と連携して対応する必要がある。

そのような中、平成30年度に行った本件のアンケート結果では、回答に「現状が不明」や「その他」が多くみられた。そのため、廃棄物部署が発災時に連携すべき部署を把握していない可能性、もしくは、一つの調査票に、情報を把握している複数の所管課の回答を記入する仕様となっていたことから正確な情報が把握できていない可能性がある。

したがって、本調査の目的は「廃棄物部署が発災後に連携が必要な部署を把握する」こと、「連携先の部署が廃棄物部署に提供すべき情報を把握する」ことの2点とした。また、調査の理由と具体的な方法を依頼文に記載するなど、調査の主旨を理解いただき、調査に取り組んでいただくよう、過年度の調査票の見直しを行った。

見直しにあたっては、危険物取扱施設および石綿含有建築物の窓口を基礎情報ではなく、設問として位置づけた。また、廃棄物所管部署が問い合わせしやすいよう、危険物取扱施設と石綿含有建築物に調査票を分けた。

(2) 危険物取扱施設の調査方法

消防法において、危険物取扱施設は、設置や位置・構造又は設備の変更の際に市町村長又は都道府県知事又は総務大臣に許可を受けなければならないとなっている（第11条第1項）。

許可権者は、消防本部及び消防署を置く市町村の場合は市町村長、それ以外は都道府県知事、2以上の都道府県の区域にわたって設置されるものは総務大臣である。なお、総務大臣が許可しようとするときは、関係都道府県知事に通知しなければならない（第11条3項）ことから、総務大臣が許可権者となっている施設についても都道府県知事が把握していると考えられる。

以上のことから、危険物取扱施設に関するアンケートは府県と市町村の許可権の所管部署（消防部署）を対象とした。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号 最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号）

第 11 条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

- 一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第 3 号において「**消防本部等所在市町村**」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「**移送取扱所**」という。）を除く。） 当該市町村長
- 二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。） 当該区域を管轄する都道府県知事
- 三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長
- 四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣）

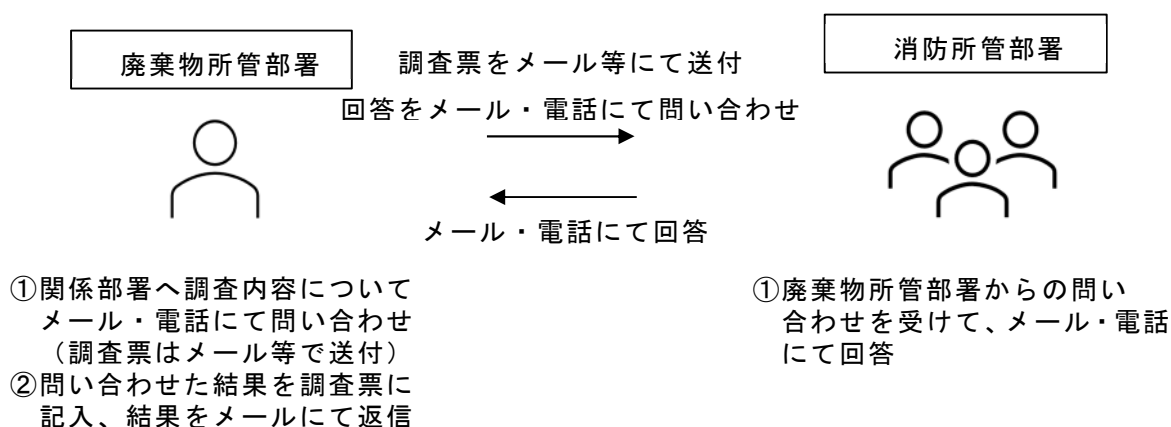
2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下この章及び次章において「**市町村長等**」という。）は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第 4 項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。

3 総務大臣は、移送取扱所について第 1 項第 4 号の規定による許可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、当該許可に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 以降 略

調査の方法は、発災時に災害廃棄物に付着した危険物に関する情報の問い合わせを廃棄物部局から行うことが想定されるため、発災時の窓口がどこかを調査を通じて確認することを考慮して、廃棄物部局から消防部署へ問い合わせを行い、廃棄物部局がアンケートに記入する方法とした。

なお、複数の市町村が組合を組織して消防部局を構築している場合は、1つの消防部局に複数の自治体から問い合わせが来る（負担がかかる）ことが想定されるが、本調査の目的より、その点はご了解いただくこととした。



図表 1-34 危険物取扱施設に関するアンケート実施イメージ

(3) 危険物取扱施設の調査結果

①調査対象及び回収状況

近畿ブロック 2 府 4 県の府県・市町村 204 自治体に府県を通じて調査票を配信した。府県・市町村の有効回答は 161 自治体（回答率 78.9%）であった。

図表 2-35 アンケート調査（危険物取扱施設）の配信と回収の結果

	配信数	回収数	有効回答数	回答率(有効回答数/配信数)
滋賀県	20	11	11	55.0%
京都府	27	16	16	59.3%
大阪府	44	37	37	84.1%
兵庫県	42	37	37	88.1%
奈良県	40	34	34	85.0%
和歌山県	31	26	26	83.9%
計	204	161	161	78.9%

注. 有効回答数・・・調査票の返信があった回収数のうち無効票（すべての設問が無回答）を除いた回答数

②調査結果概要

ア) さらなる危険物含有建築物の調査・情報開示の促進が必要

災害時において消防法上の危険物に関する情報について、平常時においても関係者に対して開示することが可能であると回答した市町村は、56.0%で過年度調査（H30年度47.5%）と比較して若干増加し、そのうち、特に民間事業者を含む庁外関係者にも開示可能が46.7%（H30年度35.3%）が増加した。少しずつではあるが、情報開示が促進されていることが伺える。

なお、開示可能な情報の内容は過年度と傾向に変化は無く、保管施設名称・住所が全体の約8割、保管・在庫状況は5割弱となった。

また、過年度は注意書きとして本設問の回答対象を記載していたが、無回答の割合が高かった（39.7%）ことから、今年度、設問として、消防法上の許可権者または届出先となっているかどうかを最初に設問として追加した結果、市町村の「無回答」は0.6%と大幅に減少し、回答対象となる該当団体を適切に把握したうえで調査できたことが伺える。

イ) 情報開示の方法の確認が必要

平常時も災害発生時も「一切開示することができない」市町村はなかったことから、危険物を保管している建築物の情報を把握することは可能であると考えられる。

発災時の危険物処理は、被害を拡大させず、処理にあたる作業員にも危険が及ばないよう、速やかに情報開示してもらう必要がある。現状、情報開示にあたっては、情報開示請求があれば開示可能と回答している市町村があり、早急な対応が求められる発災時の情報開示手順を明確にしておく必要がある。廃棄物担当部局で、情報開示の請求手順が理解されているか、調査で確認しておく必要がある。

ウ) 消防法上の危険物を含む災害廃棄物の処理方法の検討促進が必要

今年度新たな設問として設定した、消防法上の危険物の処理方法の検討状況を見ると、庁内体制、収集・運搬、分別・保管方法のいずれも5割以上の市町村で検討されておらず、災害発生時の課題となる可能性が高いことが分かった。

なお、庁内体制に比べて、収集・運搬、処理・保管方法のほうが「検討済み」「検討中」の割合が8～9ポイント高いことから、現場対応から検討が進められていることが伺える。

(4) 危険物取扱施設のアンケートの結果

①災害発生時における関係者への情報開示可否

消防法上の許可権者または届出先となっている府県・市町村を対象に、消防法上の危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否を確認した。

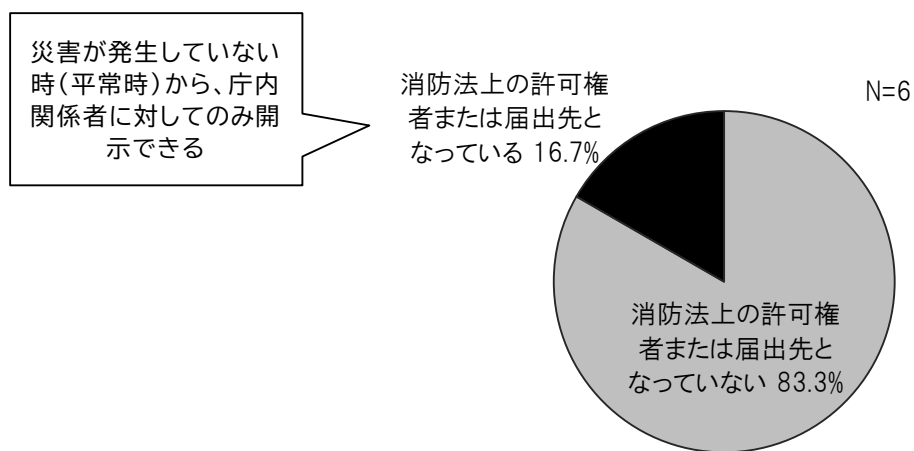
平常時でも、庁内関係者及び庁外関係者に対しては46.7%（H30年度35.3%）、庁内関係者に限定すれば前者と合わせて56.0%（H30年度47.5%）の自治体が情報開示可能であるという回答であった。また、平常時も災害発生時も「一切情報開示することができない」市町村はなかった。

「その他」の意見としては、条件に基づいた情報開示請求があれば開示可能との意見が散見される。

なお、過年度は注意書きとして本設問の回答対象を記載していたが、無回答の割合が高かった（39.7%）ことから、今年度、設問として、消防法上の許可権者または届出先となっているかどうかを最初に設問として追加した結果、市町村の「無回答」は0.6%と大幅に減少した。

図表 2-36 消防法上の許可権者または届出先の状況および危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否

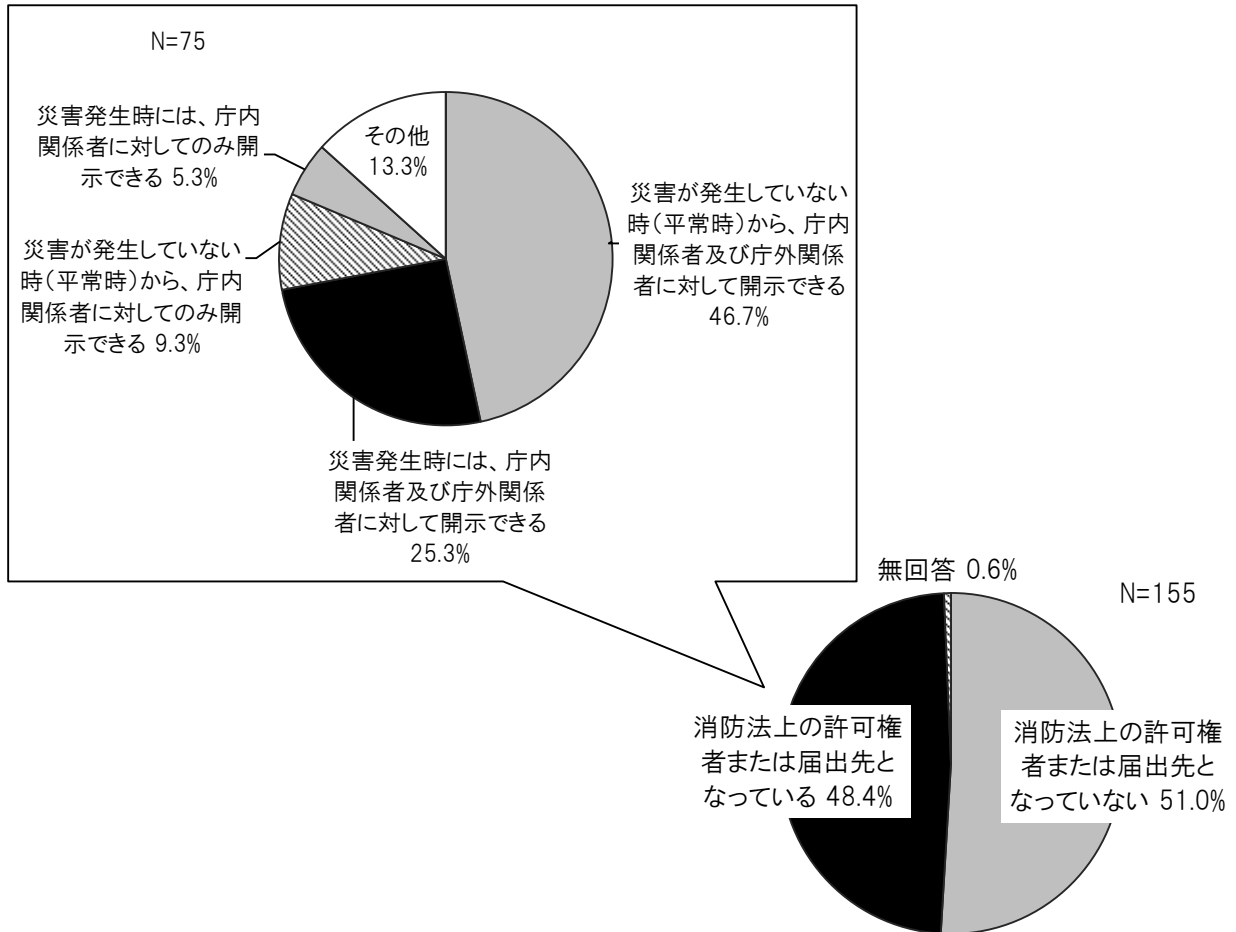
【府県】



注. 消防法上の危険物・・・消防法第2条第7項別表に掲げる品目のこと。指定数量未満で、各自治体の火災予防条例で届け出が必要としているものの貯蔵・取扱状況についても本調査の対象とする。
注. 災害発生時における関係者・・・行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

図表 2-37 消防法上の許可権者または届出先の状況および危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否

【市町村】



注. 消防法上の危険物・・・消防法第2条第7項別表に掲げる品目のこと。指定数量未満で、各自治体の火災予防条例で届け出が必要としているものの貯蔵・取扱状況についても本調査の対象とする。

注. 災害発生時における関係者・・・行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

■危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否のその他の内容

- ・災害対応に必要と判断できる場合には、対応をその都度検討する
- ・内容を精査し、必要な事項を開示
- ・開示請求があれば開示を行う
- ・基本的には平常時から情報の開示を可としているが、開示請求する情報の内容が、市情報公開条例に規定する情報に該当する場合は、原則開示できない。
- ・担当課と調整の上、対応を行う。
- ・災害が発生したことにより、緊急性を要すると判断した場合に開示
- ・貯蔵施設・保管施設に取扱危険物の種類と有責任者を貯蔵タンク等の前に掲示している
- ・市情報公開条例に基づき運用(原則)
- ・危険物に関する情報を把握していない
- ・庁外関係者の場合は、情報開示請求手続きが必要(災害規模により省略など対応の可能性はあり)

②開示可能な情報の内容

「消防法上の危険物に関する情報の災害発生時における関係者への開示可否」で「開示できる」と回答した1府県66市町村を対象とし、消防法上の危険物に関する情報のうち災害発生時において関係者へ開示できる内容に関して整理した。

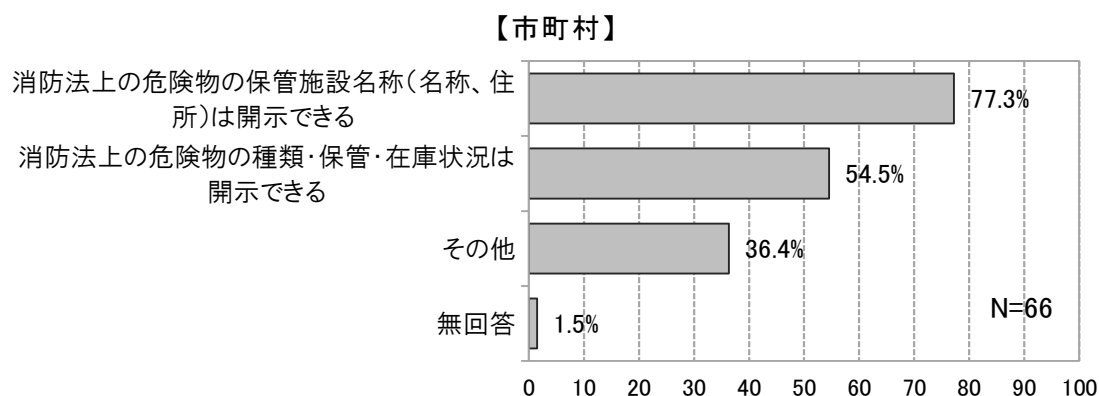
府県の回答においては、「消防法上の危険物の保管施設名称（名称、住所）は開示できる」の回答が1件であった。

市町村の結果を見ると、消防法上の危険物の保管施設名称（名称、住所）は77.3（H30年度80.2%）の市町村で開示可能である。また、消防法上の危険物の保管・在庫状況まで開示可能であると回答した市町村は54.5%（昨年度53.8%）であった。

「その他」としては、最大貯蔵量、取扱量の開示が可能としている市町村が複数みられる。

府県では、消防法上の危険物の保管施設名称（名称、住所）を開示可能の回答が1府県よりあった。

図表 2-38 消防法上の危険物に関する情報のうち災害発生時において関係者へ開示できる内容（複数選択）



注． 府県・・・消防法上の危険物の保管施設名称（名称、住所）は開示できる：1件

注．「非該当」を除く

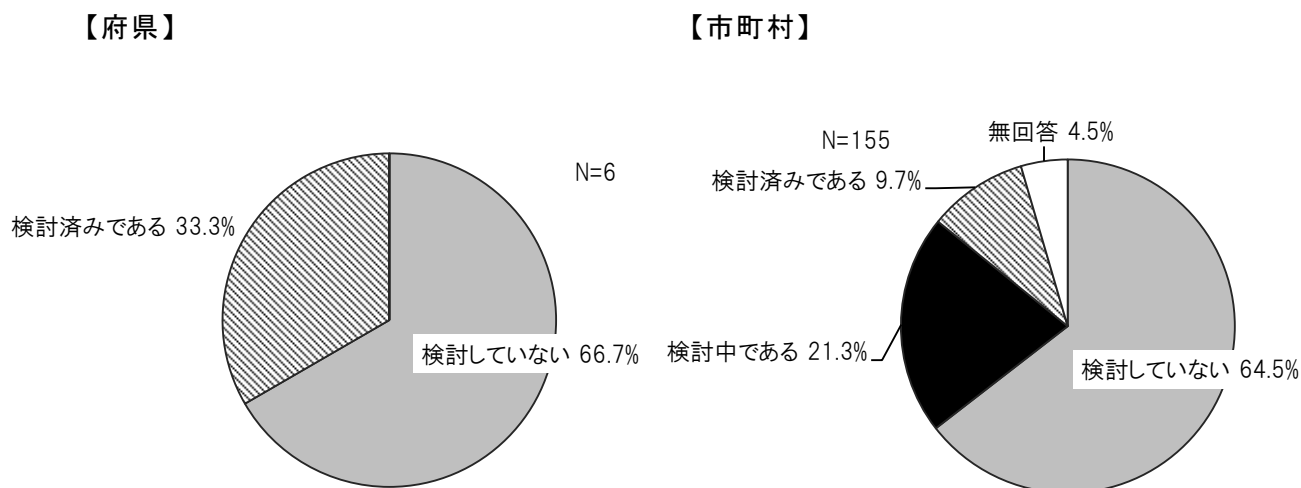
■その他の内容

- ・貯蔵、取扱われている危険物の類、品名、最大数量
- ・消防法上の危険物の種類(類・品名)・最大貯蔵量(取扱量)
- ・在庫状況は把握していない
- ・個人情報等の非開示情報以外であれば開示可能。災害時は非開示情報であっても、条例の規定により例外的に公開できる可能性がある。なお、危険物の許可状況は把握しているが、保管・在庫情報については把握していない。
- ・消防別表第1に記載されている類別、品名／製造所等における最大貯蔵及び取扱い数量(指定数量)
- ・届出を頂いている消防法上の危険物の類名・倍数・品名・数量
- ・個人情報以外については開示可能
- ・平常時、災害発生時等に関わらず、個人に関する情報であって特定の個人を識別されるもの等、一定の要件に該当する場合を除き、開示できる
- ・危険物施設の情報は、公にすることでテロ等により人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、当該施設への不法な侵入、破壊を招く恐れがあるため原則非公開としているが、災害時等で組合条例の「公益上の理由による裁量的公開」に該当すると判断すれば、必要とされる情報を公開する
- ・個人名及び個人宅である場合は、非開示
- ・消防別表第1に記載されている類別、品名／製造所等における最大貯蔵及び取扱い数量(指定数量)
- ・消防法上の危険物の施設名称と危険物の種類は開示できる
- ・消防法上の危険物の種類及び最大貯蔵量の開示
- ・消防法上に危険物の施設名称(名称、住所)、品名、最大貯蔵・取扱い量は、開示できるが、一部データがないものがある
- ・施設名称・住所・危険物施設区分・危険物の種類・取扱最大数量
- ・庁外関係者の場合は、個人情報など開示情報に制限あり
- ・ことの重要性から「消防法上の危険物の保管施設名称(名称、住所)は開示できる」であるが、当該施設管理権限者の承諾を得て(理解を求めて)からであることを基本とする
- ・町情報公開条例による

③消防法上の危険物を含む災害廃棄物进行处理する場合の庁内体制の検討状況

消防法上の危険物を含む災害廃棄物进行处理する場合の庁内体制の検討状況について確認した。府県の66.7%、市町村の64.5%が「検討していない」と回答している。「検討済みである」市町村は9.7%であった。

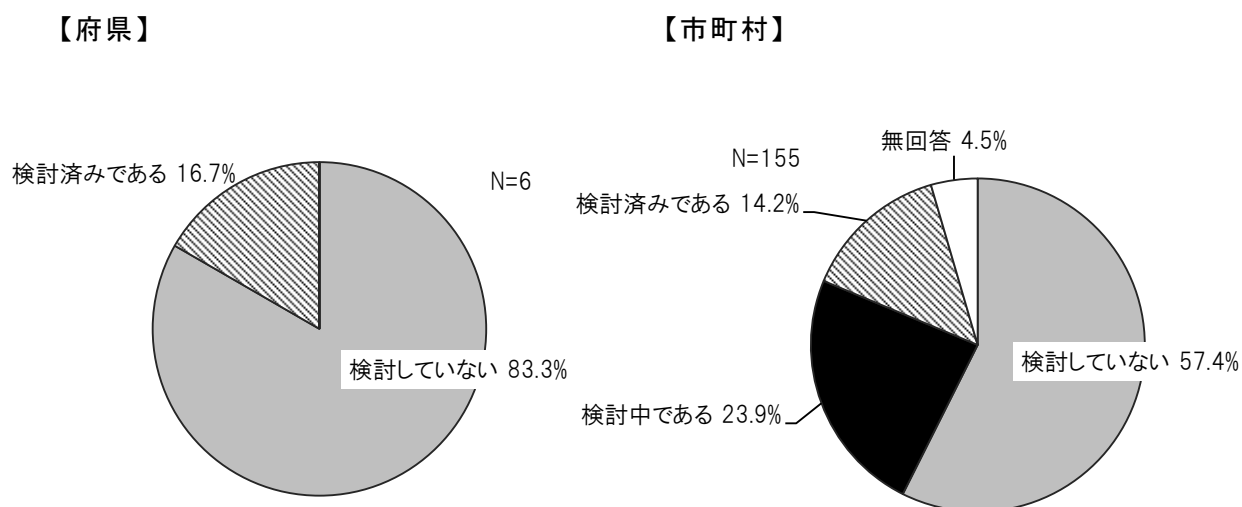
図表 2-39 消防法上の危険物を含む災害廃棄物进行处理する場合の庁内体制の検討状況



④ 消防法上の危険物を含む災害廃棄物の収集・運搬を行う必要がある場合の安全対策や、仮置場での受入可否などの対応についての検討状況

消防法上の危険物を含む災害廃棄物の収集・運搬を行う必要がある場合の安全対策や、仮置場での受入可否などの対応についての検討状況について確認した。府県の83.3%、市町村の57.4%が「検討していない」と回答している。「検討済みである」市町村は14.2%であった。

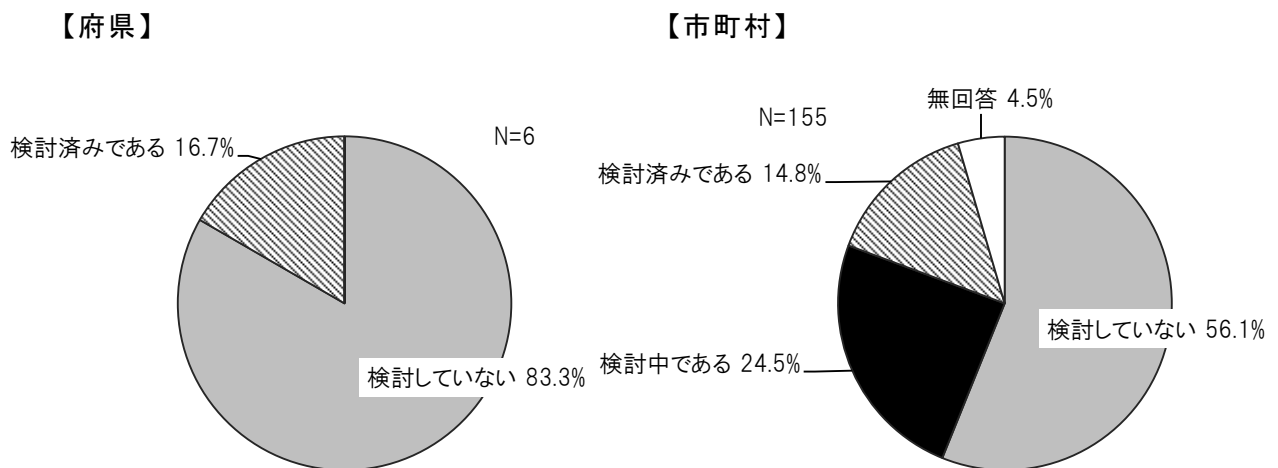
図表 2-40 消防法上の危険物を含む災害廃棄物の収集・運搬を行う必要がある場合の安全対策や、仮置場での受入可否などの対応についての検討状況



⑤仮置場などに消防法上の危険物の搬入があった場合の分別と保管方法の準備についての検討状況

仮置場などに消防法上の危険物の搬入があった場合の分別と保管方法の準備についての検討状況について確認した。府県の83.3%、市町村の56.1%が「検討していない」と回答している。「検討済みである」市町村は14.8%であった。

図表 2-41 仮置場などに消防法上の危険物の搬入があった場合の分別と保管方法の準備についての検討状況



(5) 石綿含有物建築物の調査方法

建物の倒壊による石綿（アスベスト）含有建築物からの飛散に関しては、建築物所有者もしくは環境部局が対応することが基本だが、公費解体に伴う石綿（アスベスト）飛散対策は、廃棄物部局が対応することとなる。

公費解体における石綿（アスベスト）含有建築物対策では、建築物が石綿（アスベスト）含有建築物であるかどうかを庁内の関係部局より関係情報を提供してもらい、適切に処理を進める必要がある。建築物等における石綿使用状況の把握に活用できる情報としては、下表が考えられる。

図表 2-42 石綿使用状況の把握に活用できる情報と所管部署

情報の種類	所管部署	確認できる内容
1 アスベスト調査台帳	建築基準法所管部署 (都道府県 and 市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(平成26年11月)にて、データベース化して管理する必要があることが示されている台帳。 ・建築基準法において規制対象としている「吹付け石綿(※)及び「石綿含有吹付けロックウール」が対象。石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材、保温材等の情報は含まれていないことに留意が必要。
2 大気汚染防止法の届出履歴	大気汚染防止法担当部署 (都道府県 and 大気汚染防止法政令市)	<ul style="list-style-type: none"> ・封じ込め・囲い込みの届出履歴から石綿飛散の可能性のある建築物を特定できる。

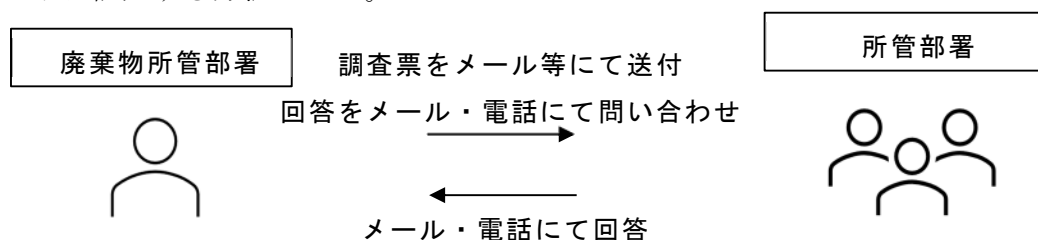
※大気汚染防止法においては、「吹付け石綿」という語によって、石綿を含有するその他の吹付け材を含むものとしているが、建築基準法において「吹付け石綿」という語は、狭義の意味での石綿の吹付け材のみを指しているため、注意が必要

出典：災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）

（平成29年9月環境省 水・大気環境局大気環境課）に一部加筆

以上のことから、石綿含有物建築物に関するアンケートは、石綿使用状況の把握に活用できる情報を有する部署を対象とした。

調査の方法は、危険物取扱施設と同様に、発災時の窓口がどこかを調査を通じて確認することを考慮して、廃棄物部局から関係部署へ問い合わせを行い、廃棄物部局がアンケートに記入する方法とした。



①関係部署へ調査内容についてメール・電話にて問い合わせ（調査票はメール等で送付）

②問い合わせた結果を調査票に記入、結果をメールにて返信

①廃棄物所管部署からの問い合わせを受けて、メール・電話にて回答

図表 1-43 石綿含有物建築物に関するアンケート実施イメージ

(6) 石綿含有物建築物の調査結果

①調査対象及び回収状況

近畿ブロック 2 府 4 県の府県・市町村 204 自治体に府県を通じて調査票を配信した。府県・市町村の有効回答は 162 自治体（回答率 78.9%）であった。

図表 2-44 アンケート調査（石綿含有物建築物）の配信と回収の結果

	配信数	回収数	有効回答数	回答率(有効回答数/配信数)
滋賀県	20	11	11	55.0%
京都府	27	16	16	59.3%
大阪府	44	38	38	86.4%
兵庫県	42	37	37	88.1%
奈良県	40	34	34	85.0%
和歌山県	31	26	26	83.9%
計	204	162	162	78.9%

注. 有効回答数・・・調査票の返信があった回収数のうち無効票（すべての設問が無回答）を除いた回答数

②調査結果概要

ア) アスベスト台帳は整備が一部で進み、発災時に情報を開示できる可能性が高い

アスベスト台帳の整備は、「整備済みである」が府県で50.0%（H30年度16.7%）、政令指定都市・中核市の市町村で66.7%（H30年度25.0%）と、過年度に比べて増加しており、アスベスト台帳の整備が進められていることが伺える。

また、整備したアスベスト台帳の開示可否について「災害発生時でも一切開示できない」と回答した市町村は、『災害発生時の対応を目的として作成していない』を理由に挙げた1市町村のみで、平常時を含め、災害発生時には開示可能と回答した自治体は85%であった。

なお、政令指定都市・中核市以外の市町村については、整備していない自治体が76.1%と多いが、その理由をみると、特定行政庁ではないとの意見が見られることから、今後の調査方法として、アスベスト台帳を取り扱う特定行政庁であるかどうかを確認した上で調査を行うことが考えられる。

イ) アスベスト台帳に関する情報の提供方法の検討・整理が必要

アスベスト台帳の調査結果を活用したアスベスト所在地マップは、府県で5割、市町村で約9割が作成していない結果となった。

また、発災時においても民間事業者を含めた庁外関係者に開示が可能としている市町村の割合は10%と限定されており、関係部局から廃棄物部局まで情報の提供はされるが、廃棄物部局を通して、解体・撤去工事を行う民間事業者へ必要な情報を提供することになると考えられる。

アスベスト台帳の開示可能な情報の内容については、「石綿（アスベスト）を含有している「可能性のある建築物を特定できる情報」が8割弱であるが、担当部局から「情報の内容が開示可能か一概に判断できない」との意見も出ていることから、廃棄物部局において、どのような内容を、どのように提供するか、関係部局と連携し、

その方法の検討・整理しておく必要があると考えられる。

ウ) 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査は、設問内容を見直す必要がある

大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査に関する調査は、市町村の自治体所有のみ調査済みの割合が25.0%（H30年度15.0%）と10ポイント増加したが、市町村の民間建築物や府県では減少した。調査していない理由をみると、その他の意見として『除去・解体作業のため』といった意見が散見され、改修に伴って把握されている市町村は少ないことが伺える。今後の調査においては、改修工事等に伴う届出により把握していかどうかなど、設問内容を見直すことが考えられる。

なお、調査結果の開示については、民間建築物に関して固定資産課税台帳を基にした調査のため開示不可と回答した1自治体を除いては、庁内関係者に限定すれば開示可能であった。

大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査に関する調査結果を活用したアスベスト所在地マップは、市町村で9割弱が作成していない結果となった。

エ) 石綿（アスベスト）含有建築物の解体を行う必要がある場合の処理方法の検討は大幅に促進しているが、政令指定都市・中核市以外ではさらに促進が必要

石綿（アスベスト）含有建築物の解体を行う必要がある場合の処理方法として庁内体制、収集・運搬飛散難防止措置や仮置場での受入可否等の検討、分別・保管方法について確認した結果、いずれの項目についても「検討していない」が減少し、政令指定都市・中核市、政令指定都市・中核市以外のどちらにおいても「検討済み」が10ポイント以上増加していることから、市町村において、石綿（アスベスト）含有建築物の解体を行う必要がある場合の処理方法の検討は大幅に促進されていることが伺える。

ただし、政令指定都市・中核市においては、いずれの項目についても「検討していない」割合が「検討済みである」「検討中である」よりも少ないが、政令指定都市・中核市以外は「検討していない」割合が、庁内体制、収集・運搬飛散難防止措置や仮置場での受入可否等の検討、分別・保管方法のどれも50%以上を占めていることから、今後も引き続き検討の促進が必要である。

オ) 無回答の割合が低く、担当課から適切に回答されていると想定

過年度調査では、回答担当となる部署に関係なく一つの調査票を作成し、廃棄物担当部署に関係部署への聞き取り等による調査を行っていただいていた。今年度は、適切に回答をいただくこと、関係部署の負担を軽減することを目的に、回答担当となる部署ごとに調査票を作成し、廃棄物担当部署に取りまとめて提出いただいた。

結果、過年度は多くの設問で1割以上の無回答があったが、今年度の調査結果は無回答なし、若しくは1割未満の無回答となったことから、廃棄物担当課から関係部署に調査票をお送りいただき、適切に市町村の状況を回答いただけたのではないかと考えられる。

(7) 石綿含有物建築物のアンケートの結果

① アスベスト台帳

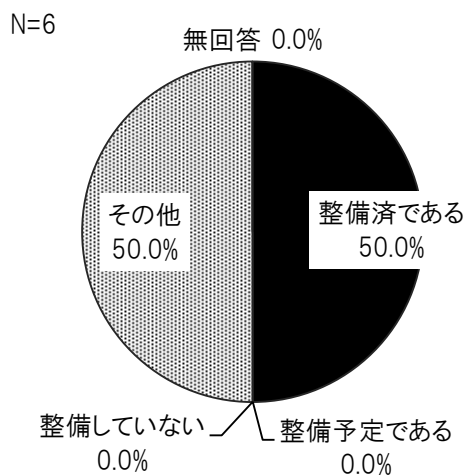
ア) アスベスト台帳の整備状況

府県と、市町村156自治体についてアスベスト台帳の整備状況を確認した。アスベスト台帳に関して整備済みの自治体は、府県が50.0% (H30年度16.7%)、政令指定都市・中核市の市町村が66.7% (H30年度25.0%)、政令指定都市・中核市以外の市町村が5.8% (H30年度8.3%) であり、府県、政令指定都市・中核市は増加した。

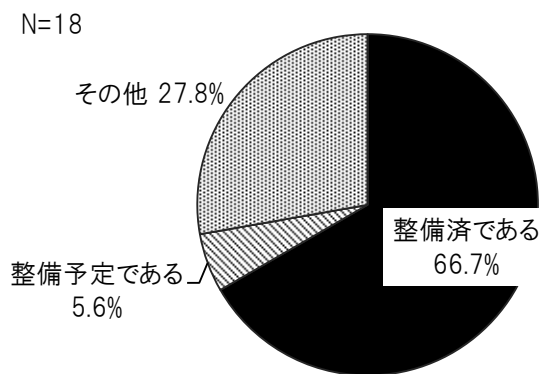
アスベスト台帳を整備していない理由は人員不足が最も多く、次いで「その他」として、『他の所管である』『必要性や理解が不足している』といった内容が上げられている。

図表 2-45 アスベスト台帳の整備状況

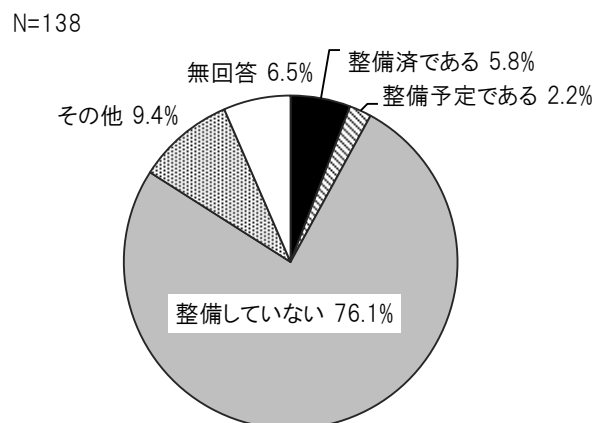
【府県】



【政令指定都市・中核市】



【政令指定都市・中核市以外】



■その他の内容

<府県>

- ・国土交通省 技術的助言に従い、台帳を整備しているため、上記マニュアルで示される台帳とは異なる。
- ・延べ面積 1,000 m²以上、未満ともに整備済。(延べ面積 1,000 m²未満については、定期報告台帳と照合中)
- ・整備中

<政令指定都市・中核市>

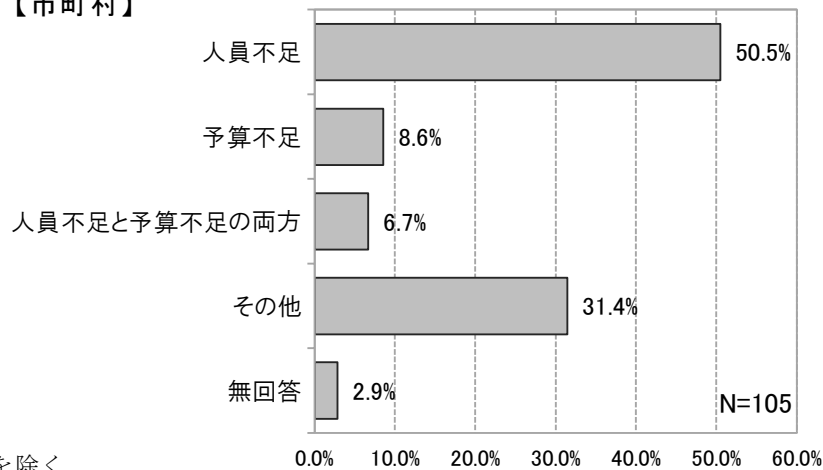
- ・リストアップ済であるが、使用実態調査に未着手
- ・平成 29 年 6 月 22 日国交省依頼にかかるアスベスト調査台帳を整備済。うち、昭和 31 年から平成元年の 1,000 m²以上及び昭和 31 年から平成元年の不特定多数が利用する 300 m²~1,000 m²分は使用実態調査済(未回答についてのフォローアップ調査を継続して実施)
- ・大規模建築物については整備済、小規模建築物については整備中
- ・マニュアルに準じた形での調査・台帳整備を実施済
- ・一部整備済み(延床面積 1, 000 m²以上の建築物に限る)

<政令指定都市・中核市以外>

- ・延べ面積 300 m²以上かつ一定の用途の建物で吹付石綿のみ調査したアスベスト台帳は整備済(不明箇所あり)
- ・基本となる情報がない
- ・本市町村は特定行政庁ではなく、特定行政庁の府県でアスベスト台帳を作成している
- ・300 m²以上の建築物はリストアップ済。1000 m²以上の建築物は台帳整備済。
- ・分析補助を行った建物は含有の有無は把握している
- ・昭和 31 年~平成元年までに施工された延べ面積が 1000 m²以上の建築物のみ整備済み(災害発生時には庁内関係者に対してのみ情報を開示予定)
- ・リストは作成しているが、使用実態調査は 1,000 m²未満は未着手、1,000 m²以上は一部調査未済
- ・整備中
- ・一部整備済み(延床面積 1, 000 m²以上の建築物に限る)
- ・当市独自では整備していない

図表 2-46 アスベスト台帳を整備していない理由(複数選択)

【市町村】



注。「非該当」を除く

■その他の内容

- ・特定行政庁ではなく、建築基準法所管が府県のため
- ・整備の必要性を感じていないため
- ・理解が不十分
- ・整備への関心が薄い
- ・保健所で把握しており、台帳整備を行っているため
- ・認識不足
- ・台帳は作成されていないが、件数も少なくエクセル表等で把握している。

イ) アスベスト台帳の情報開示可否

アスベスト台帳を整備していると回答した3府県20市町村に対して、アスベスト台帳の情報開示可否に関して調査した。

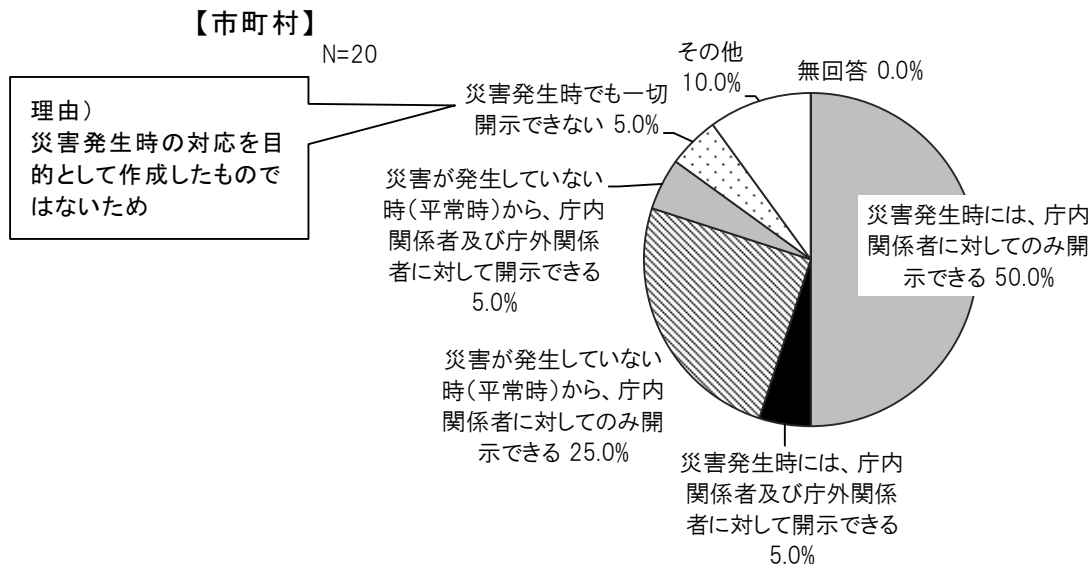
府県の回答においては、「庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時（平常時）から開示できる」の回答が1件であった。

市町村の結果を見ると、災害発生時においては、85.5%（H30年度90.0%）の市町村において情報開示が可能であり、一切情報を開示することができないと回答された市町村は5.0%であった。

府県においては、アスベスト台帳を整備していると回答した府県は、平常時であっても、庁内関係者に対してのみ情報開示が可能が1件であり、関係行政機関に限定するとすべてが開示可能であった。

なお、府県では民間を含めた情報提供の検討の必要性を感じているとの回答が1件あるが、市町村では民間事業者を含めた庁外関係者に開示が可能と回答している割合は10%であった。

図表 2-47 アスベスト台帳の情報開示可否



注. 「アスベスト台帳の整備状況」で「整備済である」と回答した自治体のみ

注. 災害発生時における関係者とは…関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

注. 府県…庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時（平常時）から開示できる：1件、その他：2件

■その他の内容

<府県>

- ・平常時においても関係行政機関(市町村・環境・労働・消防等)に情報提供を行うとともに、災害発生時には民間を含めた関係者への情報提供を行うことが望ましいと考えており、今後検討を行う
- ・災害が発生していない時(平常時)から、庁内関係者及び庁外行政機関に対して開示できる

<市町村>

- ・市情報公開条例で定める「人の生命、身体、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」として開示すべきものなのか、それとも「法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として開示できないものかは建物の被災状況、アスベストの周囲への影響等により判断されるため一概に判断できない
- ・内容についてはその都度検討する
- ・所有者によって開示できる内容が異なるため、一概に公開できるとは言えない

ウ) アスベスト台帳の開示可能な情報の内容

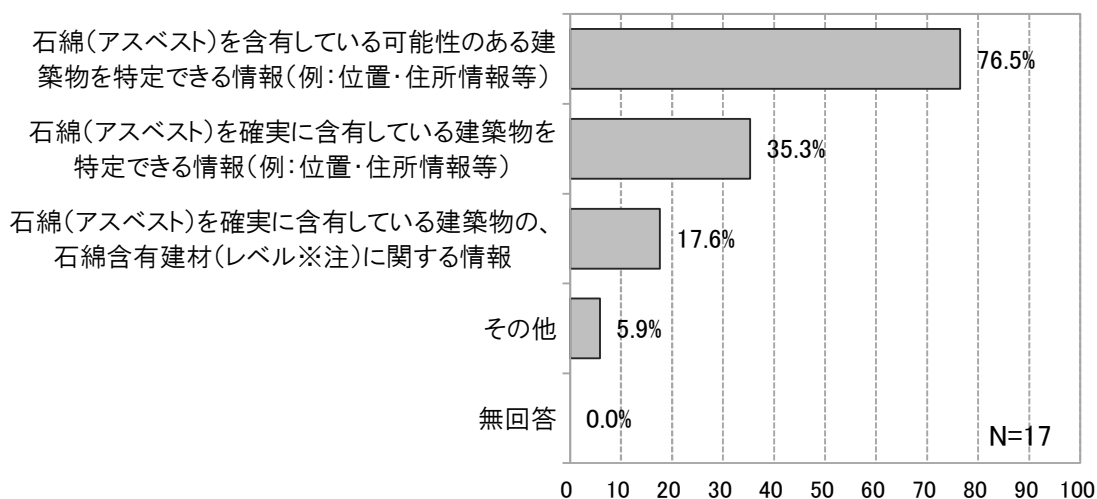
アスベスト台帳を開示可能と回答した1府県、17市町村を対象として、アスベスト台帳の開示可能な情報の内容を整理した。

府県の回答においては、「石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）」、「石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）」の回答が1件ずつであった。

市町村の結果を見ると、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については76.5%（H30年度71.4%）、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）については35.3%（H30年度42.9%）、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物の石綿含有建材（レベル※注）に関する情報については17.6%（昨年度7.1%）の市町村が開示可能であると回答された。

図表 2-48 アスベスト台帳の開示可能な情報の内容（複数選択）

【市町村】



注. 「アスベスト台帳の情報開示可否」で「開示できる」と回答した自治体のみの回答

注. アスベストの“レベル”は、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。

レベル1 石綿含有吹付け材

レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

レベル3 その他の石綿含有建材（成形板等）

注. 府県・・・石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件

■その他の内容

・平常時には情報公開条例に基づいた内容についての開示は可（災害時の対応は未検討）

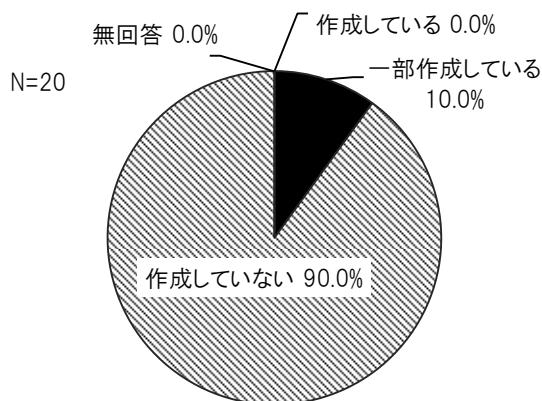
エ) アスベスト台帳を活用したアスベスト所在場所が確認できるマップの作成状況

アスベスト台帳を整備していると回答した3府県20市町村に対して、調査結果を活用したアスベスト所在場所が確認できるマップの作成状況に関して調査した。

府県の回答においては、すべての府県が「作成していない」と回答した。

市町村の結果を見ると、「一部作成している」が10.0%、「作成していない」が90.0%であった。

図表 2-49 調査結果を活用したアスベスト所在場所が確認できるマップの作成状況
【市町村】



注. 「アスベスト台帳の整備状況」で「整備済である」と回答した自治体のみ
の回答

注. 府県・・・作成していない：3件

②大気汚染防止法の届出履歴

ア) 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況

大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査の対象となる府県（N=6）、政令市・中核市・大気汚染防止法政令市（N=24）に対して調査を行った。

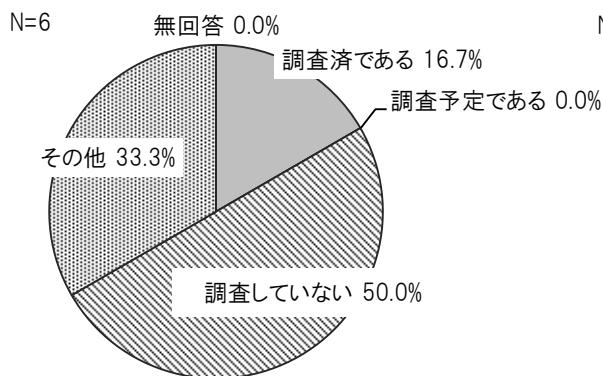
大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査に関して自治体所有で調査済みの自治体は、府県が16.7%（H30年度50.0%）、市町村は25.0%（H30年度15.0%）であった。一方、民間建築物で調査済みの自治体は、府県が16.7%（H30年度33.3%）、市町村は8.3%（H30年度15.0%）であった。自治体所有で調査を行っていない自治体は、府県で62.5%（H30年度50.0%）、市町村で37.5%（H30年度60.0%）、民間建築物で調査を行っていない自治体は、府県で50.0%（H30年度33.3%）、市町村で62.5%（50.0%）であった。

その他の内容を見ると、「一部把握」「データベースとしては整理されていない」といった回答が散見される。

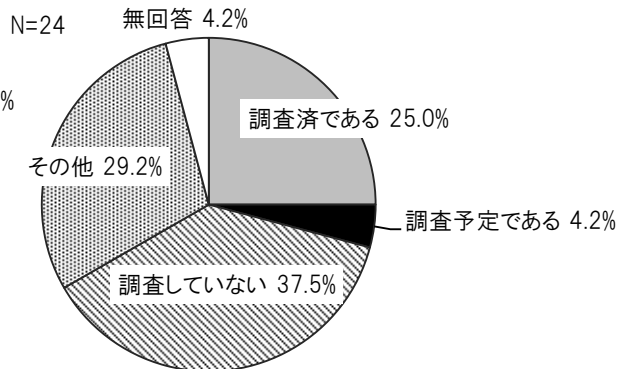
また、調査していない理由をみると、府県は自治体所有、民間建築物とも「人員不足」が1件、「人員不足と予算不足の両方」が2件であった。政令市・中核市・大気汚染防止法政令市では、自治体所有は22.2%、民間建築物は40.0%が「人員不足」と回答している。「その他」の回答内容を見ると、『除去・解体作業のため』『アスベスト台帳所管部署と調整』といった回答がみられる。

図表 2-50 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況（府県、大気汚染防止法政令市）

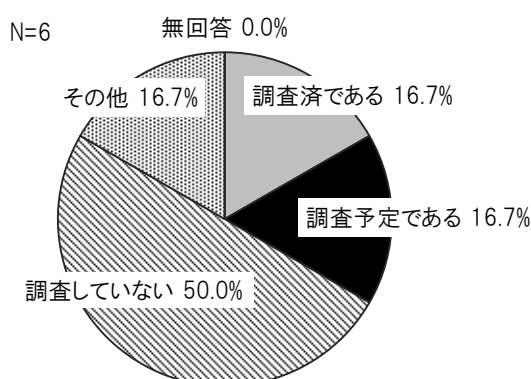
【府県（自治体所有）】



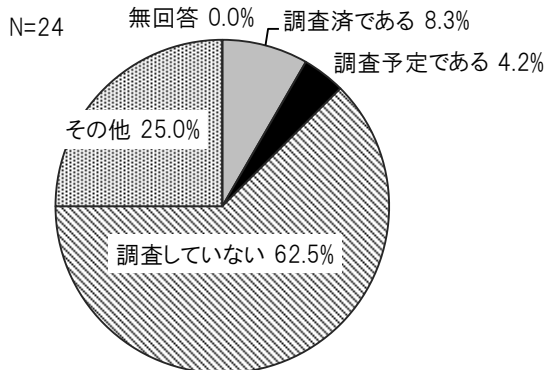
【政令市・中核市・大気汚染防止法政令市（自治体所有）】



【府県（民間建築物）】



【政令市・中核市・大気汚染防止法政令市（民間建築物）】



■その他の内容

<府県(自治体所有)>

- ・保有する届出により所在地等情報を把握しているが、一元的にデータベース化したものはない
- ・庁内関係部署と連携、情報共有し把握している

<府県(民間建築物)>

- ・保有する届出により所在地等情報を把握しているが、一元的にデータベース化したものはない

<政令市・中核市・大気汚染防止法政令市(自治体所有)>

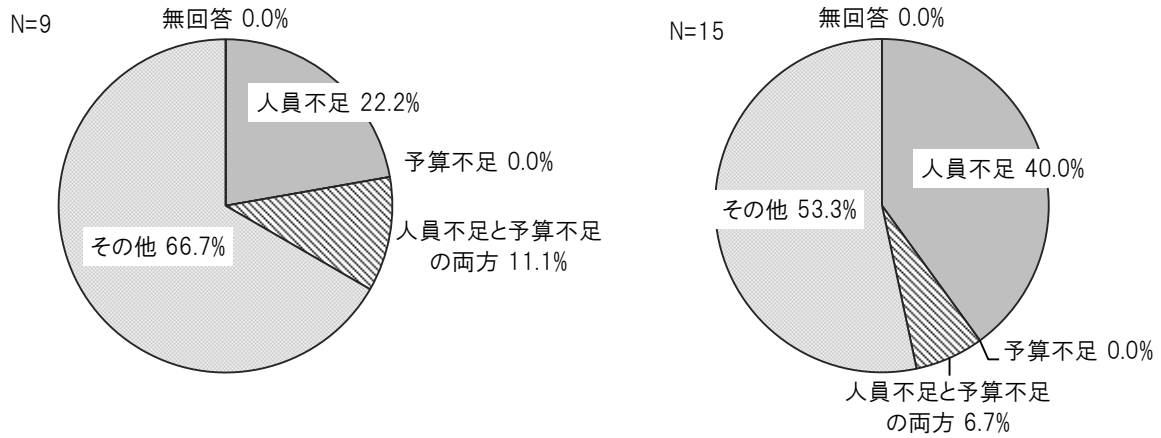
- ・調査ではなく大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく解体等工事に係る届出、報告により把握している
- ・施設所管部署にて把握している
- ・吹付石綿の有無についてのみ調査しており、他建材の使用の有無については不明である
- ・平成17年時点で調査済み(吹付アスベスト含有重量0.1%を超えるもの)
- ・「自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査」の結果を集約している
- ・各施設管理部局及び建築部局にて把握している
- ・建築部局からの情報提供により一部把握
- ・過去の届出情報から囲い込み・封じ込め措置の履歴についてリスト作成しているが、これらを活用した調査までは実施していない

<政令市・中核市・大気汚染防止法政令市(民間建築物)>

- ・調査ではなく大気汚染防止法の生活環境の保全等に関する条例に基づく解体等工事に係る届出、報告により把握している
- ・建設リサイクル法所管部署にて把握している
- ・主に石綿含有建材の除去前に届出を受け、把握する
- ・建物の解体に伴う届出であれば建物は現存しておらず、建物の一部改修工事による届出であれば改修箇所のみ報告であるため、当建物の他の箇所について使用の有無は不明である
- ・大気汚染防止法の届出履歴は保管しているが、特定粉じん発生施設は現存せず、特定粉じん排出等作業実施届は石綿の除去を行う際の届け出であるため、当該届では石綿含有建築物を把握するには不十分であり調査できないため把握していない
- ・建築部局からの情報提供により一部把握
- ・過去の届出情報から囲い込み・封じ込め措置の履歴についてリスト作成しているが、これらを活用した調査までは実施していない

図表 2-51 調査していない理由

【政令市・中核市・大気汚染防止法政令市（自治体所有）】 【政令市・中核市・大気汚染防止法政令市（民間建築物）】



注. 府県（自治体所有）・・・人員不足：1件、人員不足と予算不足の両方：2件
 注. 府県（民間建築物）・・・人員不足：1件、人員不足と予算不足の両方：2件

■その他の内容

<市町村（自治体所有）>

- ・アスベスト台帳所管部署に、大気汚染防止法に基づく情報を提供しているため
- ・市有建築物は庁内共有データを基に施設管理を実施予定（施設管理者等により更新）
- ・除去作業の届出であり、建築物に存在している石綿の状況は把握できないため
- ・公共施設の管理部署が、各施設の石綿含有建材の使用状況を把握しているため
- ・特定粉じん発生施設が無く、特定粉じん排出等作業は解体のため把握できないため
- ・継続的に除去工事が行われる場合は書類による引き継ぎをしているため

<市町村（民間建築物）>

- ・アスベスト台帳所管部署に、大気汚染防止法に基づく情報を提供しているため
- ・民間建築物についての把握範囲や仕方については検討中
- ・除去作業の届出であり、建築物に存在している石綿の状況は把握できないため
- ・建築物の現状把握は建築部局の所管であるため
- ・「アスベスト調査台帳」の情報共有を担当課と調整中
- ・特定粉じん発生施設が無く、特定粉じん排出等作業は解体のため把握できないため
- ・「特定粉じん排出等作業実施届」の工事内容は除去で、囲い込み等の事例がない
- ・継続的に除去工事が行われる場合は書類による引き継ぎをしているため

イ) 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の情報開示可否

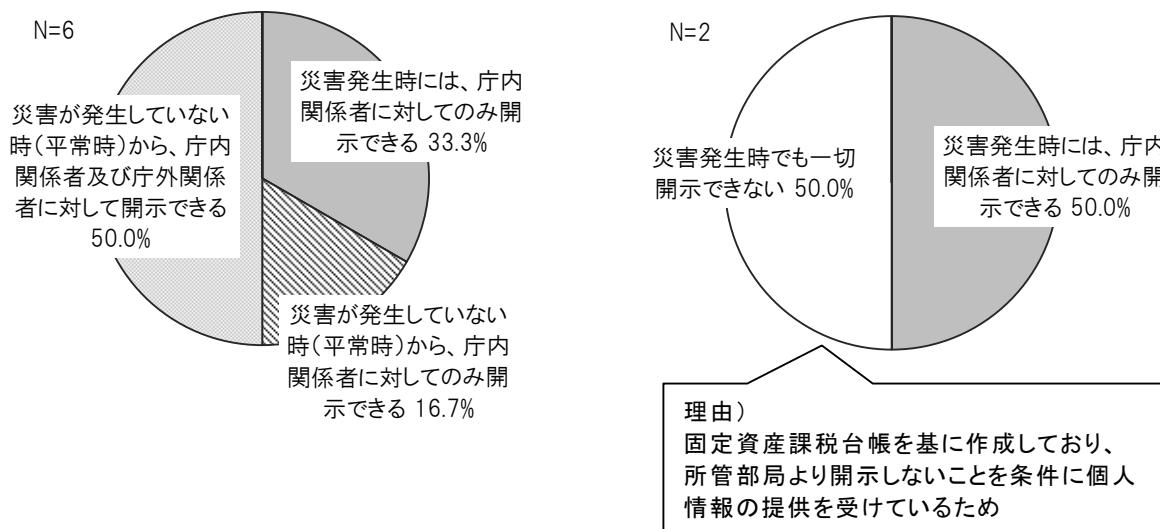
大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査状況が自治体所有で調査済みとした1府県、6市町村及び民間建築物で調査済みとした1府県、2市町村の調査結果の情報開示可否について整理した。

府県は、大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の情報開示可否に関して、自治体所有、民間建築物とも、「災害発生時には、庁内関係者及び庁外関係者に対して開示できる」と回答した。

市町村は、自治体所有については、「災害が発生していない（平常時）から、庁内関係者及び庁外関係者に対して開示できる」が50.0%の3市町村、庁内関係者に対してのみ開示できると含めると66.7%（4市町村）であり、「災害発生時でも一切開示できない」はなかった。民間建築物については、「災害発生時には庁内関係者に対してのみ開示できる」「災害発生時でも一切開示できない」が50.0%の件ずつであった。

図表 2-52 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の情報開示可否

【政令市・中核市・大気汚染防止法政令市（自治体所有）】 【政令市・中核市・大気汚染防止法政令市（民間建築物）】



注. 府県（自治体所有）・・・災害発生時には、庁内関係者及び町外関係者に対して開示できる：1件

注. 府県（民間建築物）・・・災害発生時には、庁内関係者及び町外関係者に対して開示できる：1件

ウ) 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の開示可能な情報の内容

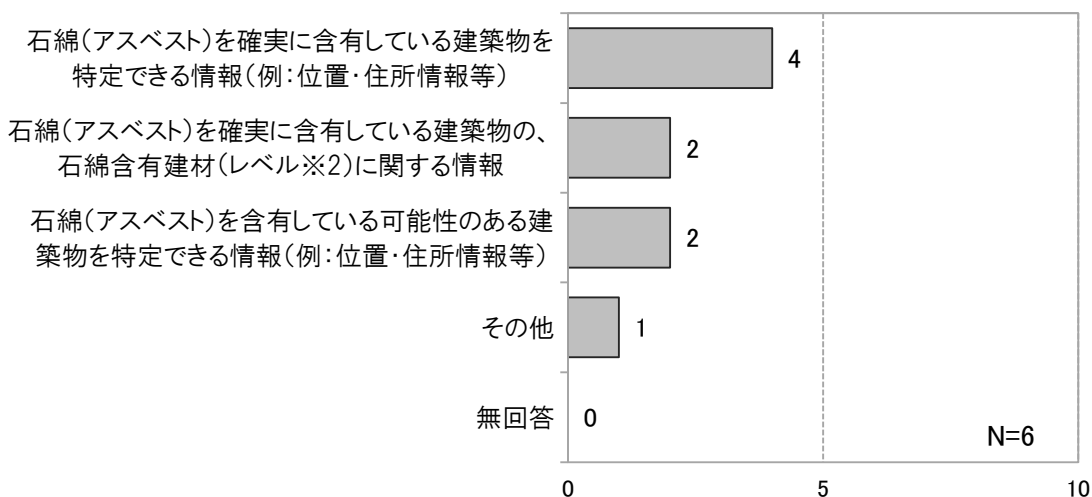
大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果を開示可能と回答した府県（自治体所有、民間建築物とも1件）、市町村（自治体所有6件、民間建築物1件）を対象として開示可能な情報の内容に関して整理した。

府県の大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の開示可能な情報は、自治体所有、民間建築物とも、「石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）」、「石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）」と回答した。

市町村の自治体所有の結果を見ると、石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）が6件中4件と最も多かった。民間建築物については、「石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）」が開示可能であると回答された。

図表 2-53 大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果の開示可能な情報の内容（複数選択）

【政令市・中核市・大気汚染防止法政令市（自治体所有）】



注． 府県（自治体所有）・・・石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件

注． 府県（民間建築物）・・・石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件、石綿（アスベスト）を含有している可能性のある建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件

注． 大気汚染防止法政令市（民間建築物）・・・石綿（アスベスト）を確実に含有している建築物を特定できる情報（例：位置・住所情報等）：1件

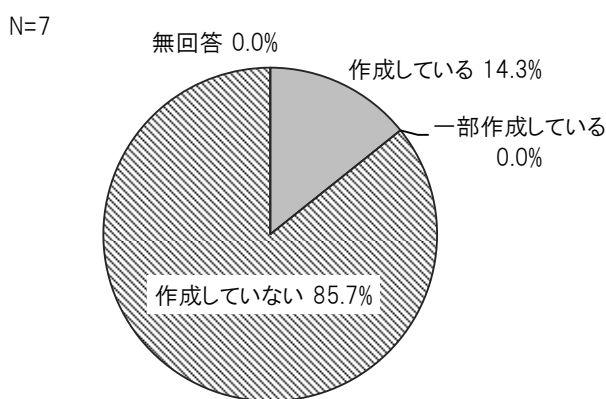
エ) 大気汚染防止法の届出履歴を活用したアスベスト所在場所が確認できるマップの作成状況

大気汚染防止法の届出履歴を活用して、自治体所有、民間建築物のいずれかの石綿（アスベスト）含有建築物がどこにあるか調査していると回答した1府県7市町村に対して、調査結果を活用したアスベスト所在場所が確認できるマップの作成状況に関して調査した。

府県は、「作成している」の回答が1件であった。

市町村は「作成している」が14.3%であり、そのほかはすべて「作成していない」85.7%であった。

図表 2-54 大気汚染防止法の届出履歴を活用したアスベスト所在場所が確認できるマップの作成状況
【政令市・中核市・大気汚染防止法政令市】



注．大気汚染防止法の届出履歴を活用して、自治体所有、民間建築物のいずれかの石綿（アスベスト）含有建築物がどこにあるか「調査している」と回答した自治体のみ回答

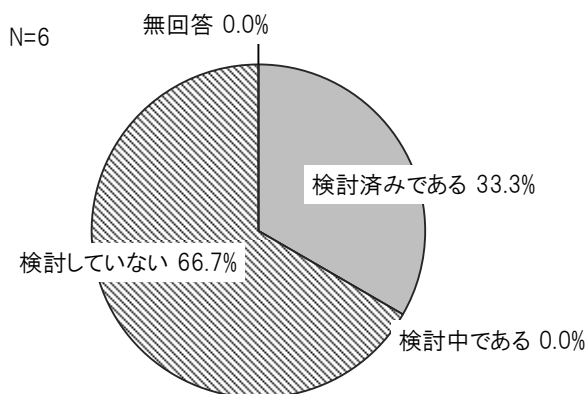
注．府県・・・作成している：1件

③災害発生時の石綿（アスベスト）含有建築物の解体を行う必要がある場合の関係部署を含めた庁内体制の検討状況

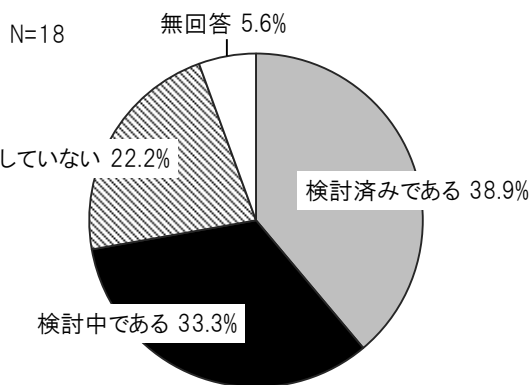
災害発生時の石綿（アスベスト）含有建築物の解体を行う必要がある場合の関係部署を含めた庁内体制の検討状況に関して、「検討済みである」と回答した市町村は、政令指定都市・中核市で38.9%（H30年度8.3%）と過年度に比べて約25ポイント増加、政令指定都市・中核市以外の市町村で14.5%（H30年度2.1%）と約12ポイント増加した。「検討していない」と回答した割合は、府県は66.7%（H30年度33.3%）、政令指定都市・中核市の市町村は22.2%（H30年度75.0%）、政令指定都市・中核市以外の市町村は67.4%（H30年度75.7%）であった。

図表 2-55 災害発生時の石綿（アスベスト）含有建築物の解体を行う必要がある場合の関係部署を含めた庁内体制の検討状況

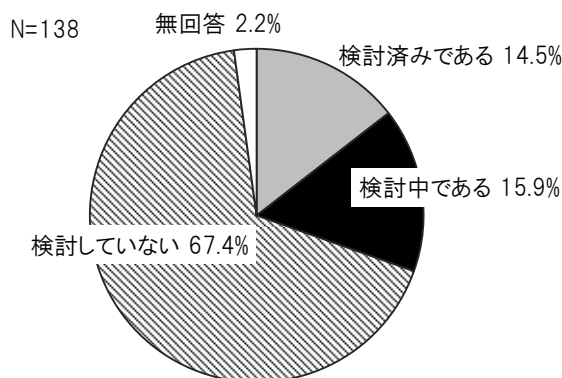
【府県】



【政令指定都市・中核市】



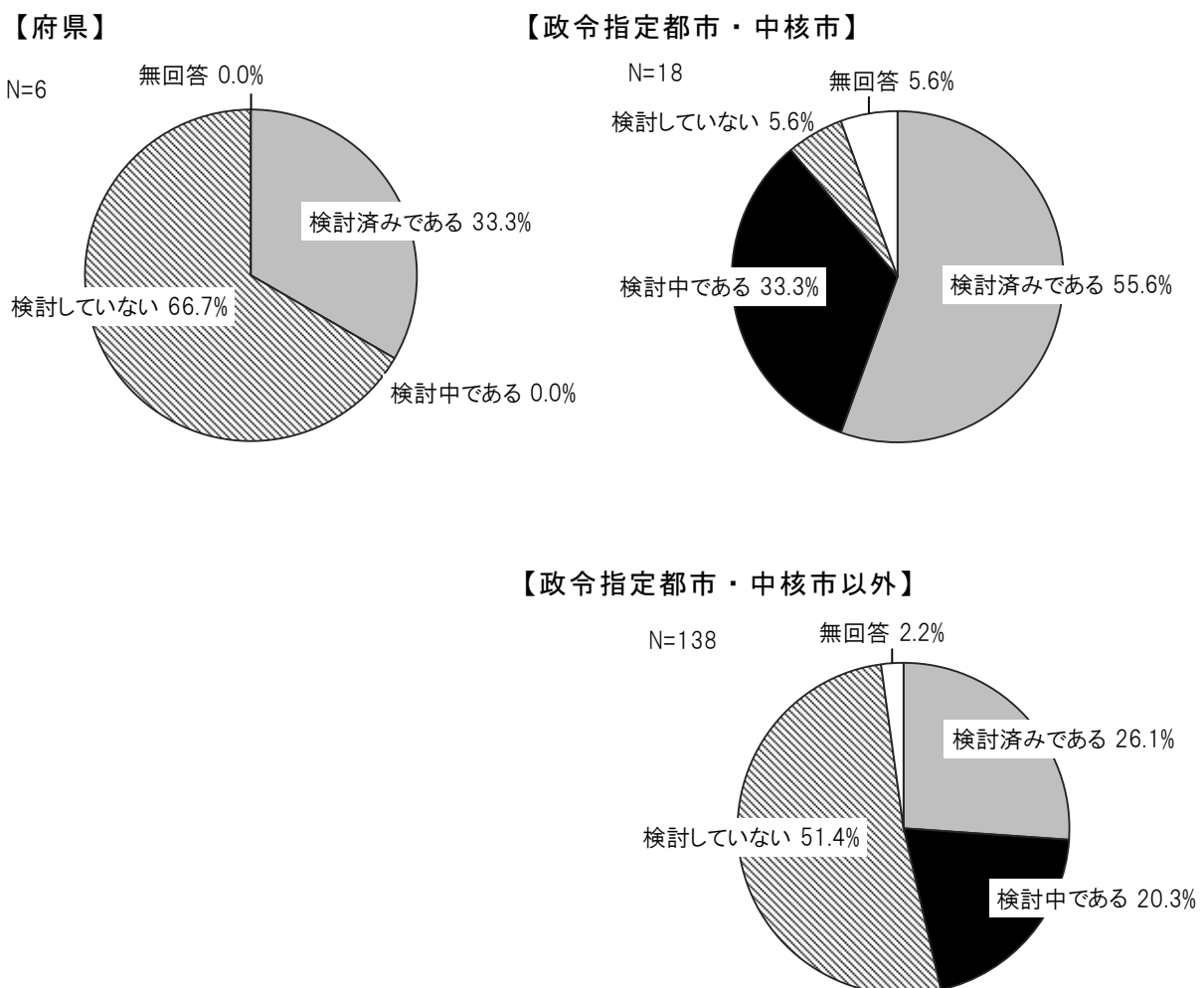
【政令指定都市・中核市以外】



④災害発生時、廃石綿、石綿（アスベスト）などの有害物質を含む災害廃棄物（スレートなど）の収集・運搬を行う必要がある場合の飛散防止措置や仮置場での受入可否等の検討状況

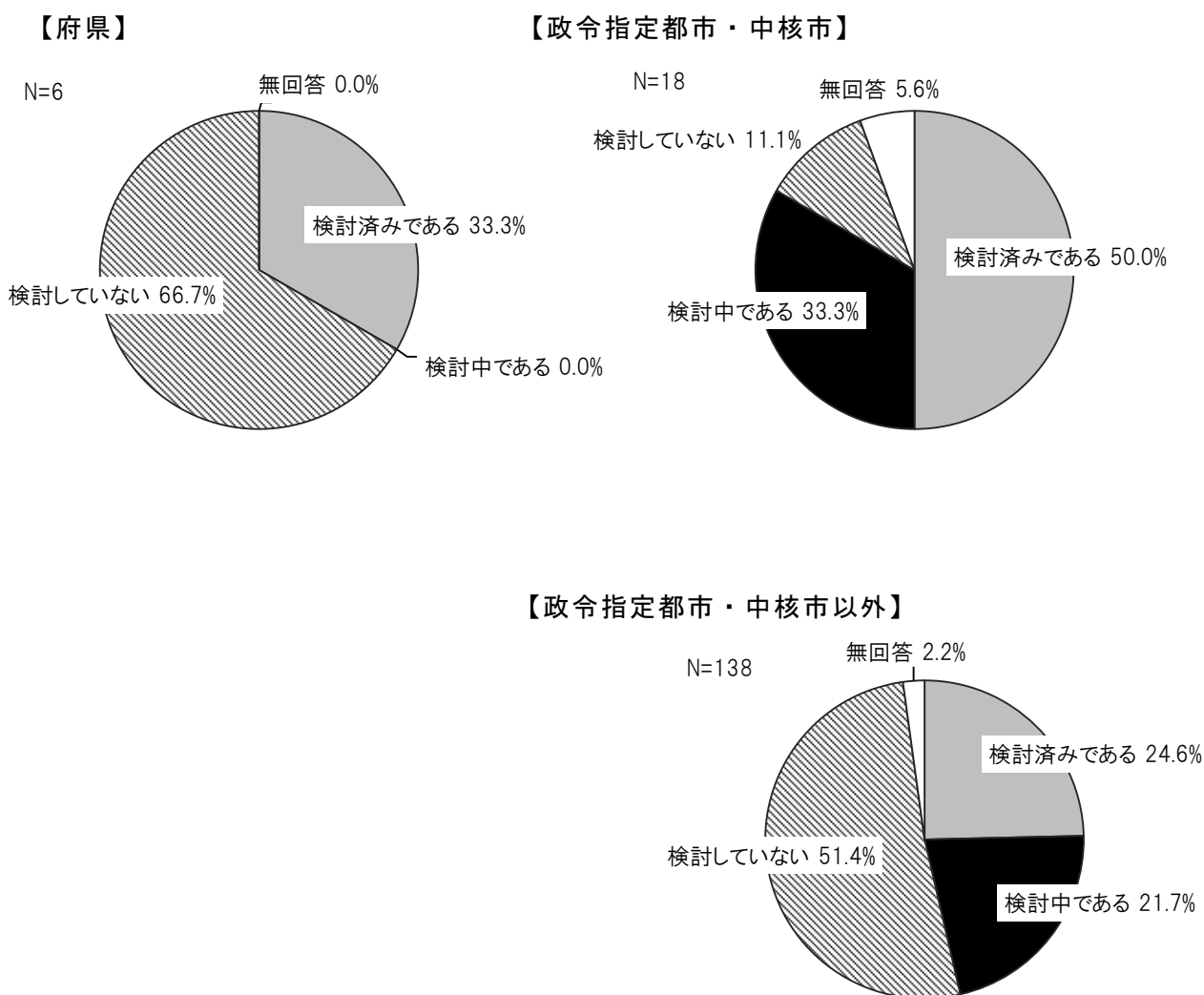
災害発生時の廃石綿、石綿（アスベスト）などの有害物質を含む災害廃棄物（スレート）などの収集・運搬を行う必要がある場合の飛散防止措置や仮置場での受入可否等の検討状況に関して、政令指定都市・中核市の市町村は「検討済みである」が55.6%（H30年度41.7%）と最も多く、過年度に比べて約14ポイント増加しており、政令指定都市・中核市以外の市町村でも、「検討済みである」が26.1%（H30年度4.2%）と過年度に比べて約12ポイント増加している。「検討していない」と回答した割合は、府県で66.7%（H30年度33.3%）、政令指定都市・中核市の市町村で5.6%（H30年度33.3%）、政令指定都市・中核市以外の市町村で51.4%（H30年度68.8%）であった。

図表 2-56 災害発生時、廃石綿、石綿（アスベスト）などの有害物資を含む災害廃棄物（スレートなど）の収集・運搬を行う必要がある場合の飛散防止措置や仮置き場での受入可否等の検討状況



⑤災害発生時、仮置場などに廃石綿、石綿（アスベスト）などの有害物質を含む災害廃棄物（スレートボード など）の搬入があった場合の分別と保管方法の準備状況
 災害発生時の廃石綿、石綿（アスベスト）などの有害物質を含む災害廃棄物（スレート）などの搬入があった場合の分別と保管方法の準備状況に関しては、政令指定都市・中核市の市町村は「検討済みである」が50.0%（H30年度33.3%）と最も多く、過年度に比べて約16ポイント増加しており、政令指定都市・中核市以外の市町村でも、「検討済みである」が24.6%（H30年度4.9%）と過年度に比べて約20ポイント増加している。「検討していない」割合が、府県で66.7%（H30年度33.3%）、政令指定都市・中核市の市町村で11.1%（H30年度33.3%）、政令指定都市・中核市以外の市町村で51.4%（H30年度67.4%）が検討していない。

図表 2-57 災害発生時、仮置場などに廃石綿、石綿（アスベスト）などの有害物質を含む災害廃棄物（スレート など）の搬入があった場合の分別と保管方法の準備状況



2.2.3 国有地・府県有地等の仮置場候補地の現地調査

仮置場候補地の確保に向け、近畿ブロック内の国有地・府県有地等を対象に机上調査、現地調査を行い、災害廃棄物仮置場としての利用可能性を調査・検証した。

調査は近畿財務局や府県等が管理する対象地（7箇所）に対して、航空画像等による机上調査を踏まえて、候補地への現地調査を実施し、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認等を行った。その上で、候補地にて実効性のある仮置場運用を行うにあたっての条件整理及び評価を行った。

(1) 机上調査

仮置場候補地の評価に必要な土地の所有者、災害指定用途、輸送道路との位置関係等について、下表に示す項目で整理した。また、航空画像等を用いて周辺の道路状況や仮置場候補地の概況を整理した。

図表 2-58 仮置場候補地の調査項目

項目	内容
名称	施設名を記載
所在地	住所番号を整理
所有区分	国有地・府県有地等
所有者	名称
面積	仮置場として利用可能性のある面積
用途地域	土地利用の用途（住居系、商業系、工業系）
周辺の土地利用区分	空撮画像からわかる主要な土地利用（住宅用地、工業用地、農業用地等）
災害時の用途	地域防災計画等における利用（避難所、活動拠点、ヘリポート設置予定地等）の有無
土地の形状、舗装状況	舗装、未舗装（グラウンド：砂地、芝地）、草地、林地等を記載
付帯設備	水道、電気（分電盤等）、建屋の存在
輸送道路までの距離	最寄りの緊急輸送道路までの直線距離を記載
搬入口付近の道路状況	車線数、概況
出入口付近の道路状況	車線数、概況
被害想定結果	地震（想定震度）、津波（浸水深）、洪水（浸水深）、内水（浸水深）、高潮（浸水深）、土砂（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）
その他特記事項	施設特有の留意点等があれば記載
仮置場設置時の課題	仮置場としての利用に向けた課題があれば記載

(2) 現地調査

先述の机上調査結果を踏まえ、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認のため、現地調査を実施した。

航空画像等では判断できない事項を現地で確認するため、以下の作業手順および次頁に示す現地調査チェックシートを用い、確認不足のないようにした。

【作業手順】

- A. 現場到着
- B. 作業内容の確認
- C. 調査開始
 - ・写真撮影
 - ・進入道路の幅員確認（車線数、規制の有無）
 - ・入口の幅員確認（支柱間幅、門扉幅など）
 - ・地形概況の確認（傾斜地、平地、高低差、段差など仮置場としての適正確認）
 - ・仮置場所の地表面状況の確認（芝地、土、舗装、砂利、その他）
 - ・インフラ整備状況の確認（電気、水道がつかえそうか、防火水槽の有無など）
 - ・支障物の有無の把握（樹林、建屋、支柱、柵、車止めなど）
 - ・周辺の土地利用（住宅街、農地、林地など）
 - ・その他、特殊条件の確認（学校が隣接、商業施設が隣接など）
- D. チェックシートを用いて作業もれがないか確認後、次の地点へ移動
- E. 撤収

図表 2-59 参考：トラックの一般的な寸法

種類	全長	全幅	全高
小型（2t）トラック	4.7m 以内	1.7m 以内	2.0m 以内
中型（4t）トラック及び 大型（10t）トラック	12.0m 以内	2.5m 以内	3.8m 以内

(3) 仮置場候補地調査の留意点

昨年度から、近畿ブロック内の国有地・府県有地に対して仮置場の利用可能性調査を実施した。調査対象地点は、あくまでオープンスペースとしての利活用の可能性を検証することを目的としたが、土地管理者の立場では災害時に廃棄物を仮置きするための調査として受け取られ、調査自体を断られるケース等もあった。特に、指定管理者の土地を対象とする場合には、土地の利用料金等の懸念等があることも確認された。また、実際に災害廃棄物の仮置場として土地を利用するのが市町村であるため、国・県有地の利用には十分は調整が必要である。

これらのことから、仮置場候補地を検討する場合の検討条件として、物理的な制約に加えて、土地管理者との事前の調整が極めて重要な留意点であることが本調査により示唆された。

図表 2-60 現地調査チェックシート

【現地調査チェックシート】

調査日時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分
地点名	
<input type="checkbox"/> 全景写真	全体状況
メモ：	
<input type="checkbox"/> 搬入路の写真	入口や隣接道路状況
メモ：	
<input type="checkbox"/> 土地の形状の写真	起伏や基盤等の状況
メモ：	
<input type="checkbox"/> 付帯設備の写真	水道、電気（分電盤等）、建屋の設置状況
メモ：	
<input type="checkbox"/> 支障物の写真	支障物（フェンス等）の状況
メモ：	
<input type="checkbox"/> その他の写真	
メモ：	

2.2.4 災害廃棄物処理計画の策定状況等

近畿ブロック協議会構成員については本協議会で実施したワーキングを通じて策定状況（策定の有無、策定予定など）を確認した。

また、「令和3年度廃棄物処理実態調査」（環境省）において、災害廃棄物処理計画の策定状況に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較して整理した。

(1) 災害廃棄物に関する計画の策定状況（協議会構成自治体策定状況）

近畿ブロック協議会構成自治体の処理計画策定状況は下表のとおりであった。

協議会構成自治体29自治体の、すべての自治体で「策定済み（○）」であった。

図表 2-61 処理計画策定状況（協議会構成自治体策定状況）

都道府県名	構成員	単独の災害廃棄物処理計画の有無			地域防災計画における災害廃棄物処理対策の記載の有無
			(有の場合) 策定年月	計画名	
滋賀県	滋賀県	○	平成30年3月	滋賀県災害廃棄物処理計画	○
	大津市	○	平成30年3月	大津市災害廃棄物処理計画	○
京都府	京都府	○	平成31年3月	京都府災害廃棄物処理計画	○
	京都市	○	平成31年3月改訂	京都市災害廃棄物処理計画	○
大阪府	大阪府	○	令和元年7月修正	大阪府災害廃棄物処理計画	○
	大阪市	○	平成29年3月	大阪市災害廃棄物処理基本計画〔第1版〕	○
	堺市	○	令和3年3月改訂	堺市災害廃棄物処理計画	○
	豊中市	○	平成30年3月	豊中市災害廃棄物処理計画	○
	高槻市	○	令和4年5月改訂	高槻市災害廃棄物処理計画	○
	枚方市	○	令和元年10月	枚方市災害廃棄物処理計画	○
	東大阪市	○	令和3年3月	東大阪市災害廃棄物処理計画	○
	八尾市	○	令和2年3月	八尾市災害廃棄物処理計画	○
	寝屋川市	○	平成29年3月	-	○
	吹田市	○	平成30年7月改訂	吹田市災害廃棄物処理計画(改訂版)	○
	泉佐野市	○	令和3年3月	泉佐野市災害廃棄物処理計画	○
	田尻町	○	令和2年3月	-	○
	兵庫県	兵庫県	○	平成30年8月	兵庫県災害廃棄物処理計画
神戸市		○	平成30年3月	神戸市災害廃棄物処理指針	○
姫路市		○	-	-	○
尼崎市		○	令和3年3月	尼崎市災害廃棄物処理計画	○
西宮市		○(改訂予定)	-	-	○
明石市		○	-	-	○
洲本市		○	令和2年3月改訂	洲本市災害廃棄物処理計画	○
豊岡市		○	令和3年3月改訂	豊岡市災害廃棄物処理計画	○
奈良県	奈良県	○	平成28年3月	奈良県災害廃棄物処理計画	○
	奈良市	○	平成21年3月	奈良市災害廃棄物処理計画	○
和歌山県	和歌山県	○	平成27年7月	和歌山県災害廃棄物処理計画	○
	和歌山市	○	平成29年10月	和歌山市災害廃棄物処理計画	○
	田辺市	○	令和3年6月	-	○
	かつらぎ町	○	平成31年8月	かつらぎ町災害廃棄物処理計画	○

出典：「災害廃棄物情報プラットフォーム」国立環境研究所 をもとに、令和4年度近畿ブロック協議会ワーキング結果を踏まえて作成（令和5年1月時点）

(2) 災害廃棄物に関する計画の策定状況

環境省本省が実施した令和4年度廃棄物処理実態調査において、災害廃棄物に関する計画の策定状況に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果はあくまで「令和4年度廃棄物処理実態調査」に基づく令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

①調査結果概要

ア) 近畿ブロックの災害廃棄物処理計画の策定団体は約7割で、全国と同様に昨年度から増加

近畿全体の策定割合は、昨年度（64%、127団体）から8ポイント増加（72%、142団体）し、全国平均とほぼ同程度の伸びとなった。

特に策定団体数が増えた府県は、和歌山県（6団体増加）、京都府（3団体増加）であった。

イ) 災害廃棄物処理計画を改訂した団体は少なく、未改訂の団体の3割程度が改訂時の課題を認識

災害廃棄物処理計画の改訂状況は、全国の都道府県は「改訂有り」が4割以上（昨年度4割弱）と若干増加したが、近畿全体の府県（6府県中1府県のみ「改訂有り」）や市町村（全国で19%（239団体）（昨年度18%（202団体））、近畿全体で13%（18団体）（昨年度13%（16団体））は改訂が横ばい傾向にある。

改訂時の課題は、「策定が直近である」（全国61%、近畿69%（昨年度全国65%、近畿71%））以外に、「改訂にあたる職員や時間を確保できない」（全国35%、近畿31%（昨年度全国29%、近畿23%））「専門的な情報や知識が不足している」（全国32%、近畿31%（昨年度全国32%、近畿34%））と回答している団体があり、改訂を促進するためにはサポートが必要と考えていることが伺える。

②災害廃棄物処理計画の策定状況

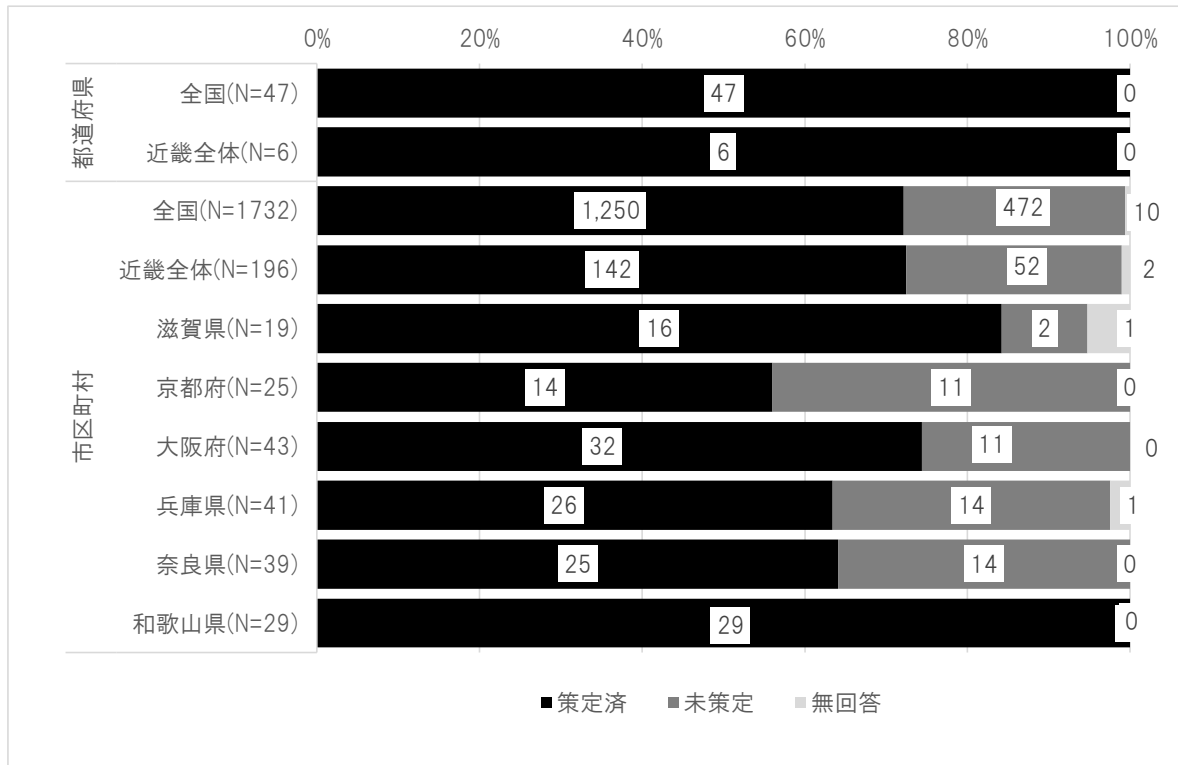
都道府県の災害廃棄物処理計画の策定状況は、すべての都道府県が「策定している」であった。

市町村は、全国集計では令和3年度は約6割（66%、1,142団体）であったが、令和4年度は約7割（72%、1,250団体）であった。近畿全体では、昨年度（R3年度64%、127団体）から8ポイント増加（72%、142団体）し、全国平均とほぼ同程度の伸びとなった。

特に策定団体数が増えた府県は、和歌山県（6団体増加）、京都府（3団体増加）であった。

※第4次循環型社会推進基本計画に基づく2025年度目標（都道府県：100% 市町村：60%）

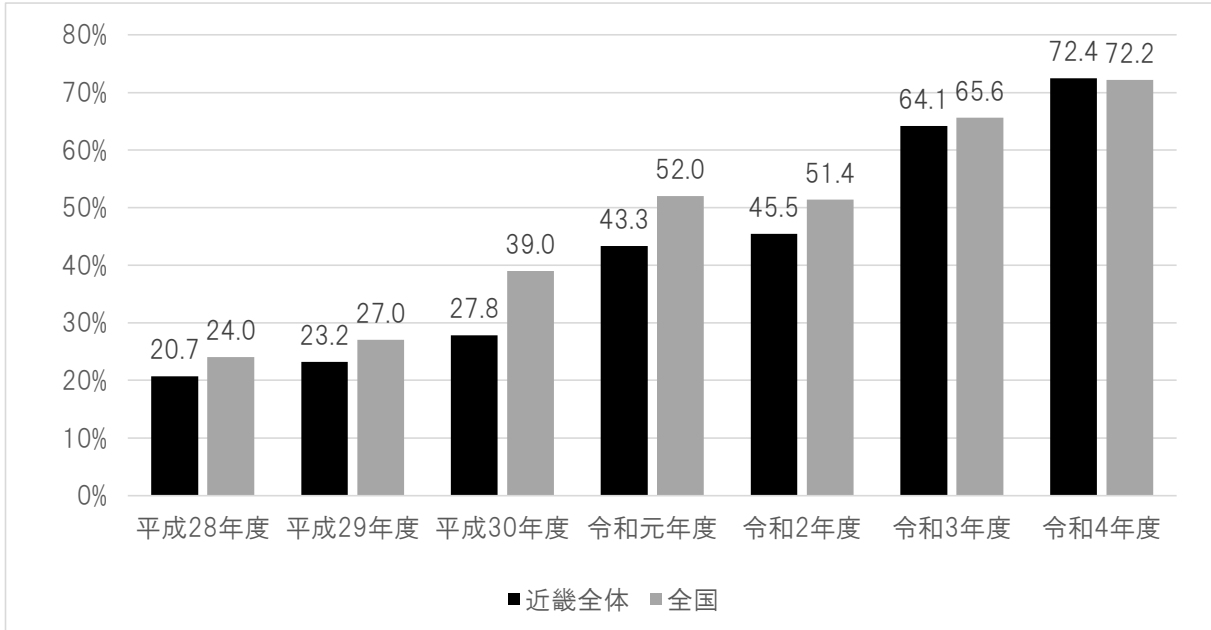
図表 2-62 災害廃棄物処理計画の策定の有無



注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

図表 2-63 近畿ブロック全体の災害廃棄物処理計画策定率（市町村） 経年変化



注． 近畿全体・・・近畿2府4県

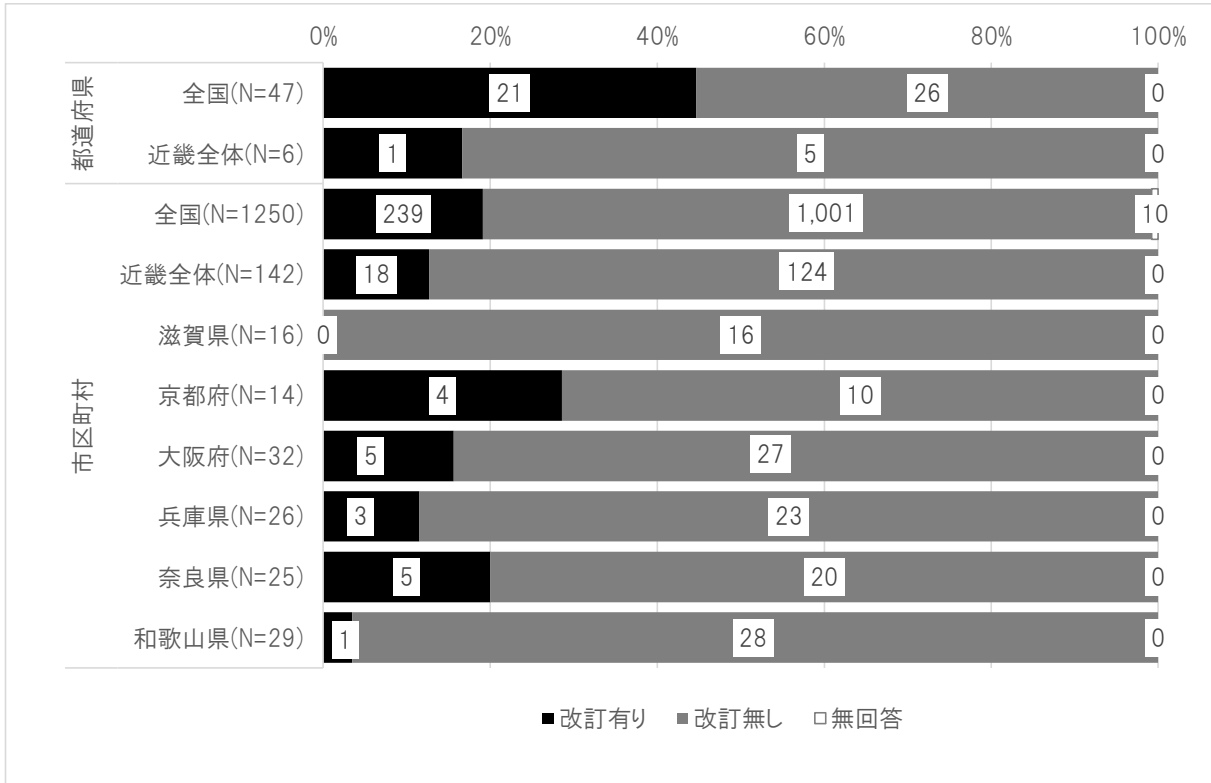
注． 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

③災害廃棄物処理計画の改訂状況

災害廃棄物処理計画の改訂状況は、全国の都道府県は「改訂有り」が4割以上（昨年度4割弱）、近畿全体は、昨年度と同様に6府県中1府県のみ「改訂有り」であった。

市町村では、全国で19%（239団体）（昨年度18%（202団体））、近畿全体で13%（18団体）（昨年度13%（16団体））が改訂しており、全国、近畿全体とも改訂の割合は横ばい傾向にある。

図表 2-64 災害廃棄物処理計画の改訂の有無



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

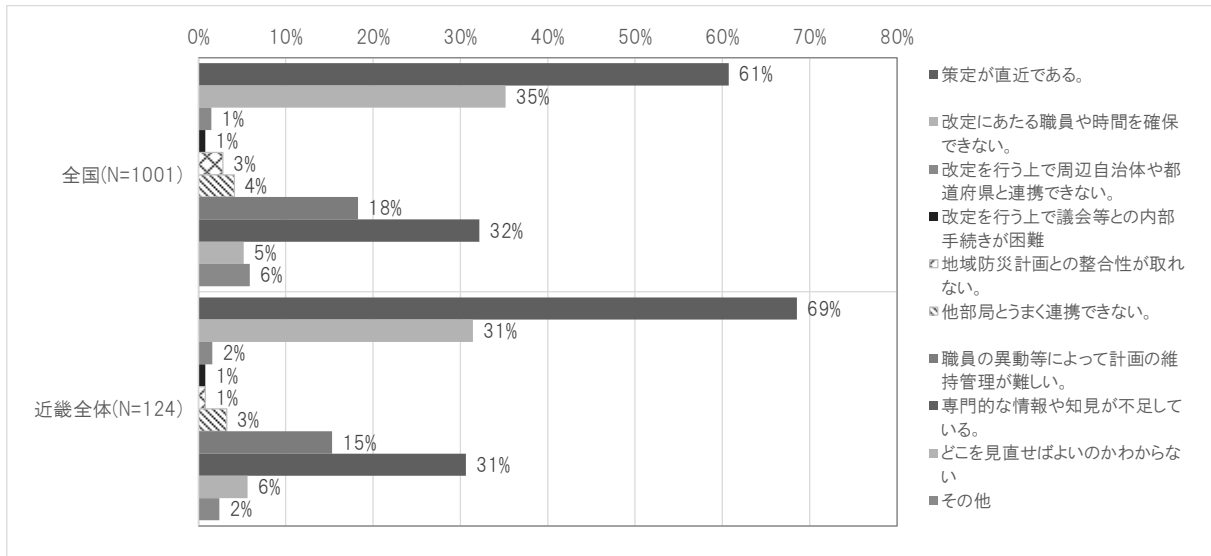
注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

④災害廃棄物処理計画の改訂にあたる上での課題

災害廃棄物処理計画を策定済みだが未改訂の府県・市町村を対象に、改訂にあたるうえでの課題を確認した。

全国、近畿全体とも同様の傾向にあり「策定が直近である」が最も多く（全国61%、近畿69%（昨年度全国65%、近畿71%））、次いで「改訂にあたる職員や時間を確保できない」（全国35%、近畿31%（昨年度全国29%、近畿23%））「専門的な情報や知識が不足している」（全国32%、近畿31%（昨年度全国29%、近畿23%））「専門的な情報や知識が不足している」（全国32%、近畿31%（昨年度全国32%、近畿34%））であった。

図表 2-65 災害廃棄物処理計画の改訂にあたる上での課題



注． 近畿全体・・・近畿2府4県

注． 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

2.2.5 災害時相互協定（環境省本省調査、令和4年度調査結果）

環境省本省が実施した令和4年度廃棄物処理実態調査において、災害時相互応援協定に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果はあくまで「令和4年度廃棄物処理実態調査」に基づく令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

（1）調査結果概要

ア) 全国に比べて2府4県の自治体間の協定の締結割合は高いが、約6割の団体で協定の締結における課題を認識

災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の有無は、「協定無し」が全国(27%)に比べて近畿全体(21%)は6ポイント低いことから、近畿では協定の締結割合が高い。特に「自治体間の協定あり」は、近畿全体が61%と、全国(52%)と比べて9ポイント高かった。

2府4県の協定の締結内容は「廃棄物の収集運搬」が最も多く(59%)で全国(48%)と同じ傾向であったが、「事務処理(廃棄物関係)」が2府4県で31%と、全国(26%)と比べて5ポイント高く、全国と比べて自治体間の協定割合が高いことが関係していることが伺える。

また、2府4県の約6割が協定の締結の課題を認識しており、昨年度と同様に3割の団体が「協定の締結先の候補が不足」「協定内容の不足」を課題として挙げている。

イ) 災害廃棄物処理計画に協定を記載している団体は昨年度と変わらない

自治体間や民間事業者間で協定のある団体のうち、協定を公開し、災害廃棄物処理計画に記載している団体は全国で49%(昨年度49%)に対して、2府4県は42%(昨年度42%)と昨年度と同様に若干低い結果となった。

ウ) 2府4県の建設事業者との協定締結割合は昨年度と同様に全国に比べて低く、「収集運搬」について事前の取り決め(民間事業者に委託)をしている団体は約4割で昨年度より若干増加

「民間事業者間の協定あり」の団体の締結先は、「一般廃棄物処理事業者」(全国62%、近畿全体72%)が最も多く、次いで「産業廃棄物処理事業者」(全国55%、近畿全体51%)であった。「建設事業者」との協定は、全国では33%(昨年度32%)を占めるのに対し、2府4県では23%(昨年度21%)で、昨年度と同様に全国に比べて低かった。

また、災害時の廃棄物処理の事前取り決め(民間事業者に委託)をしている割合は、「収集運搬」が全国で43%(昨年度40%)、2府4県で43%(38%)であり、2府4県が昨年度より5ポイント増加している。

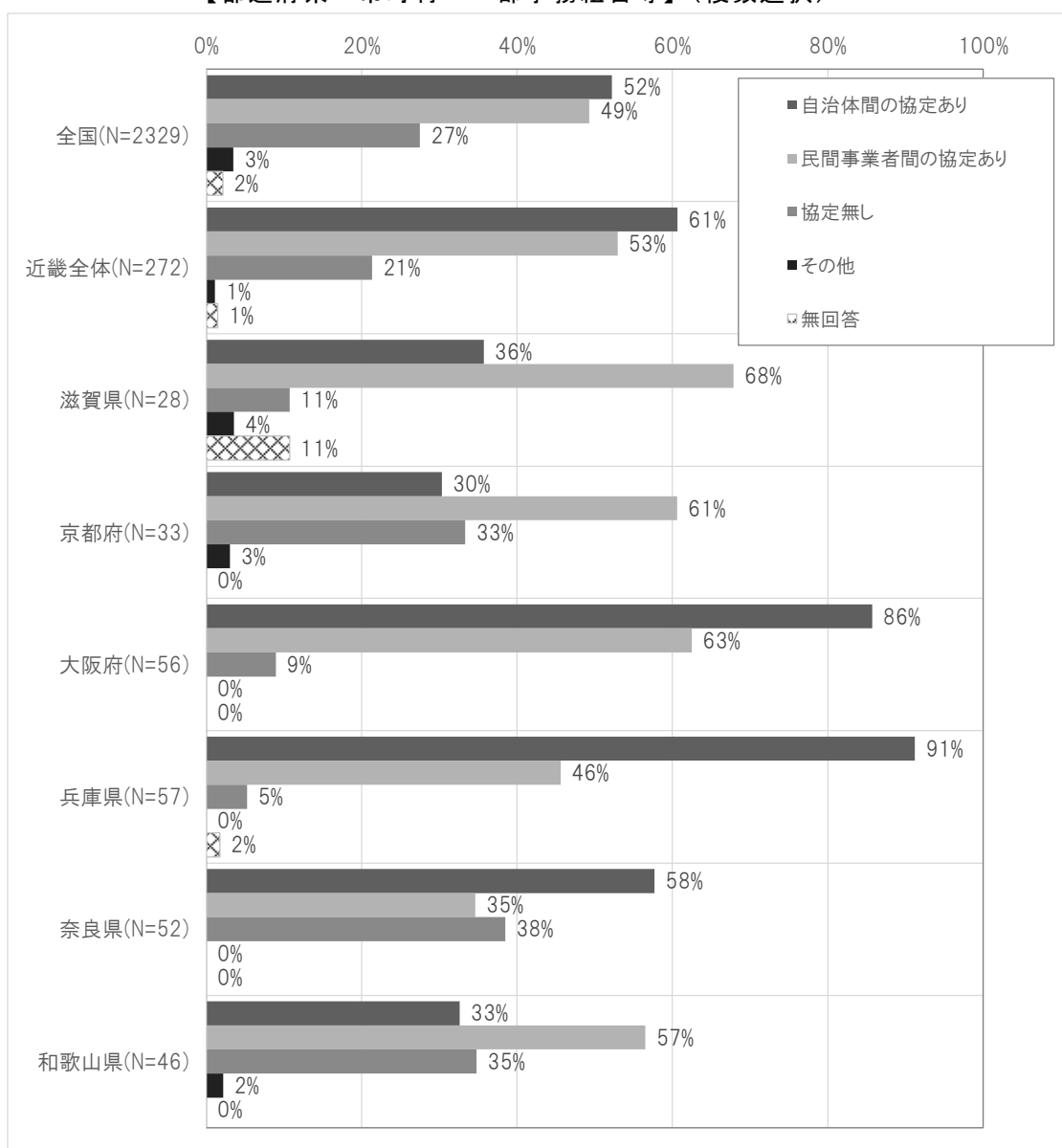
(2) 調査結果

①災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の有無

災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の有無について、「協定無し」が全国では27%、近畿全体では21%で、全国に比べて近畿全体は6ポイント低い。

「自治体間の協定あり」は、近畿全体が61%と、全国（52%）と比べて9ポイント高かった。兵庫県は91%、大阪府は86%締結と高い傾向にあるが、滋賀県（36%）、京都府（30%）、和歌山県（33%）は全国平均よりも10ポイント以上低い。

図表 2-66 災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の有無
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

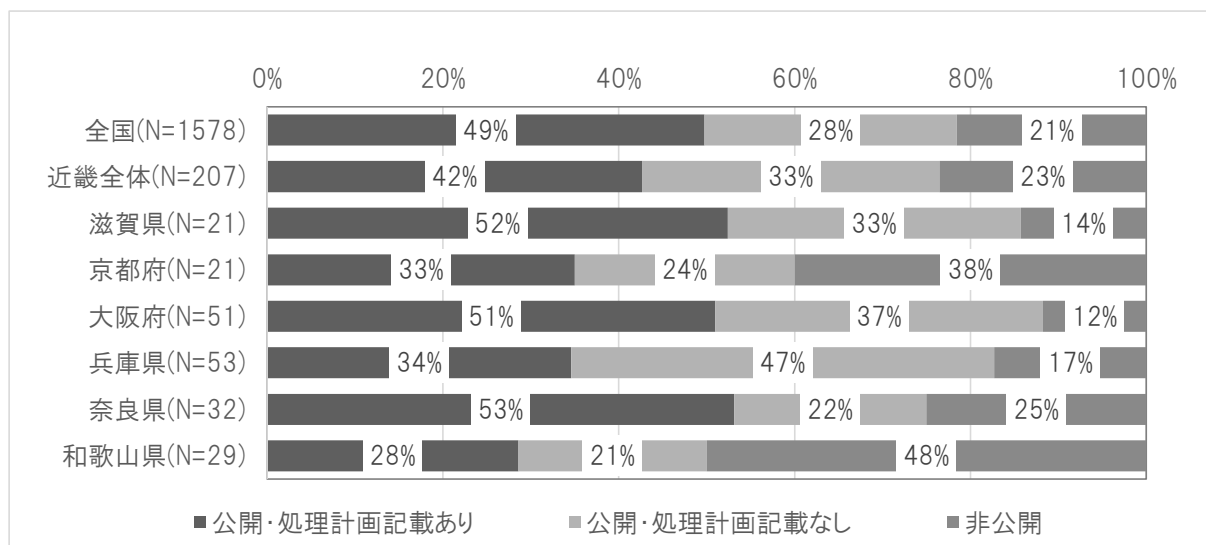
注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

②協定の公開可否

「自治体間の協定あり」、「民間事業者間の協定あり」と回答した自治体を対象として、協定の公開可否について確認した。

「非公開」は全国が21%、近畿全体は23%（昨年度全国、近畿全体ともに20%）であり、全国の79%、近畿全体の77%は「公開」であった。「公開・処理計画記載あり」は全国の49%（昨年度49%）に対して、近畿全体は7ポイント低い42%であり、昨年度と変化はなかった。

図表 2-67 協定の公開可否
【都道府県・市町村・一部事務組合等】
 （自治体間の協定あり、民間事業者間の協定ありに回答）



注．近畿全体・・・近畿2府4県

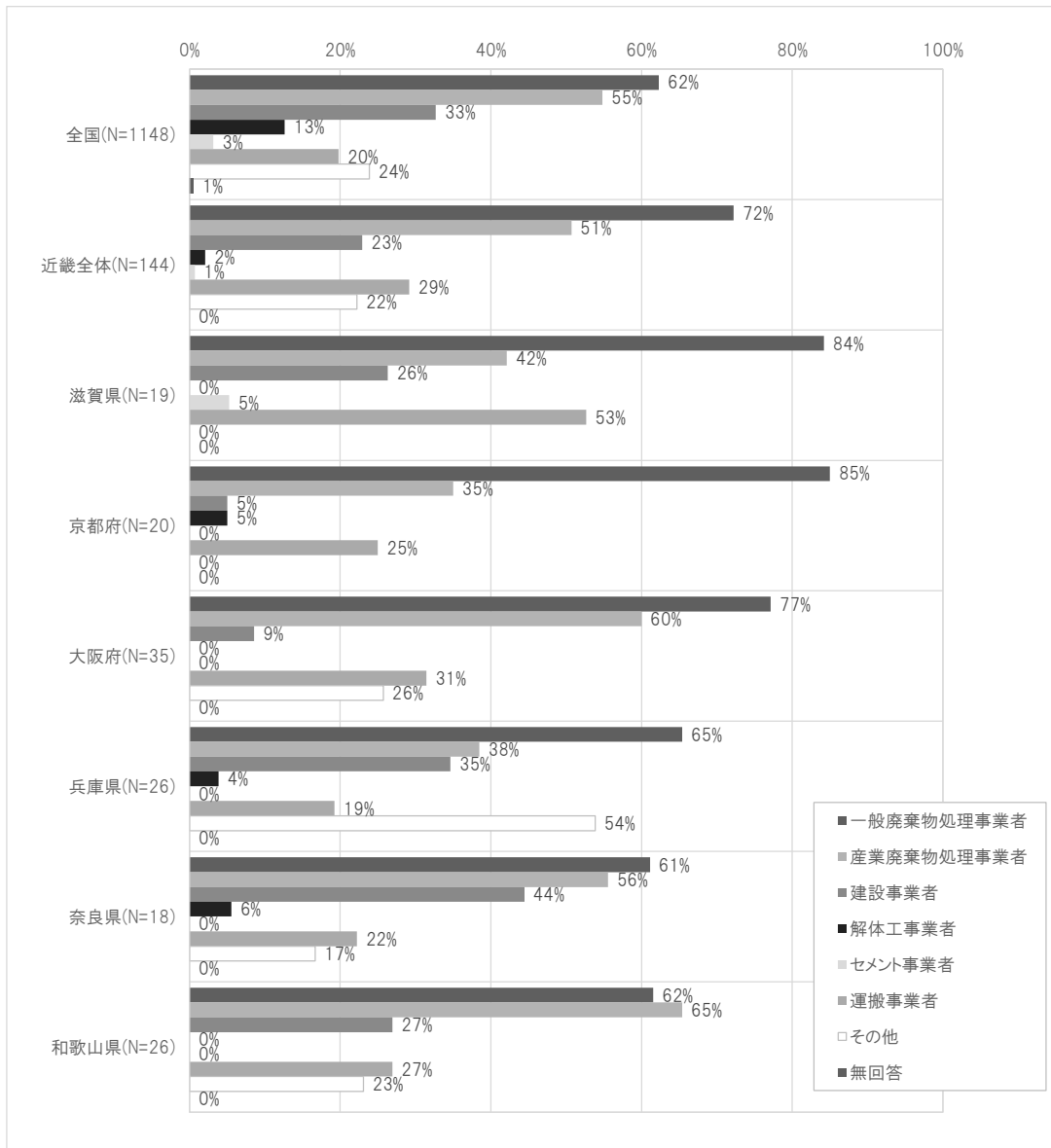
注．令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

③民間事業者の業種

「民間事業者間の協定あり」と回答した自治体等を対象として、民間事業者の業種を確認した。「一般廃棄物処理事業者」が全国で62%（昨年度62%）、近畿全体では72%（昨年度74%）と回答が多く、次いで「産業廃棄物処理事業者」が全国（55%）、近畿全体（51%）と多かった。なお、「建設事業者」との協定は、全国では33%（昨年度32%）を占めるのに対し、近畿全体では23%（昨年度21%）と昨年度同様に10ポイント低い結果となった。

図表 2-68 民間事業者の業種
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）
（民間事業者間の協定ありに回答）



注. 近畿全体・・・近畿 2 府 4 県

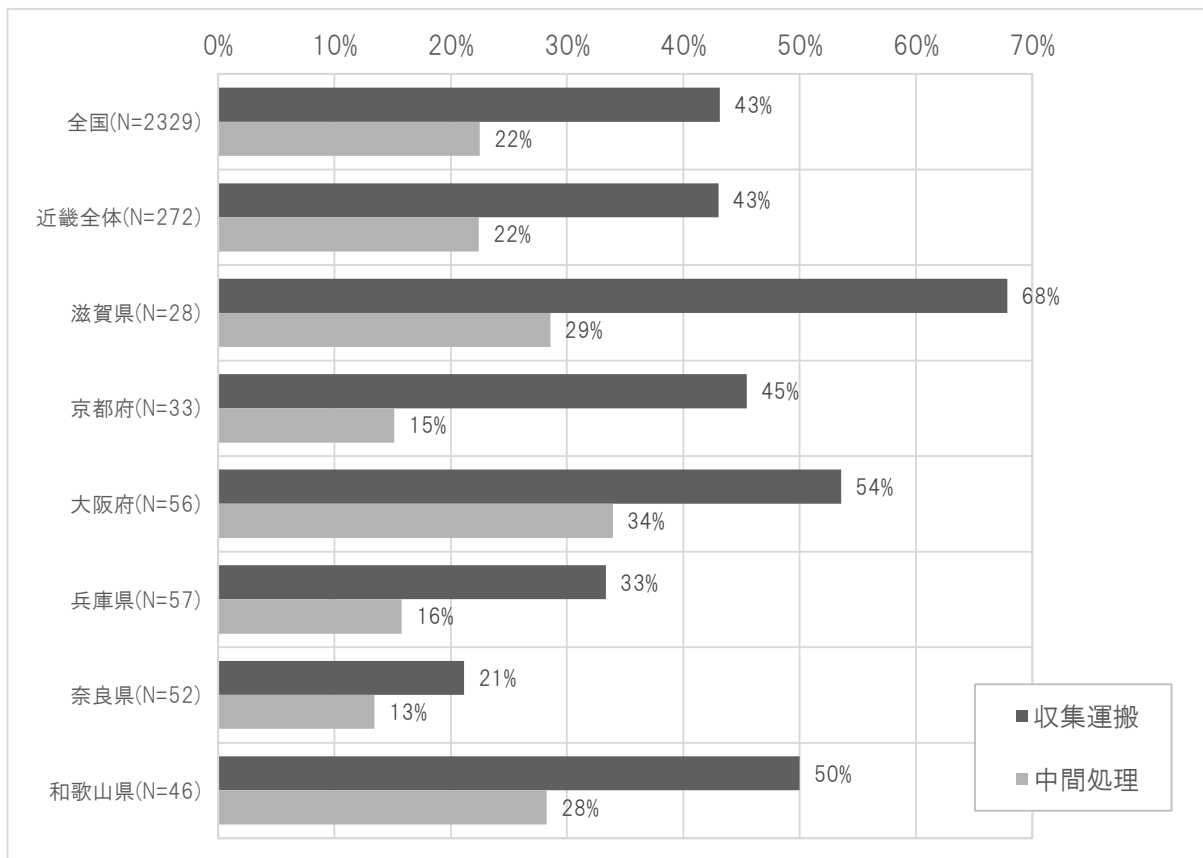
注. 令和 4 年 12 月 27 日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

④災害時の廃棄物処理の事前取り決め

災害時の廃棄物処理の事前取り決め（民間事業者に委託）について、「収集運搬」に関する取り決めは全国が43%（昨年度40%）、近畿全体が43%（38%）であり、近畿全体が昨年度より5ポイント増加している。「中間処理」は、全国は22%（昨年度22%）、近畿全体は22%（昨年度20%）であった。

図表 2-69 災害時の廃棄物処理の事前取り決め
【都道府県・市町村・一部事務組合等】
（民間事業者に委託ありの場合）



注． 近畿全体・・・近畿2府4県

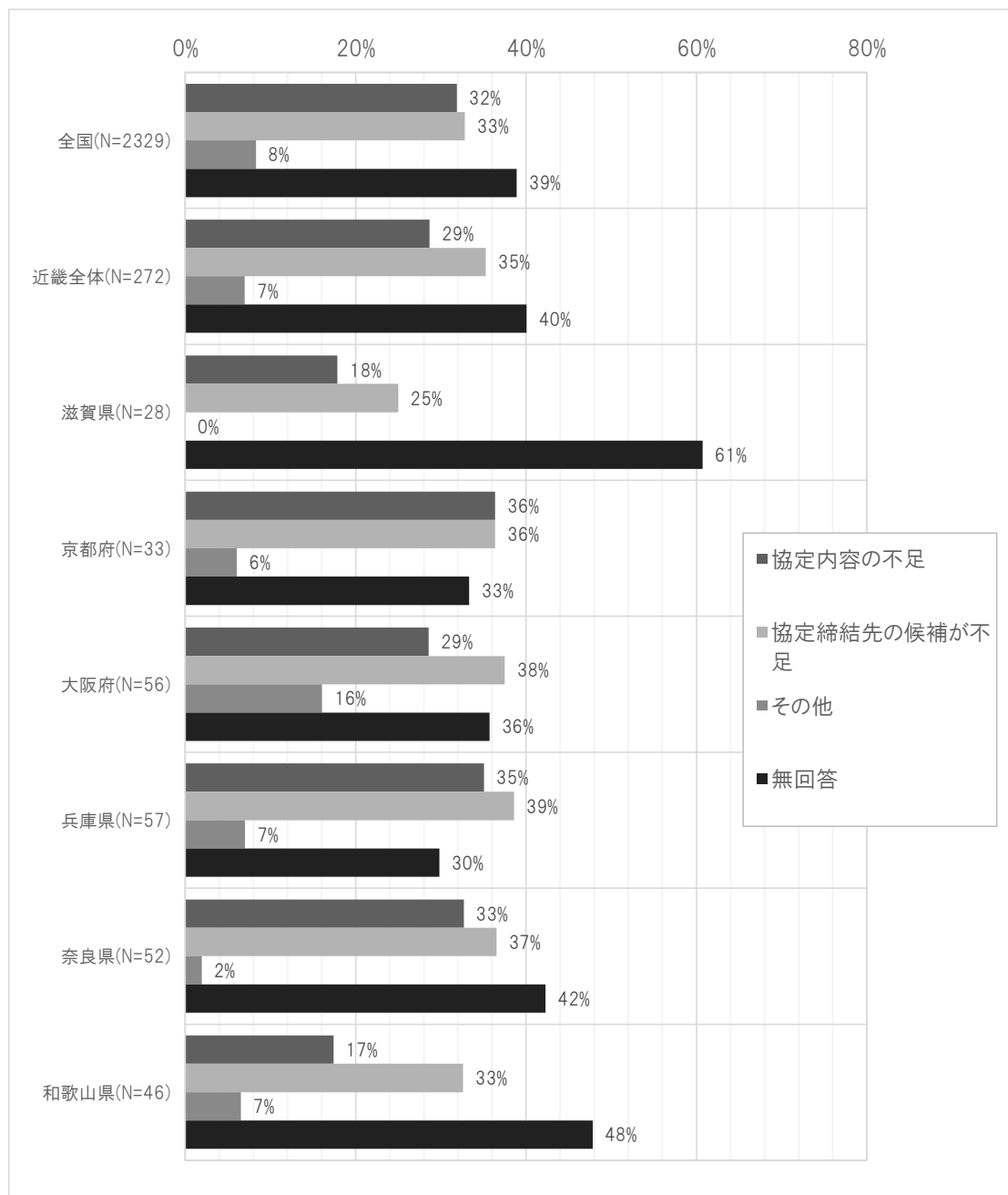
注． 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注． 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

⑤協定の締結における課題

協定の締結における課題は、全国、近畿全体とも約6割の団体から回答があった。昨年度と同様に、全国、近畿全体とも、約3割の団体が「協定の締結先の候補が不足」、「協定内容の不足」が課題であると指摘している。

図表 2-70 協定の締結における課題
【都道府県・市町村・一部事務組合等】



注． 近畿全体・・・近畿2府4県

注． 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

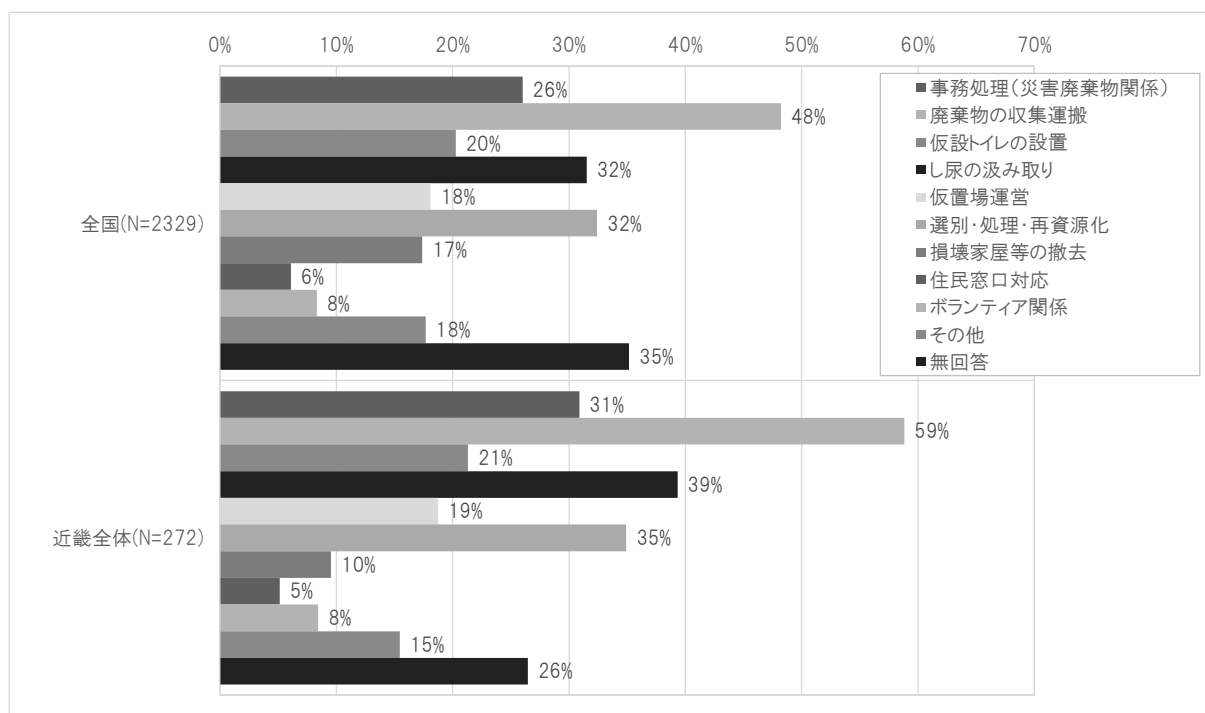
注． 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

⑥協定の締結内容

協定の締結内容は、全国では約6割、近畿全体では7割の団体から回答があった。

「廃棄物の収集運搬」が最も多く、全国で48%（昨年度45%）、近畿全体で59%（52%）である。また「損壊家屋等の撤去」は、近畿全体（10%、昨年度11%）は、全国（17%、昨年度16%）に比べて7ポイント低かった。

図表 2-71 協定の締結内容
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）



注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

2.2.6 災害廃棄物処理に関する研修・訓練（環境省本省調査、令和4年度調査結果）

環境省本省が実施した令和4年度廃棄物処理実態調査において、災害廃棄物処理に係る研修・訓練に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果はあくまで「令和4年度廃棄物処理実態調査」に基づく令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

(1) 調査結果概要

ア) 昨年度と同様に、災害廃棄物処理に関する研修や訓練は、府県では進められているが、市町村の実施率は約1割と低い

災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練の実施有無をみると、2府4県では、すべての府県が「定期的に実施している」一方、市町村は「実施の予定はない」団体が73%、144団体（昨年度73%、144団体）で、「定期的に実施している」団体の割合は13%、26団体（昨年度12%、24団体）に留まる。

全国の市町村においても、70%、1,206団体（昨年度72%、1,259団体）が「実施の予定はない」と回答しており、「定期的に実施している」団体の割合は全国で17%、291団体（昨年度14%/248団体）と、2府4県と同様の傾向にあった。

イ) 教育・訓練の実施の課題は昨年度と同様に「ノウハウがない」、「職員や時間が確保できない」といった単独の実施が難しい理由が上位

教育・訓練の実施における課題をみると、「研修や訓練を実施するためのノウハウがない」が2府4県の65%（昨年度65%）、「実施にあたる職員や時間を確保できない」が48%（昨年度47%）と多く、昨年度と同様に団体単独での実施が難しいことが伺える。

ウ) 研修や訓練は都道府県や市町村内の環境部局が参加した「図上演習^{※1}」「講師等による講義」による実施が多いが、2府4県では「ワークショップ^{※2}」を実施する団体が増加しているほか、昨年度に引き続き複数の部局や近隣の市町村が参加する研修や訓練が増加傾向

研修や訓練の内容をみると、「図上演習」が全国で50%（昨年度52%）、2府4県で45%（昨年度53%）、「講師等による講義」が全国で43%（昨年度44%）、2府4県で46%（昨年度46%）と多い。また、2府4県の「ワークショップ」を実施する割合は38%（昨年度29%）と9ポイント増加した。

研修や訓練の参加者は、全国、2府4県とも「都道府県」と「市町村内環境部局」がいずれも4割～5割と多いが、2府4県の「市町村内の関係する複数の部局」は43%（昨年度40%）で、全国（21%、昨年の21%）と比較して22ポイント高く、昨年度から3ポイント増加した。

また、2府4県の「近隣の市町村」の割合は29%（25%）と、全国の38%（昨年度36%）よりも9ポイント低いが、昨年度と比べると4ポイント増加した。

※1：シナリオなどに基づいて災害廃棄物の処理の具体的な対応とその手順を検討する訓練
※2：グループごとに特定のテーマに関して課題や問題解決方法を検討・共有する訓練

(2) 調査結果

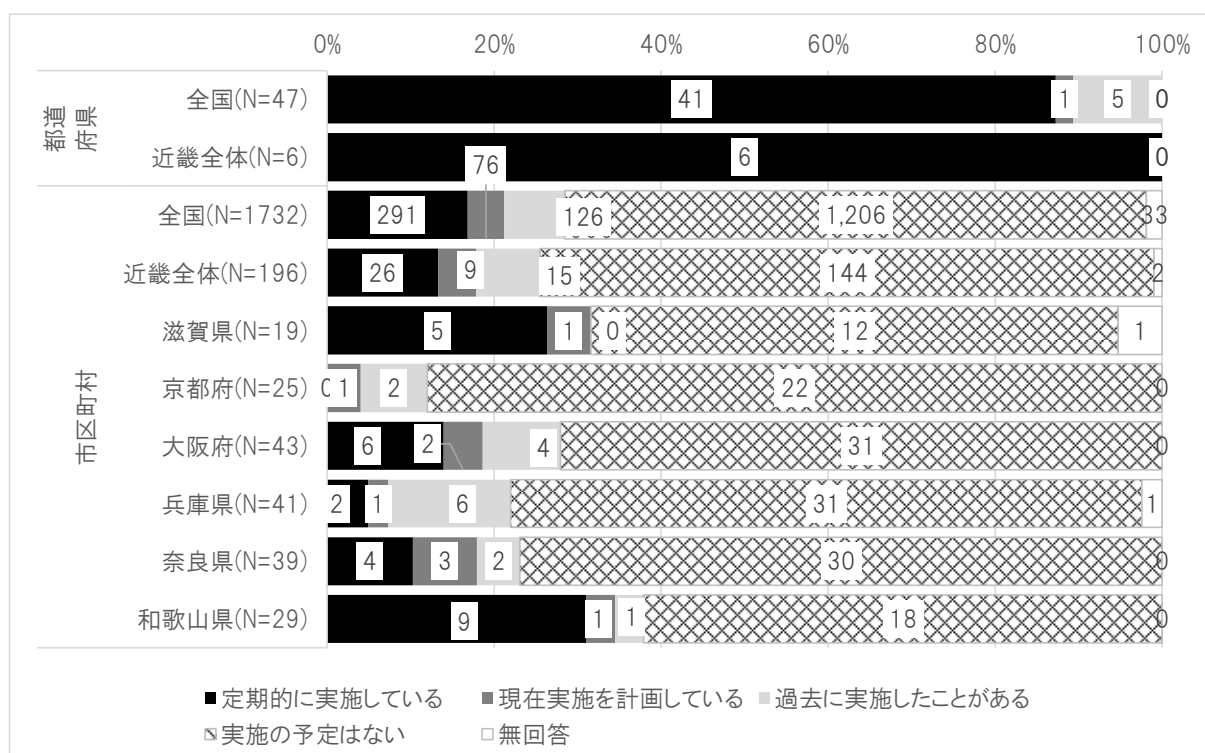
①災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練の実施の有無

災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施の有無の設問において、災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練の実施有無を確認した。

都道府県集計においては、全国では「定期的実施している」と回答した都道府県は約87%（41団体）で、「現在実施を計画している」と合わせると89%（42団体）であった。近畿全体（近畿2府4県）では、すべての府県が「定期的実施している」と回答しており、全国、近畿全体とも昨年度と同じ結果であった。

市区町村集計においても、全国の自治体の70%、1,206団体（昨年度72%、1,259団体）が「実施の予定はない」と回答しており、近畿全体も73%、144団体（昨年度73%、144団体）と昨年度と変わらない傾向にある。「定期的実施している」と回答した自治体の割合は全国で17%、291団体（昨年度14%/248団体）に対して近畿全体は13%、26団体（昨年度12%、24団体）で同程度であった。

図表 2-72 災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練の実施の有無



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

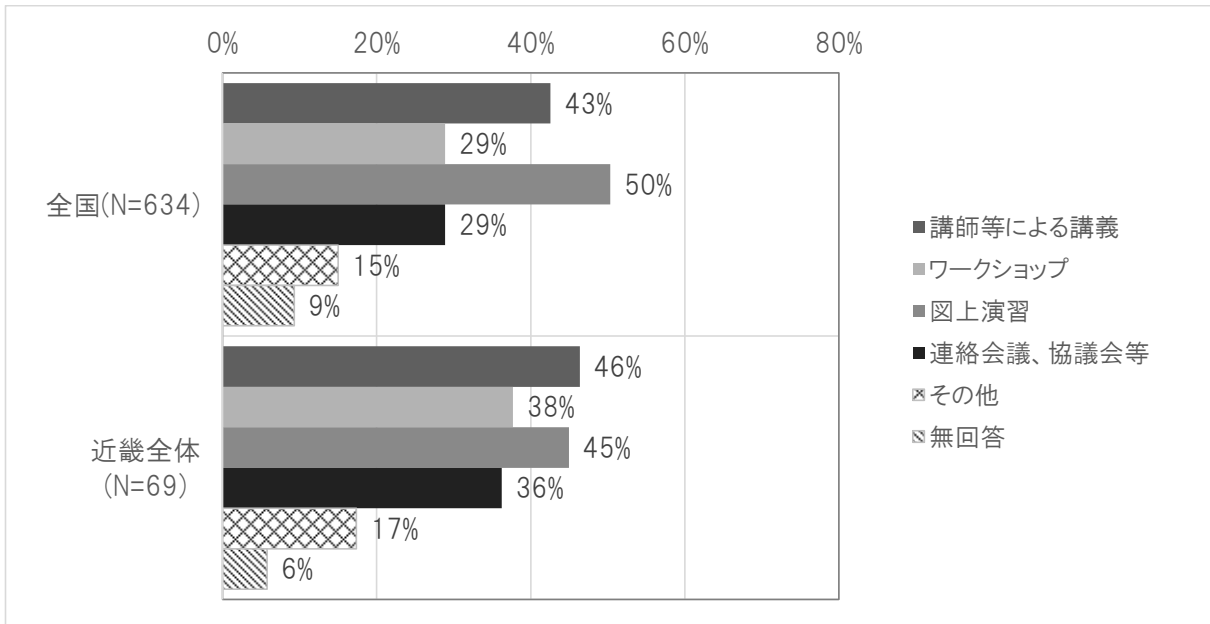
②研修や訓練の実施内容

災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施について、「定期的を実施している」、「現在実施を計画している」、「過去に実施したことがある」と回答した自治体等を対象として、その実施内容について確認した。

「図上演習」が全国で50%（昨年度52%）、近畿全体で45%（昨年度53%）、「講師等による講義」が全国で43%（昨年度44%）、近畿全体で46%（昨年度46%）と多い結果であった。

近畿全体の傾向をみると、図上演習の割合が昨年度に比べて8ポイント減少したが、ワークショップの割合は38%（昨年度29%）と9ポイント増加した。

図表 2-73 研修や訓練の実施内容
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）
（訓練等の実施実績がある自治体等）



注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

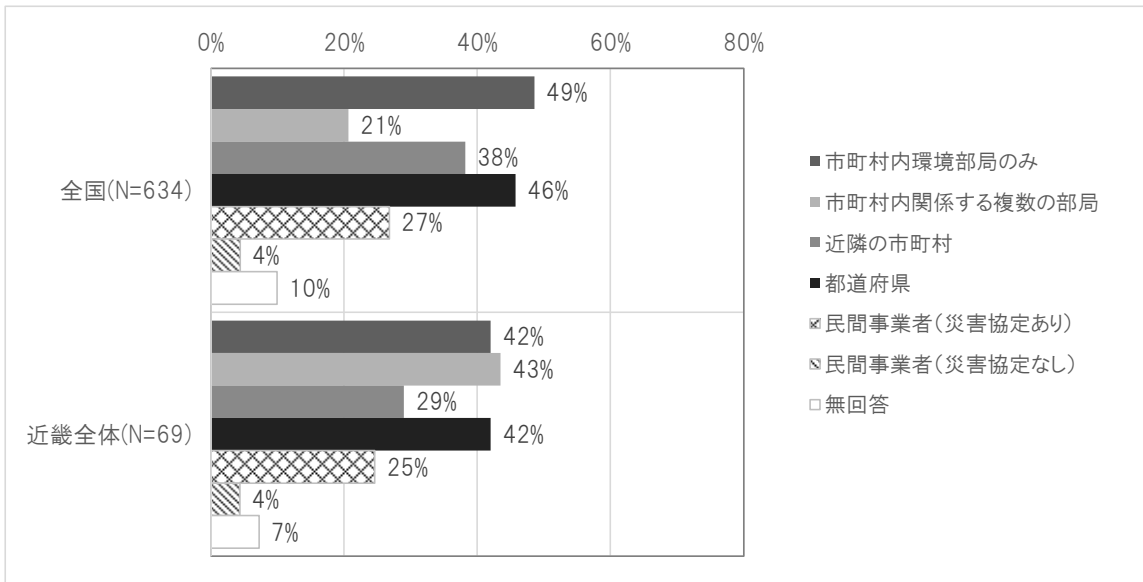
③研修や訓練の参加者の範囲

災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施について、「定期的を実施している」、「現在実施を計画している」、「過去に実施したことがある」と回答した自治体等を対象として、参加者の範囲について確認した。

全国、近畿全体とも「都道府県」と「市町村内環境部局」がいずれも4割～5割と多い。近畿全体の「市町村内の関係する複数の部局」は43%（昨年度40%）で、全国（21%、昨年度21%）と比較して、昨年度と同様に22ポイント高かった。

また、2府4県の「近隣の市町村」は29%（25%）と、全国の38%（昨年度36%）よりも9ポイント低いですが、昨年度と比べると4ポイント増加した。

図表 2-74 参加者の範囲
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）
（訓練等の実施実績がある自治体等）



注．近畿全体・・・近畿2府4県

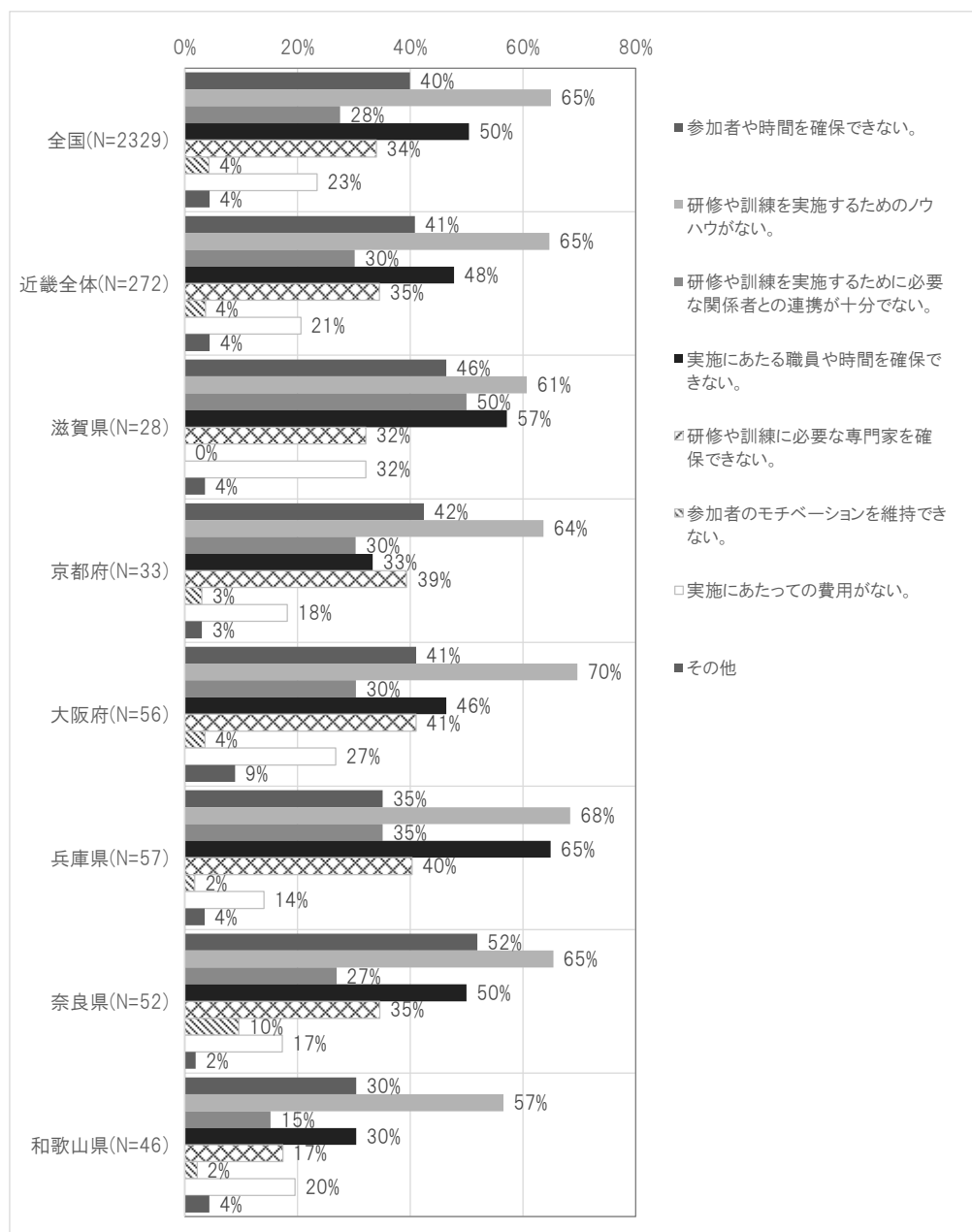
注．令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

④教育・訓練の実施における課題

教育・訓練の実施における課題は、「研修や訓練を実施するためのノウハウがない」が最も多く、近畿全体の65%（昨年度65%）が回答している。次いで、「実施にあたる職員や時間を確保できない」が48%（昨年度47%）で、昨年度と同様の傾向であった。

図表 2-75 教育・訓練の実施における課題
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

2.2.7 廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況

(環境省本省調査、令和4年度調査結果)

環境省本省が実施した令和4年度廃棄物処理実態調査において、災害廃棄物処理に係る研修・訓練に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果はあくまで「令和4年度廃棄物処理実態調査」に基づく令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

(1) 調査結果概要

ア) し尿処理施設・汚泥再生処理センターやコミュニティプラント施設、最終処分場は耐震対策、改修工事を実施している割合が低い

「建築基準法施行令」等の耐震基準等により耐震対策を行っている施設の割合をみると、し尿処理施設・汚泥再生処理センター、コミュニティプラント、最終処分場は耐震対策を行っている割合が6～7割程度にとどまる。

施設稼働から20年を超えて、改修工事をしていない施設は、コミュニティプラントが4割以上、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、し尿処理施設・汚泥再生処理センター、最終処分場は2～3割が改修工事されていない。

イ) 停電時に稼働可能な施設はごみ燃料化施設の4割を除き、1～3割程度にとどまる

停電時に自立稼働・自立起動、もしくは電力の供給等により稼働可能な施設は、近畿全体で、ごみ燃料化施設が4割以外の施設は、1～3割程度であった。

また、全国に比べて焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設・汚泥再生処理センターは、全国よりも5ポイント以上停電時に稼働可能な施設の割合が低かった。

ウ) 災害発生時の薬品や水の備えのない施設の割合が多い

災害発生に備えた薬品の備蓄割合をみると、近畿全体では、ごみ燃料化施設が最も多く8割、次いで焼却施設が6割弱で半数以上が備蓄しているものの、粗大ごみ処理施設、資源化を行う施設、その他の施設（ごみの中間処理施設）、コミュニティプラント、最終処分場の備蓄率は3割に満たない。

災害発生に備えて用水を備蓄している施設は、近畿全体がごみ燃料化施設で60%（3施設）である以外、全国、近畿とも半数未満である。

廃棄物処理施設等に井水関連施設があるかどうかをみると、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ごみ燃料化施設、し尿処理施設・汚泥再生処理センターが、ほかの施設に比べて比較的井水関連施設を有する割合が多いものの、2割前後である。

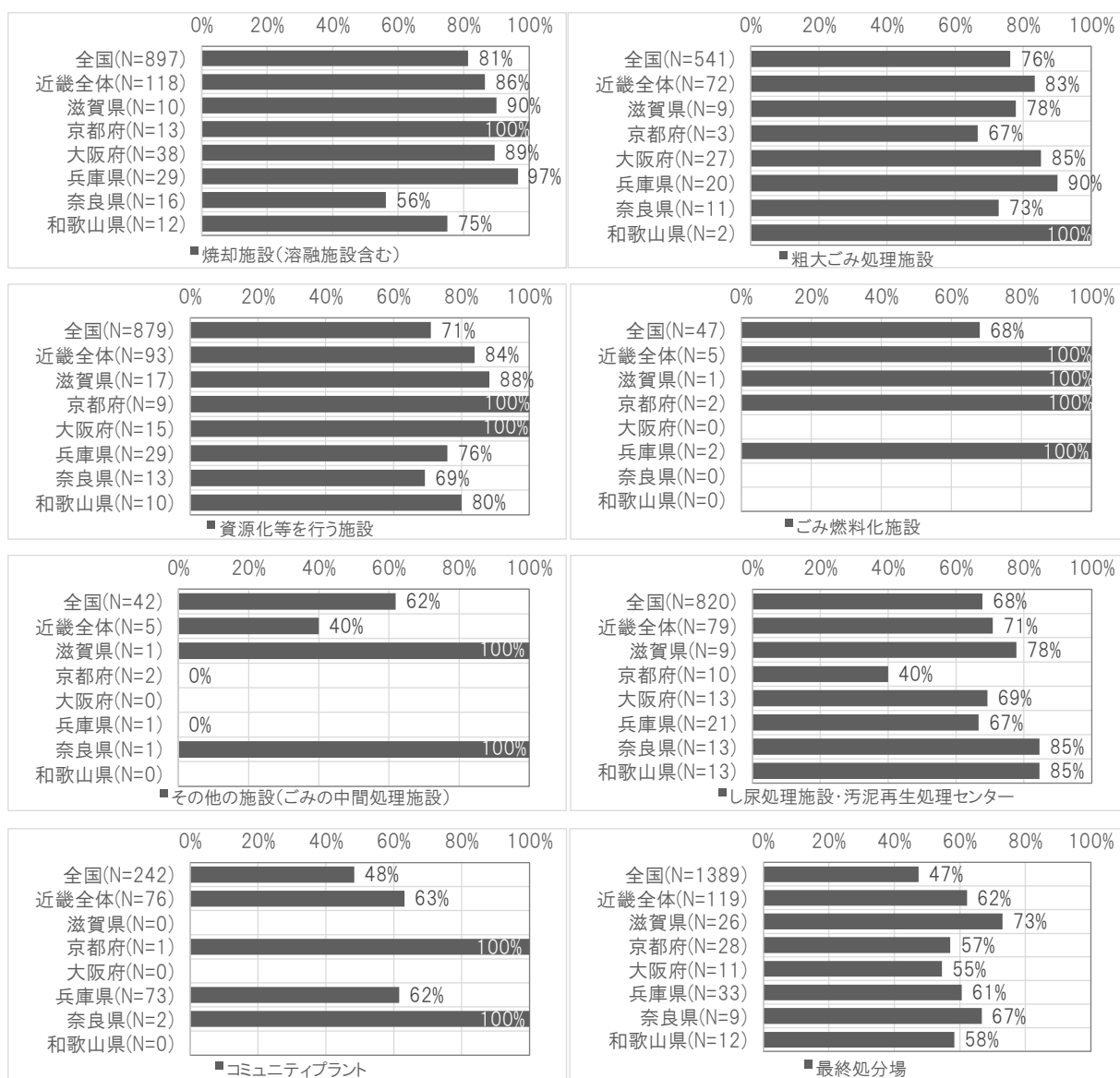
(2) 調査結果

① 基準等による耐震対策を行っている施設

「建築基準法施行令」や「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」、「火力発電所の耐震設計規程」、「建築設備耐震設計・施工指針」、その他の耐震基準等により耐震対策を行っているかどうかを確認した。

近畿全体は全国に比べて、その他の施設（ごみの中間処理施設）以外の施設は、耐震対策を行っている割合が高い。し尿処理施設・汚泥再生処理センター、コミュニティプラント、最終処分場は耐震対策を行っている割合が6～7割程度にとどまる。

図表 2-76 基準等による耐震対策を行っている施設数



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

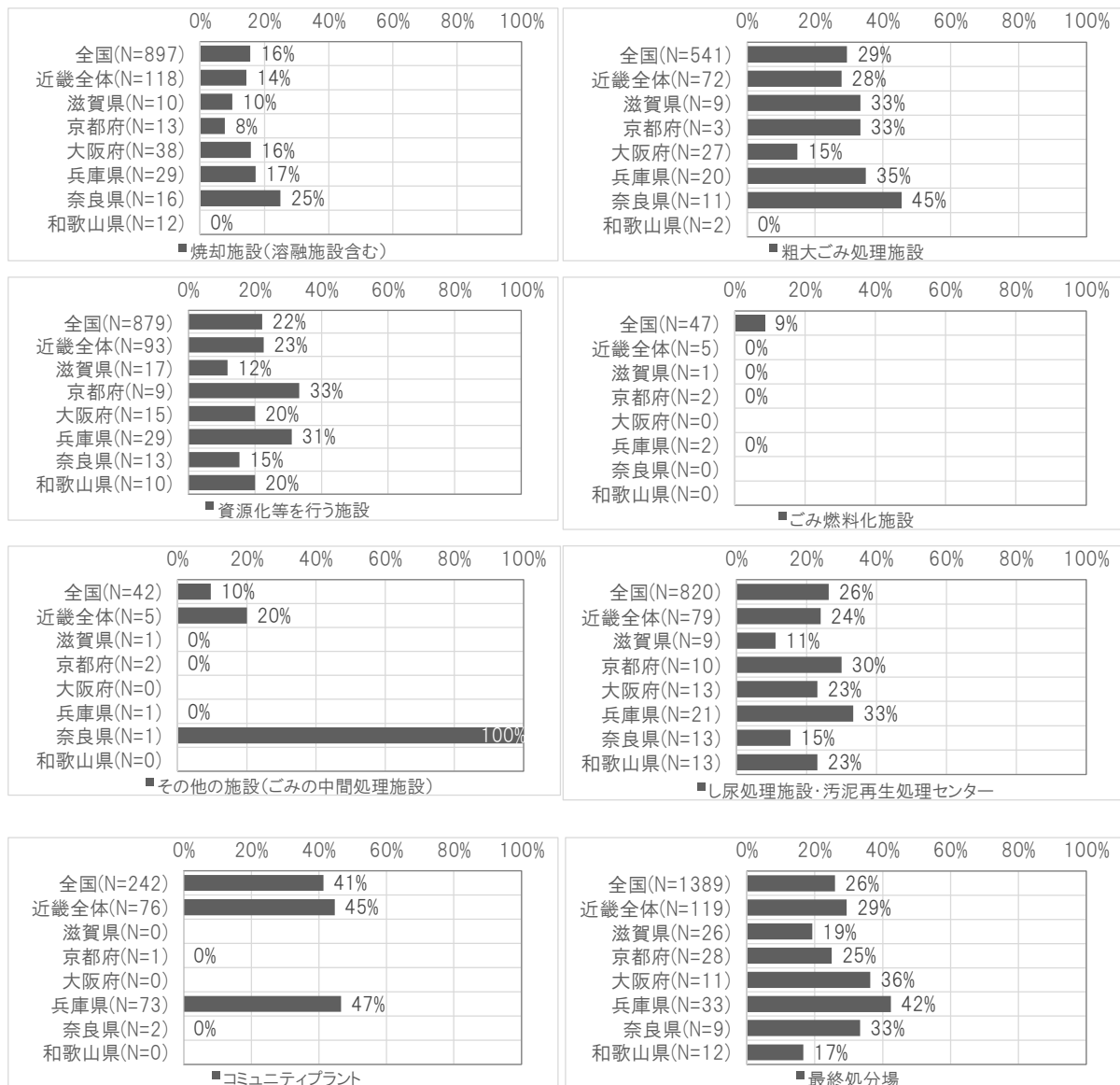
注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

②施設稼働から20年を超え改修工事をしていない施設

施設稼働から20年を超えて、改修工事をしていない施設を確認した。

コミュニティプラントが全国、近畿とも4割以上改修工事をしていない。粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、し尿処理施設・汚泥再生処理センター、最終処分場は2～3割が改修工事されていない。

図表 2-77 施設稼働から20年を超え改修工事もしていない施設数



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

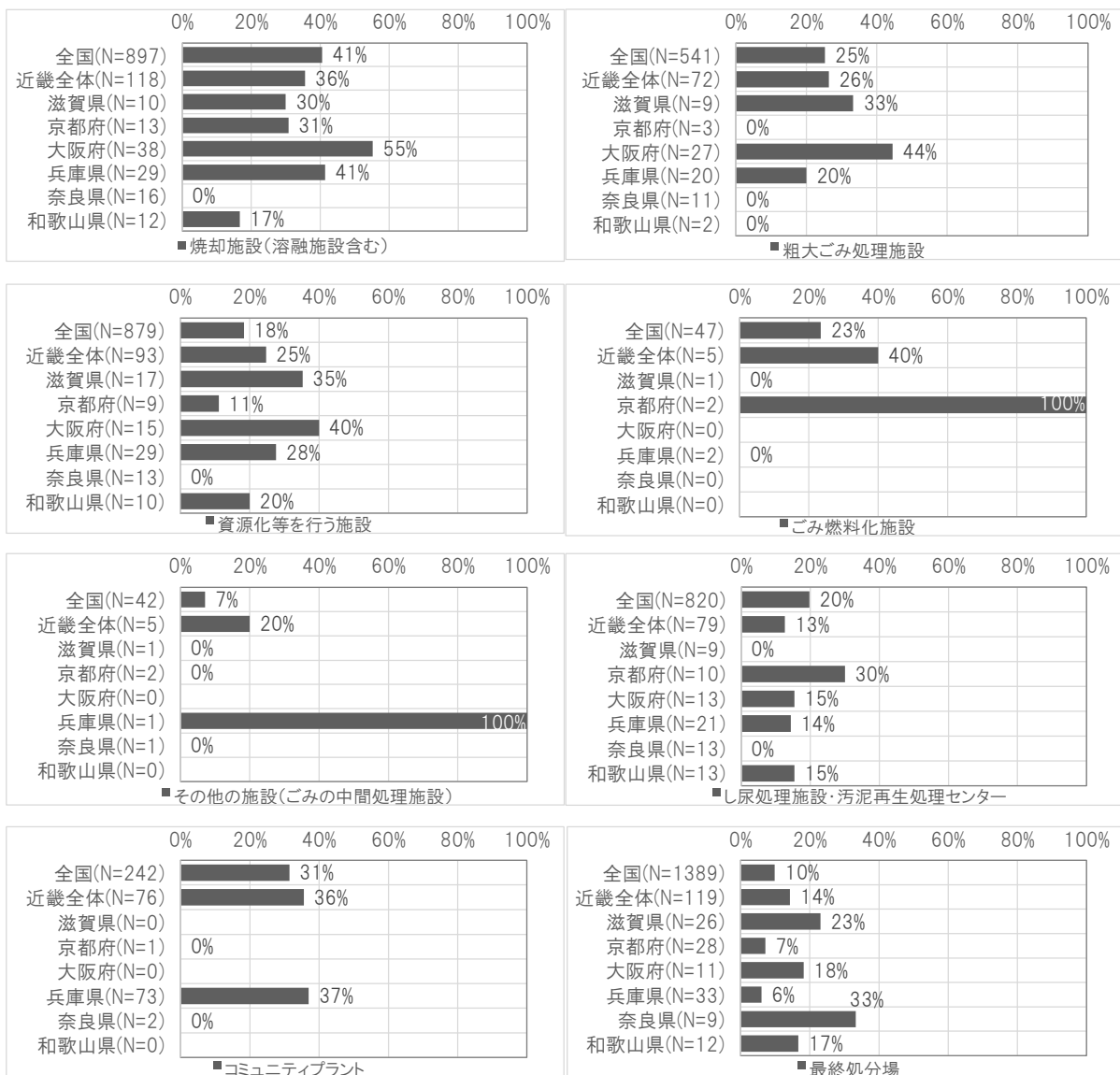
③停電時に自立稼働・自立起動が可能な施設

停電時に自立稼働・自立起動、もしくは電力の供給等により稼働可能な施設を確認した。

近畿全体では、停電時に稼働可能な施設は、ごみ燃料化施設が4割であるほかは、1～3割程度にとどまる。

全国に比べて近畿全体が停電時に稼働可能な施設の割合が5ポイント以上高い施設は、資源化を行う施設、ごみ燃料化施設、その他の施設（ごみの中間処理施設）である。焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設・汚泥再生処理センターは、全国よりも5ポイント以上停電時に稼働可能な施設の割合が低かった。コミュニティプラント、最終処分場は全国と大きな差はなかった。

図表 2-78 停電時に自立稼働・自立起動が可能な施設数



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

④災害発生に備えた薬品の備蓄

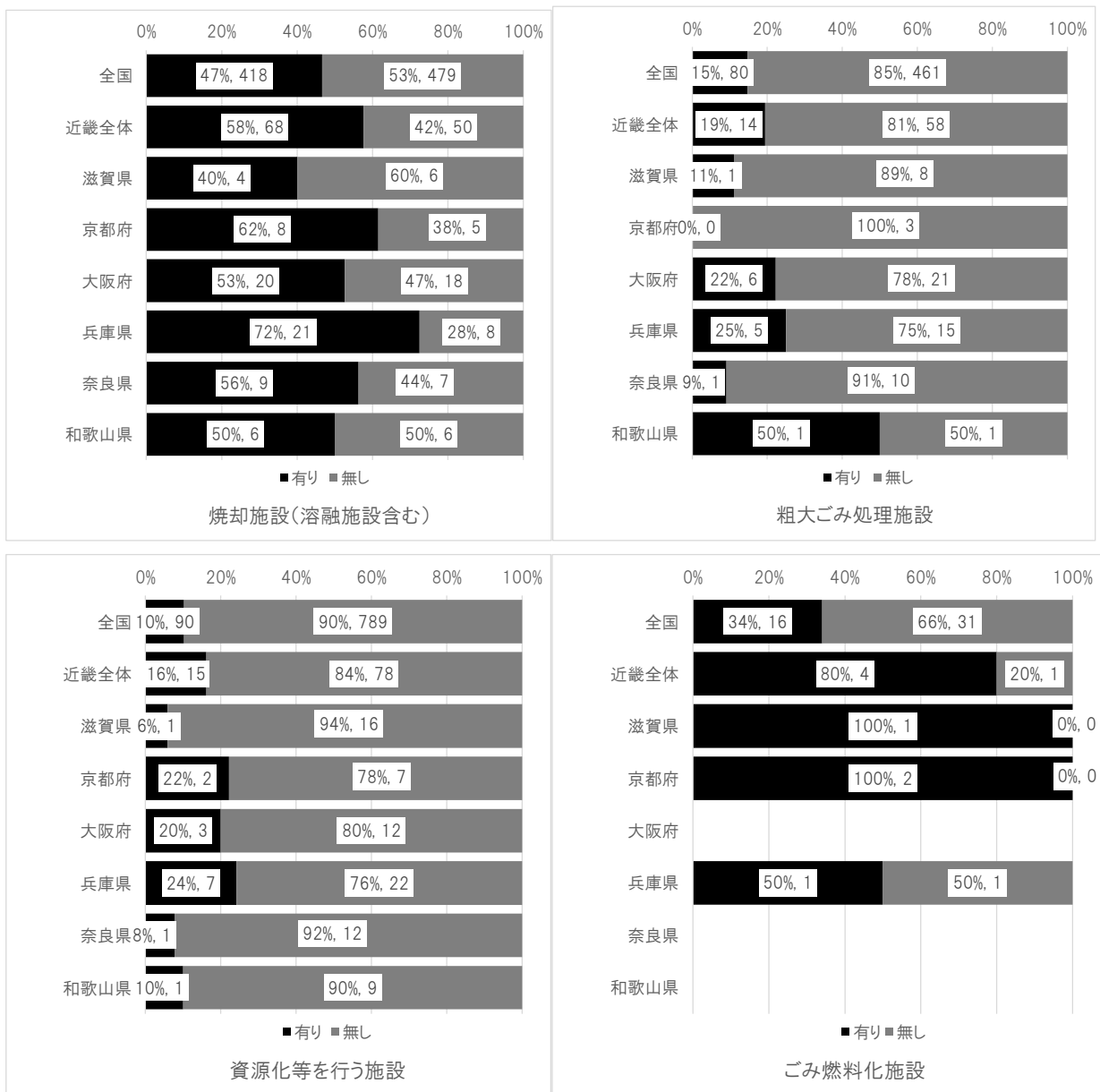
災害発生に備えた薬品の備蓄の有無を確認した。

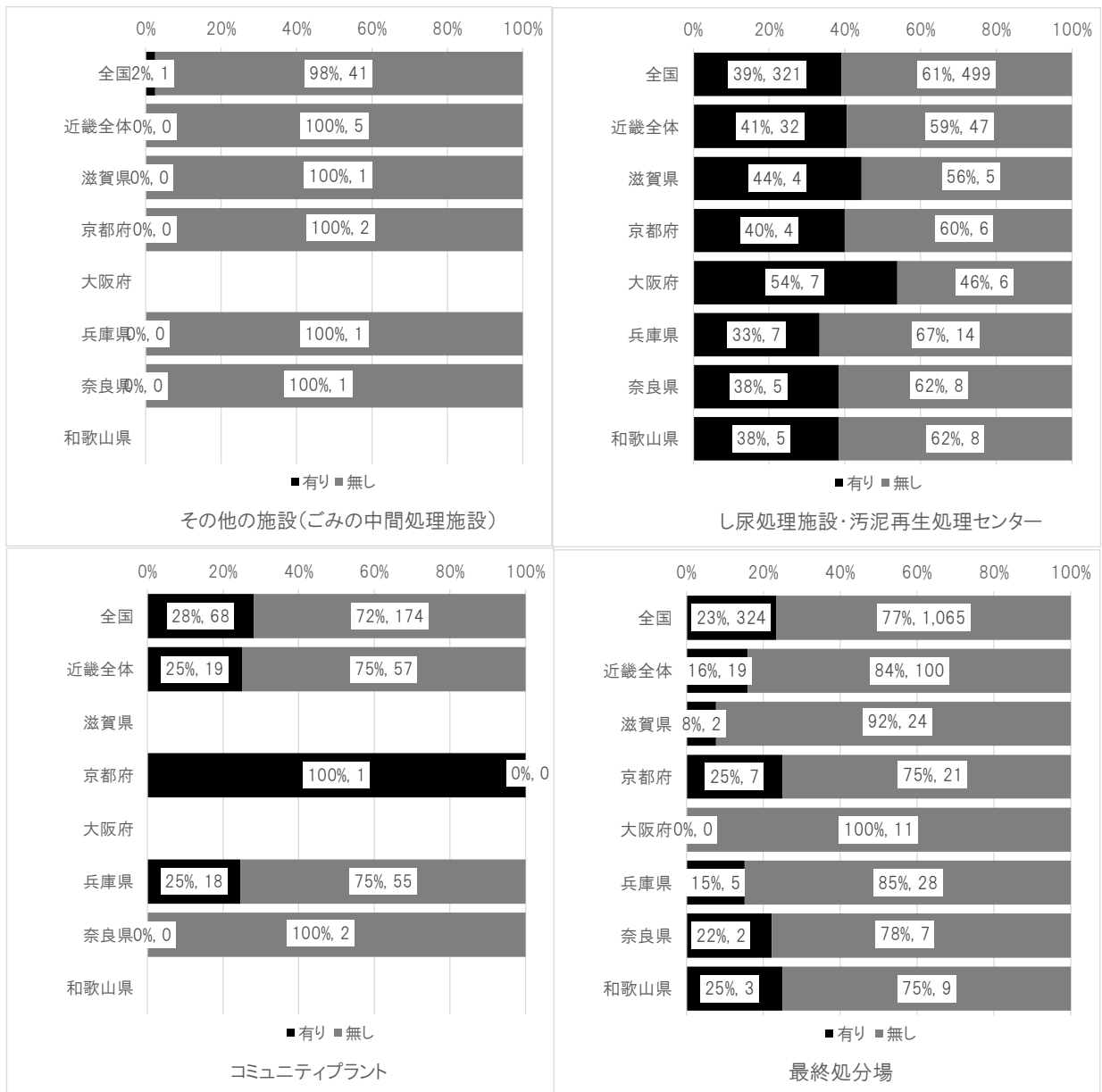
近畿全体では、ごみ燃料化施設が最も多く8割、次いで焼却施設が6割弱、し尿処理施設・汚泥再生処理センターが4割であった。粗大ごみ処理施設、資源化を行う施設、その他の施設（ごみの中間処理施設）、コミュニティプラント、最終処分場は薬品の備蓄割合が他の施設に比べて低く、3割に満たない。

また、焼却施設、資源化を行う施設、ごみ燃料化施設は全国に比べて近畿全体の備蓄割合が5ポイント以上高いが、最終処分場は、近畿全体が全国に比べて備蓄割合が低い。

粗大ごみ処理施設、その他の施設（ごみの中間処理施設）、し尿処理施設・汚泥再生処理センター、コミュニティプラントは、全国、近畿全体で傾向に大きな違いはない。

図表 2-79 災害発生に備えた薬品の備蓄割合





注. 近畿全体・・・近畿2府4県

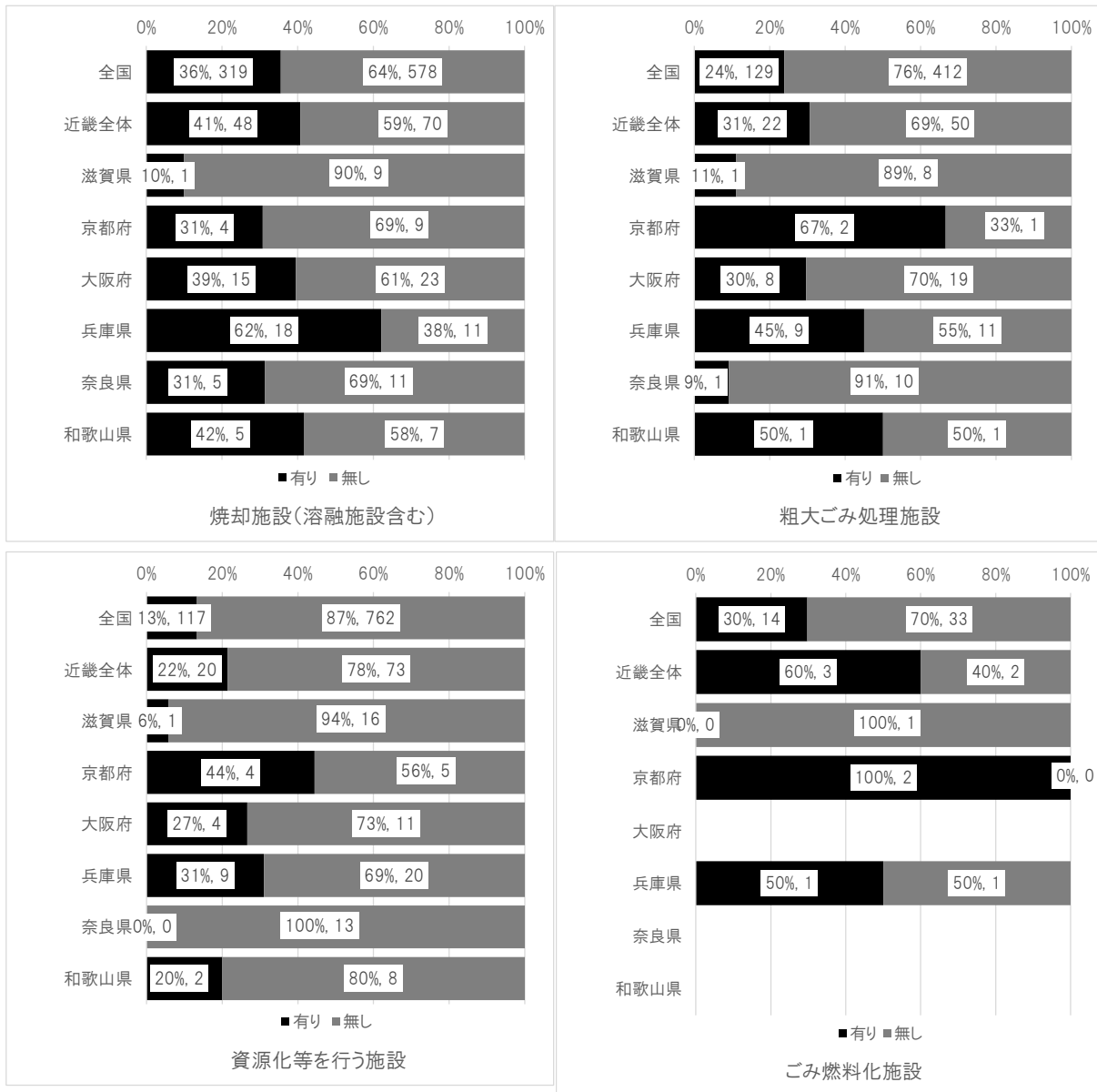
注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

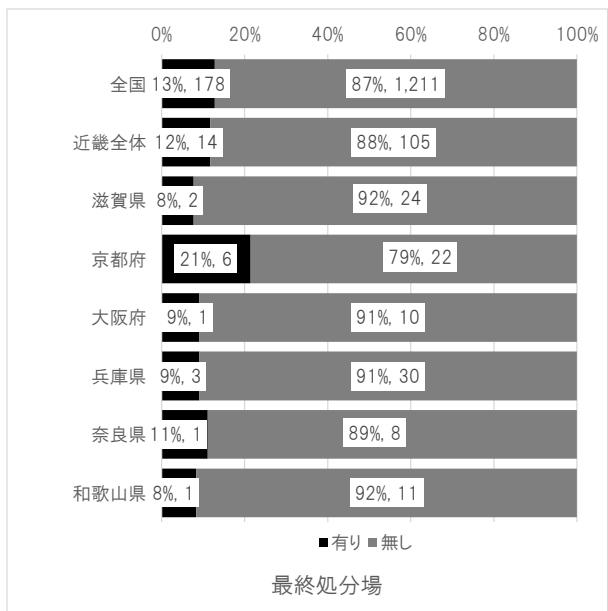
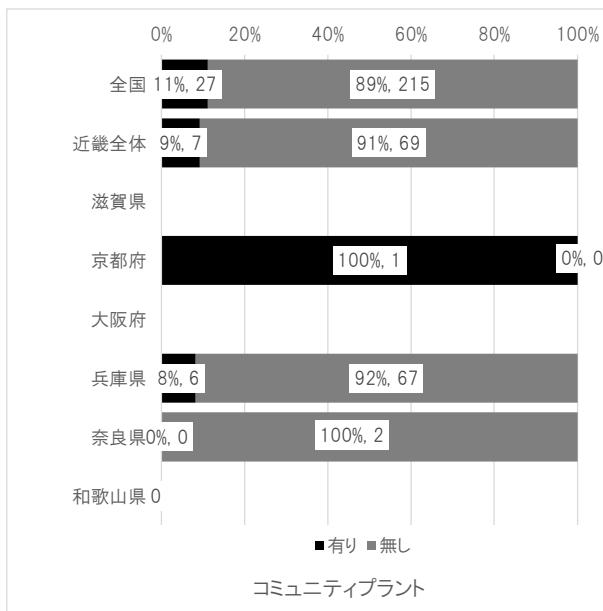
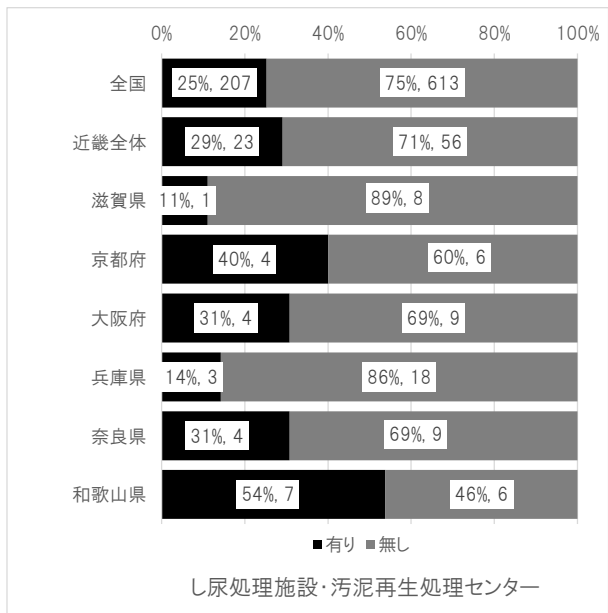
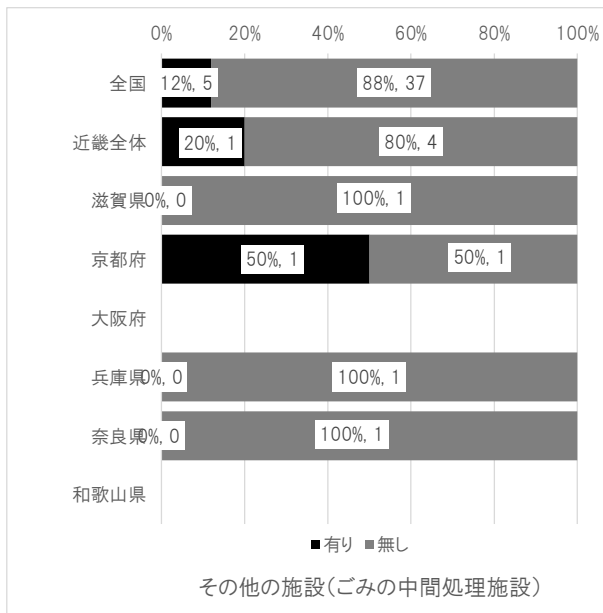
⑤災害発生に備えた水の確保

災害発生に備えた用水の備蓄の有無を確認した。

近畿全体のごみ燃料化施設（60％、3施設）以外は全国、近畿とも半数未満である。焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化を行う施設、ごみ燃料化施設、その他の施設（ごみの中間処理施設）、は、全国に比べて近畿全体が5ポイント以上備蓄を有する割合が高い。し尿処理施設・汚泥再生処理センター、コミュニティプラント、最終処分場は全国、近畿とも大きな違いはなかった。

図表 2-80 災害発生に備えた水の確保割合





注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

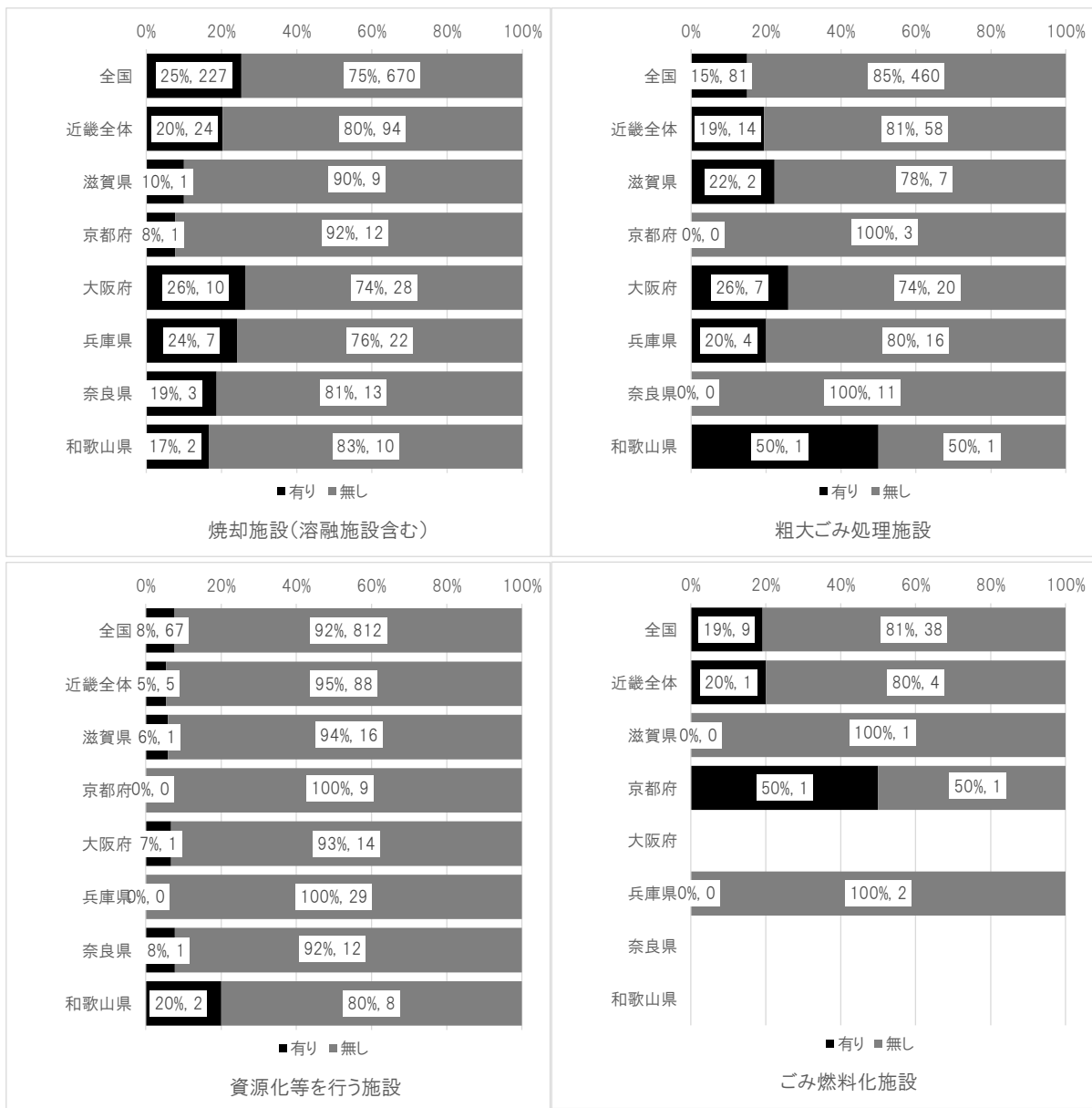
⑥井水関連設備の有無

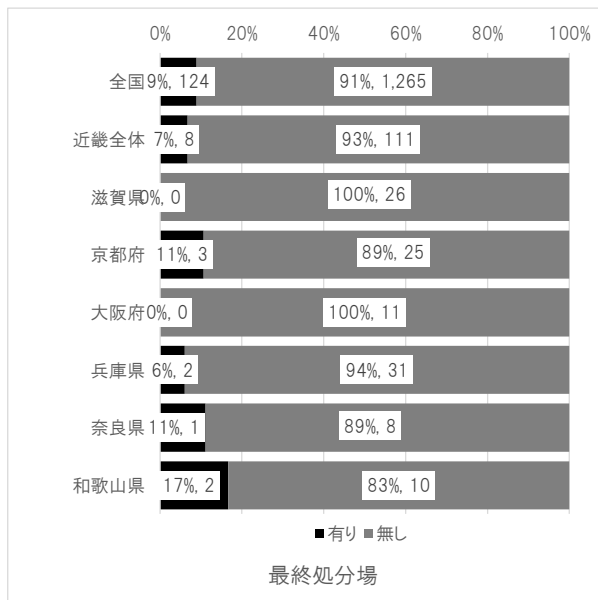
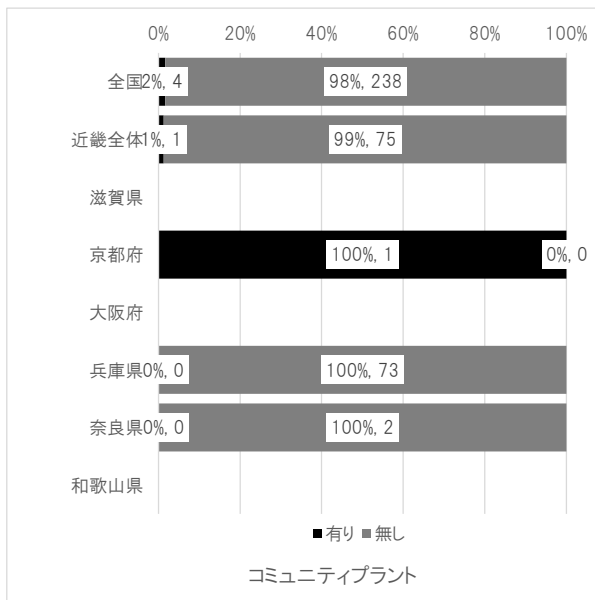
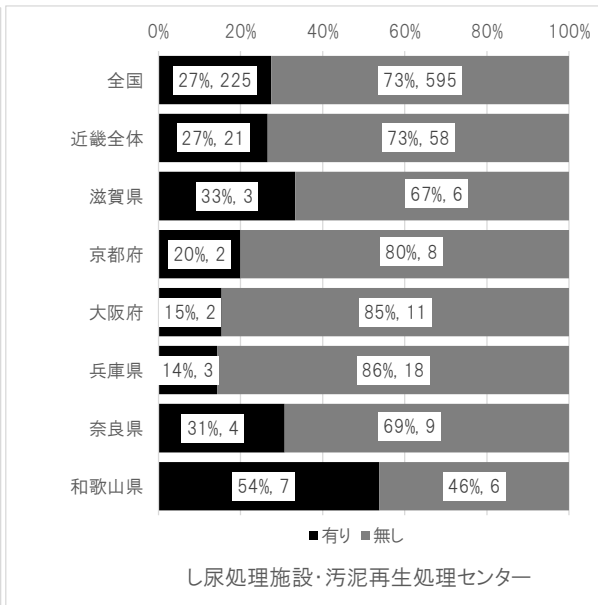
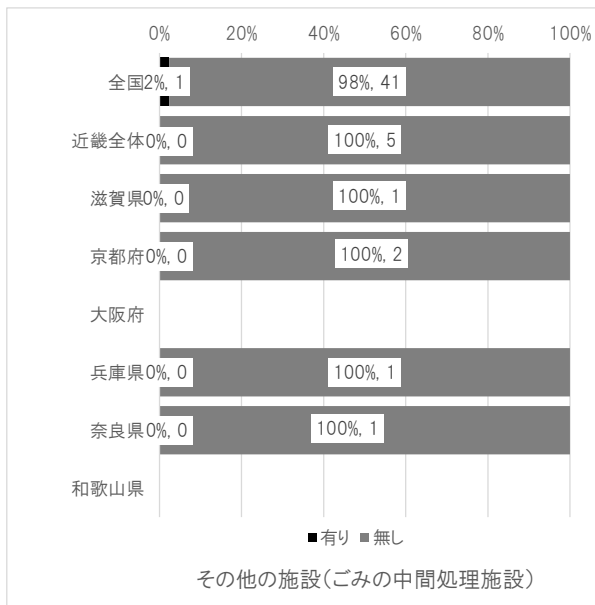
廃棄物処理施設等に井水関連施設があるかどうかを整理した。

焼却施設、粗大ごみ処理施設、ごみ燃料化施設、し尿処理施設・汚泥再生処理センターが、ほかの施設に比べて比較的井水関連施設を有する割合が多いものの、2割前後である。

焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化を行う施設、ごみ燃料化施設、その他の施設（ごみの中間処理施設）、し尿処理施設・汚泥再生処理センター、コミュニティプラント、最終処分場のいずれも、井水関連施設を有する施設は限られており、全国、近畿全体で大きな違いはない。

図表 2-81 井水関連設備の有無の割合





注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

2.2.8 住民・ボランティア等への啓発・広報（環境省本省調査、令和4年度調査結果）

環境省本省が実施した令和4年度廃棄物処理実態調査において、住民・ボランティア等への啓発・広報の状況に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果はあくまで「令和4年度廃棄物処理実態調査」に基づく令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

(1) 調査結果概要

ア) 発災時の住民・ボランティアへの広報内容の検討は全国で低い、2府4県は全国からさらに4～6ポイント低い

「ごみの排出場所」「分別品目」「仮置場開設場所、時間」「危険物の仮置場への持ち込みについて」の広報内容を検討済みとした団体は全国では1割～2割弱である。2府4県は、「ごみの排出場所」10.3%（昨年度8.4%）と「仮置場開設場所、時間」8.1%（昨年度7.3%）が微増したが、いずれの項目についても、全国に比べて「検討済み」の割合が4～6ポイント低く、昨年度と同様の結果であった。

広報手段の傾向は、全国、近畿全体で違いはなく、「ホームページ」は全国で58.5%、1,363団体（昨年度55.5%、1,299団体）、2府4県で58.1%、158団体（昨年度55.5%、152団体）と最も多い。

イ) 平時から住民・ボランティアへ啓発する団体数は若干増加、啓発方法として「パンフレット」や「ごみの出し方マニュアルの策定」を利用する団体が増加

平時からの住民・ボランティアへの啓発状況をみると、「未検討」の市町村が全国で71.2%、1,234団体（昨年度73.2%、1,274団体）、近畿全体で74.0%、145団体（昨年度73.7%、146団体）と最も多い。2府4県の「実施している」団体は9.2%、18団体（昨年度7.1%、14団体）で、昨年度と同様に1割に満たなかったが、4団体増加した。

2府4県の啓発方法は、「パンフレットの作成」が全国（36.8%（昨年度28.1%））、近畿全体（40.0%（昨年度12.5%））とも最も多く、特に近畿全体は昨年度から27ポイント以上増加し、全国平均を上回った。

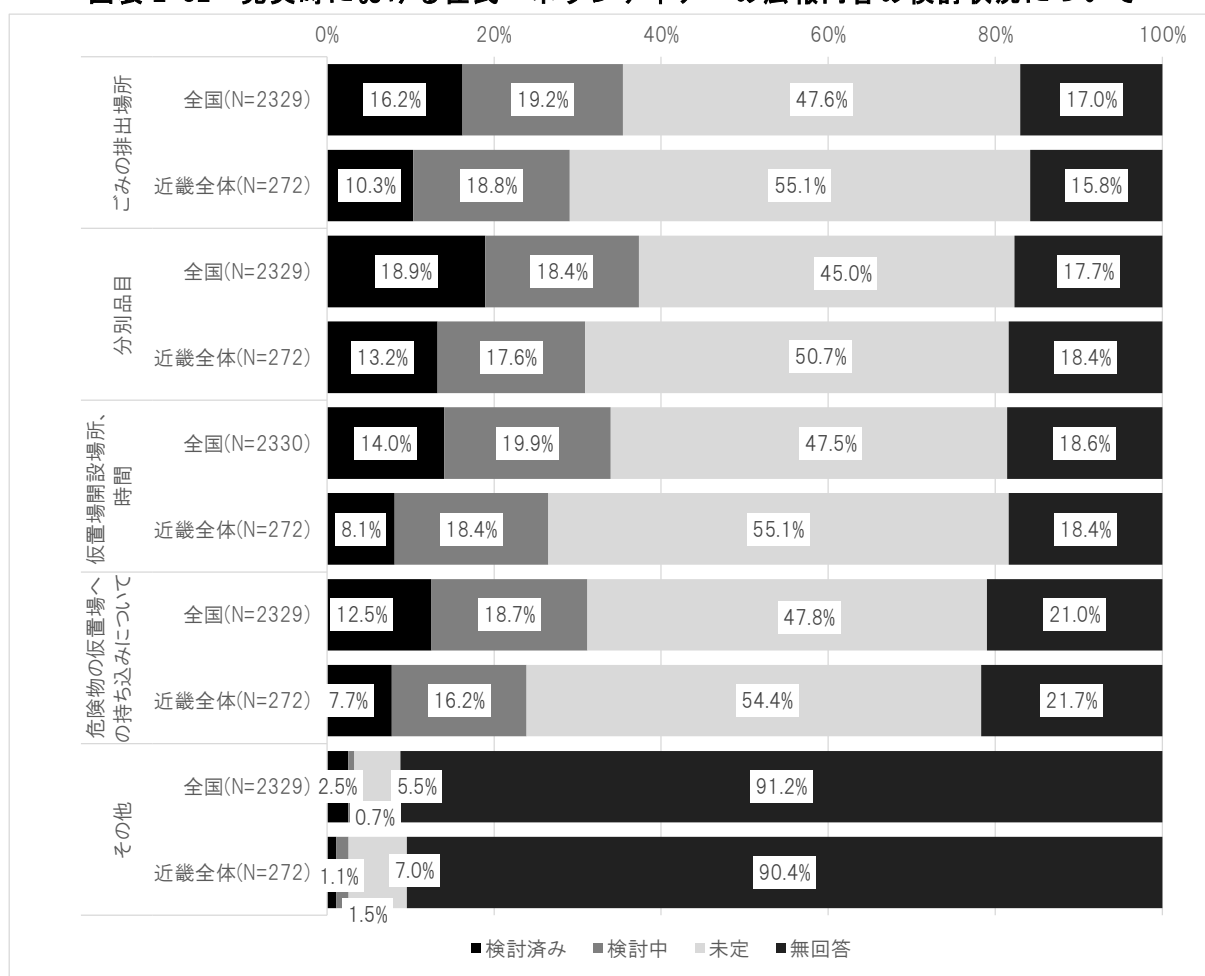
(2) 調査結果

①発災時における住民・ボランティアへの広報内容の検討状況について

発災時における住民・ボランティアへの広報内容の検討状況を確認した。

全国は「ごみの排出場所」「分別品目」「仮置場開設場所、時間」「危険物の仮置場への持ち込みについて」の広報内容を検討済みとした団体は1割～2割弱である。近畿全体は、「ごみの排出場所」10.3%（昨年度8.4%）と「仮置場開設場所、時間」8.1%（昨年度7.3%）が微増したが、昨年度と同様に、いずれの項目についても、全国に比べて「検討済み」の割合が4～6ポイント低い。

図表 2-82 発災時における住民・ボランティアへの広報内容の検討状況について



注． 近畿全体・・・近畿2府4県

注． 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

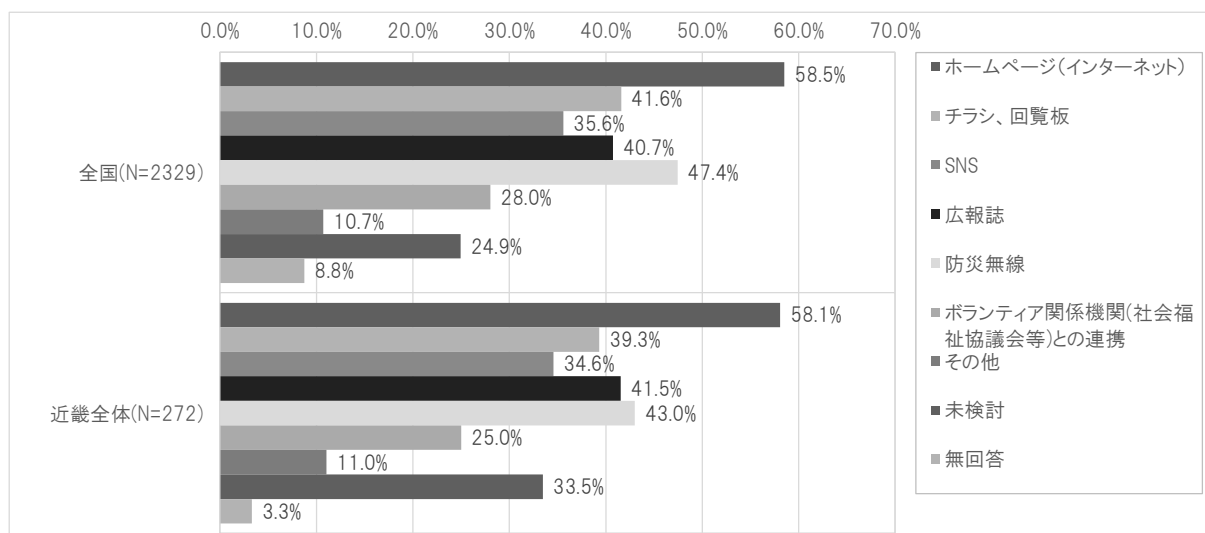
注． 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

②発災時における住民・ボランティアへの広報手段について

発災時における住民・ボランティアへの広報手段を確認した。

全国、近畿全体とも広報手段の傾向に違いはなく、全国の58.5%、1,363団体（昨年度55.5%、1,299団体）、近畿全体の58.1%、158団体（昨年度55.5%、152団体）が「ホームページ」と回答している。次いで「防災無線」「チラシ、回覧板」「広報誌」が約4割で、昨年度と傾向は変わらなかった。

図表 2-83 発災時における住民・ボランティアへの広報手段について



注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

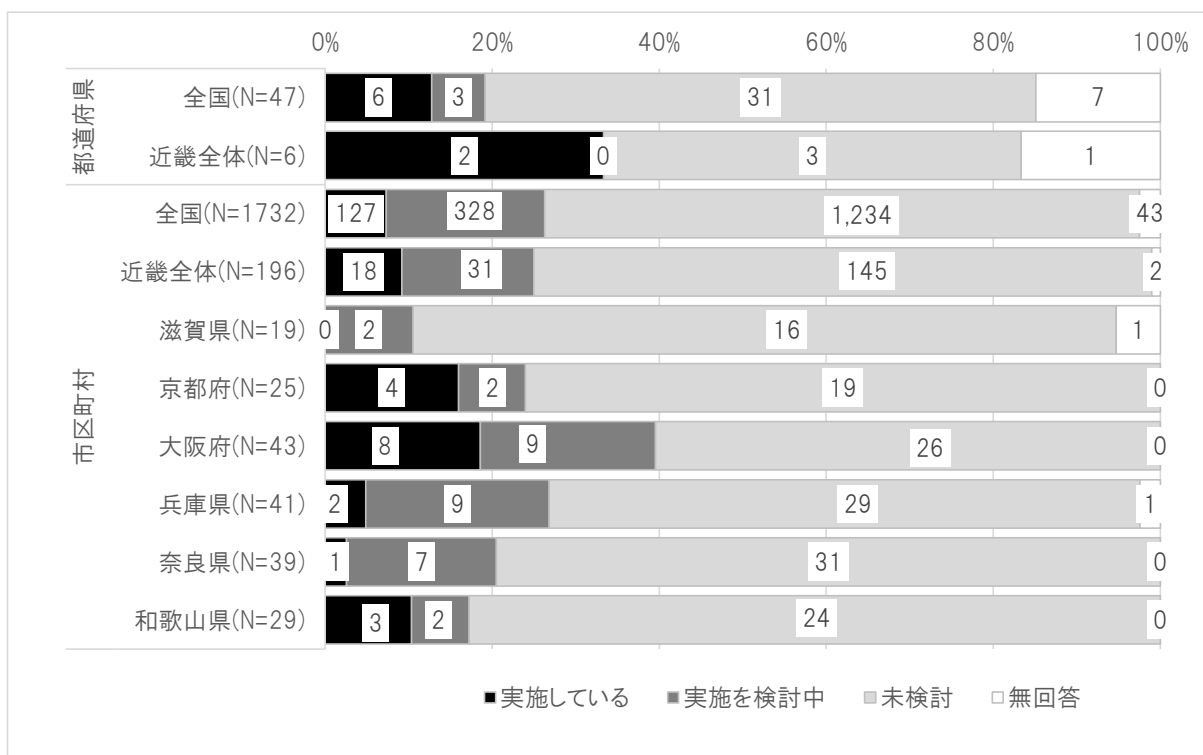
注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

③平時からの住民・ボランティアへの啓発状況について

平時からの住民・ボランティアへの啓発状況を確認した。

全国の市町村では「未検討」が71.2%、1,234団体（昨年度73.2%、1,274団体）、近畿全体でも「未検討」が府県で50.0%、3府県（昨年度33.3%、2府県）、市町村が74.0%、145団体（昨年度73.7%、146団体）と最も多く、昨年度と大きく変わらない。市町村の「実施している」は全国で7.3%、127団体（昨年度6.7%、116団体）、近畿全体9.2%、18団体（昨年度7.1%、14団体）で、昨年度と同様に1割に満たなかったが、近畿全体で4団体増加した。

図表 2-84 平時からの住民・ボランティアへの啓発状況について



注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

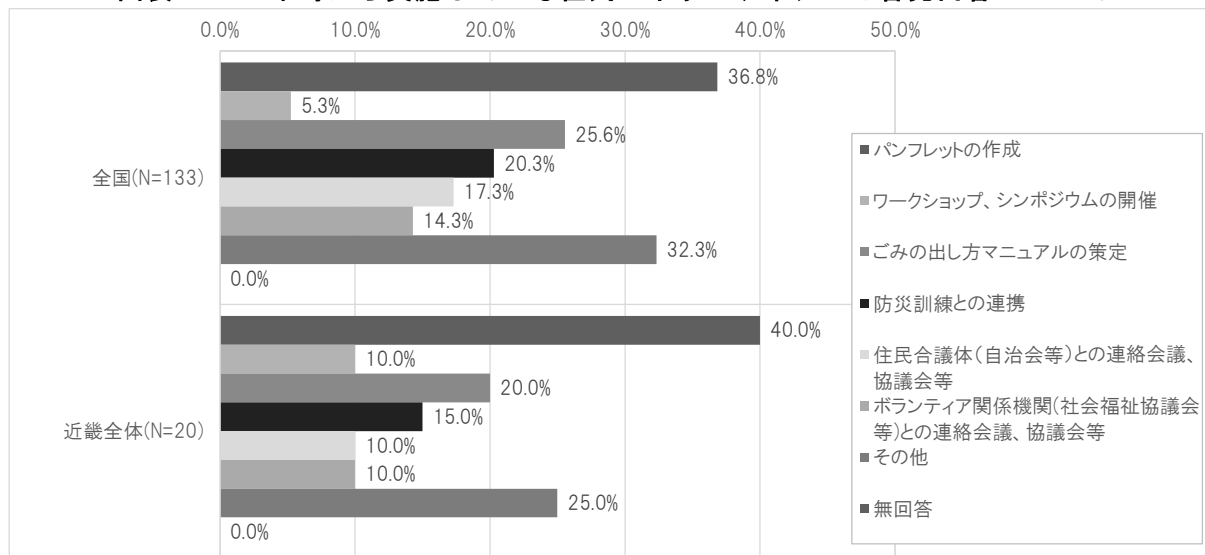
注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

④ 平時から実施している住民・ボランティアへの啓発方法について

平時から実施している住民・ボランティアへの啓発方法を確認した。

「パンフレットの作成」が全国（36.8%（昨年度28.1%））、近畿全体（40.0%（昨年度12.5%））とも最も多く、特に近畿全体は昨年度から27ポイント以上増加した。

図表 2-85 平時から実施している住民・ボランティアへの啓発内容について



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

2.2.9 社会福祉協議会との平時からの連絡体制（環境省本省調査、令和4年度調査結果）

環境省本省が実施した令和3年度廃棄物処理実態調査において、災害廃棄物処理対策に関する体制や災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時からの連携体制に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果はあくまで「令和4年度廃棄物処理実態調査」に基づく令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

（1）調査結果概要

ア）社会福祉協議会と連絡担当者を共有している割合は、昨年度と同様に低い

災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時から連絡担当者の共有状況をみると、「共有無し」が全国で84.2%、1,458団体（昨年度82.3%、1,432団体）、2府4県で83.7%、164団体（昨年度83.3%、165団体）と全国、2府4県とも同様に低い傾向にあり、昨年度と同様に連絡担当者が共有されていない。

イ）社会福祉協議会と災害廃棄物の分別・排出方法を共有している割合は連絡担当者の割合より低く、共有されていない割合も微増

災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時からの災害廃棄物の分別・排出方法の共有状況は、「共有無し」が全国で93.0%、1,610団体（昨年度88.5%、1,540団体）、2府4県では93.9%、184団体（昨年度90.9%・180団体）であり、全国、2府4県とも連絡担当者以上に共有されておらず、その割合も微増している。

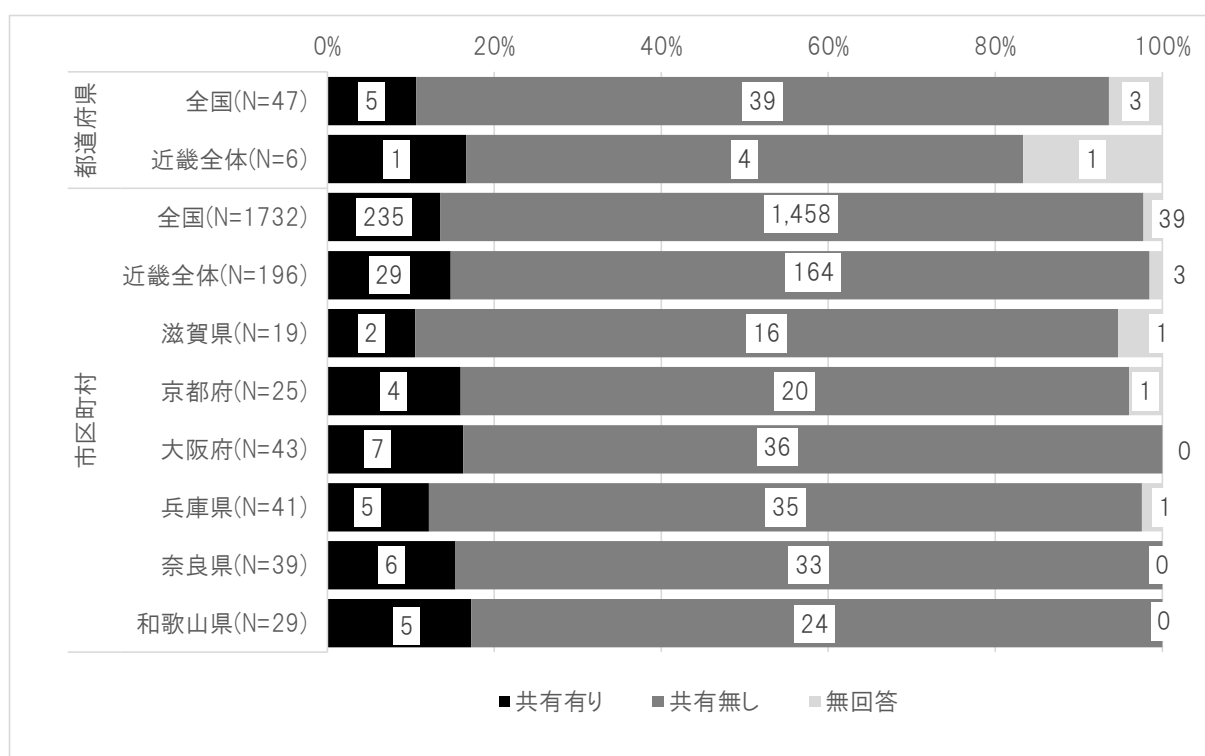
(2) 調査結果

①自治体の廃棄物部局と社会福祉協議会との連絡担当者の共有の有無

災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時からの連携体制のうち、連絡担当者の共有の有無を確認した。

全国、近畿全体の傾向に大きな違いはなく、全国の市町村では「共有無し」が84.2%、1,458団体（昨年度82.3%、1,432団体）、近畿全体では83.7%、164団体（昨年度83.3%、165団体）の市町村が「共有無し」であり、昨年度とほぼ変わらない結果となった。

図表 2-86 自治体の廃棄物部局と社会福祉協議会との連絡担当者の共有の有無



注. 近畿全体…近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

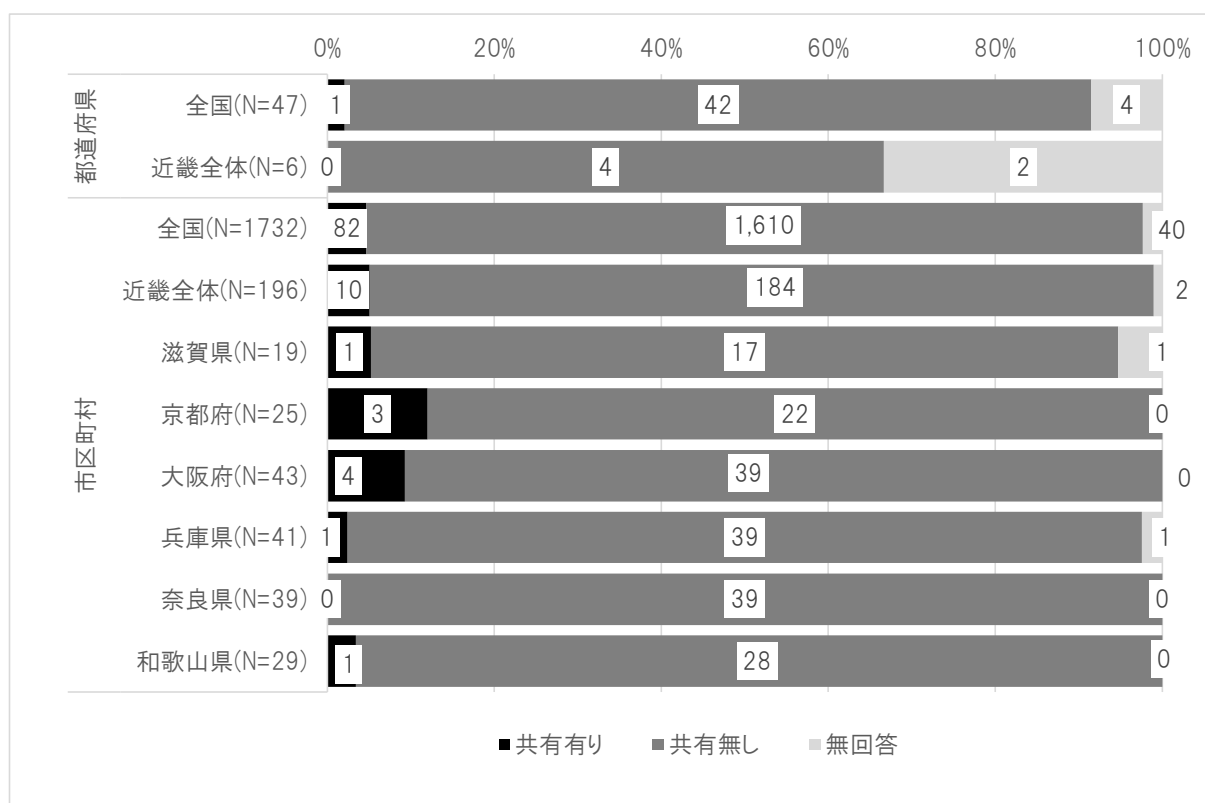
注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

②自治体の廃棄物部局と社会福祉協議会との間における災害廃棄物の分別・排出方法の共有の有無

災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時からの連携体制のうち、災害廃棄物の分別・排出方法の共有の有無を確認した。

全国、近畿全体の傾向に大きな違いはなく、「共有無し」が全国の市町村では93.0%、1,610団体（昨年度88.5%、1,540団体）、近畿全体では93.9%、184団体（昨年度90.9%・180団体）であり、昨年度より微増となった。

図表 2-87 自治体の廃棄物部局と社会福祉協議会との間における災害廃棄物の分別・排出方法の共有の有無



2.2.10 仮置場の確保（環境省本省調査、令和4年度調査結果）

環境省本省が実施した令和3年度廃棄物処理実態調査において、仮置場の確保に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果はあくまで「令和4年度廃棄物処理実態調査」に基づく令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

（1）調査結果概要

ア）仮置場候補地の選定割合及びその公開割合は全国及び2府4県とも昨年度から横ばいであり、大きな変化はない

仮置場候補地の選定「有り」は、全国が56.4%、1,313団体（昨年度55.5%、1,298団体）、近畿全体が50.4%、137団体（昨年度49.6%、136団体）とほぼ横ばいであり、昨年度と同様に、全国のほうが6ポイントほど「有り」の割合が高い。

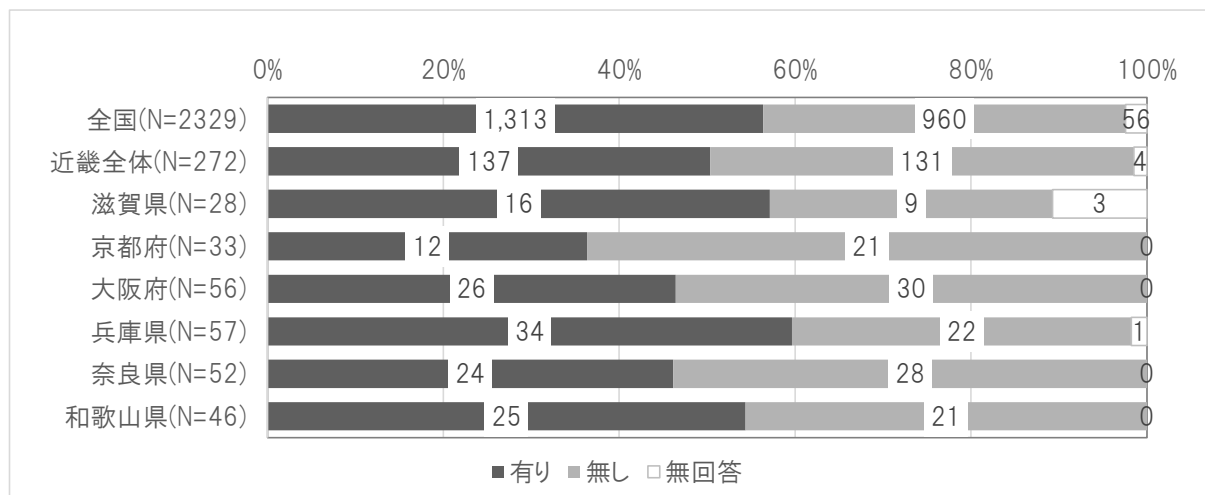
また、その「公開」割合は、全国では51.6%、677団体（昨年度51.3%・666団体）、近畿全体では38.0%、52団体（昨年度39.0%、53団体）で、こちらも横ばいであった。

(2) 調査結果

① 仮置場候補地の選定に関する検討の有無

仮置場候補地の選定に関する検討状況をみると、「有り」は、全国が56.4%、1,313団体（昨年度55.5%、1,298団体）、近畿全体が50.4%、137団体（昨年度49.6%、136団体）であった。全国、近畿全体ともほぼ横ばいであり、昨年度と同様に、全国のほうが6ポイントほど「有り」の割合が高い。

図表 2-88 仮置場候補地の選定に関する検討の有無
【都道府県・市町村・一部事務組合等】



注．近畿全体・・・近畿2府4県

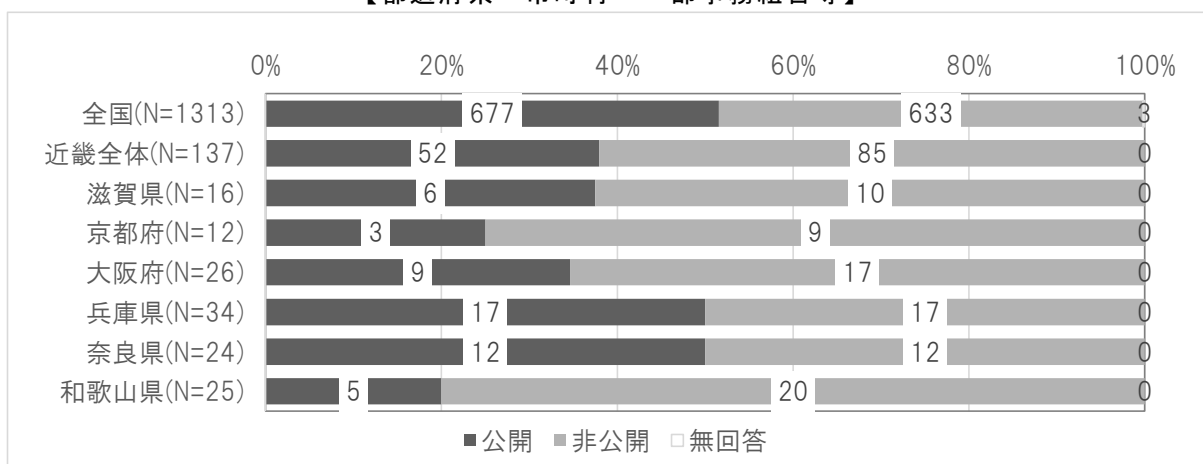
注．令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

②仮置場候補地の公開の有無

仮置場候補地の選定に関する検討について「有り」と回答した団体を対象に、仮置場候補地公開状況を確認した。「公開」している団体は、全国では51.6%、677団体（昨年度51.3%・666団体）、近畿全体では38.0%、52団体（昨年度39.0%、53団体）で、全国、近畿全体とも仮置場候補地公開団体はほぼ横ばいであった。

図表 2-89 仮置場候補地公開の有無
【都道府県・市町村・一部事務組合等】



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和4年12月27日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

注. 仮置場の確保や候補地の選定に関する検討について「有り」と回答した自治体等を対象